論　説

ラントツヴィンガー(Landzwinger)とはなにか
—— ドイツ刑事法史の一断面 ——

若曽根　健　治

Ⅰ　はじめに
Ⅱ　初期のありよう（14世紀）
1　ザルツブルク大司教領——領邦令（1328年）
2　ヴュルツブルク司教領
3　バンベルク——都市法書
4　ニュルンベルク
5　小括
Ⅲ　都市と領邦における事情（15世紀）
1　ベルンとルッツェルン——和解証書
2　バイエルン大公領において
(1)　ミュンヘン領邦等族議会議決
(2)　裁判実務として——ウァフェーデ誓約証書
3　フランケン
(1)　メックミュール——ヴァイストゥーム
(2)　エルヴァンゲンとフュルト
4　アウクスブルク——年代記
5　ネルトリンゲン——裁判規則
6　小括
Ⅳ　近世初期の立法と裁判実務から（16世紀）
1　領国と帝国の刑事裁判令——バンベルゲンシスとカロリーナ

2　帝国議会議決——一般ラント平和令——帝室裁判所令
(1)　トリールおよびケルン帝国議会議決（1512年）
(2)　一般ラント平和令——1521年および1548年
(3)　アウクスブルク帝国議会議決と帝室裁判所令（1555年）
3　聖界諸侯領国と帝国騎士領における刑事法——フランケン
(1)　ヴュルツブルク司教領国における布令
(2)　シュヴァルツェンベルク帝国騎士領の刑事裁判規則
4　ヴァイストゥームにおいて
(1)　ティロール
(2)　上オーストリア
5　裁判実務から——北ドイツにおける
(1)　リューベック市参事会の事例（1547年）
(2)　ブランデンブルク市審判人団による裁判（1566-1576年）
6　小括
V　歴史犯罪研究の観点から
1　「法学的」視点と「犯罪徴候学的」視点について
2　時代の問題のひとこまとしてのラントツヴィンガー
3　若干の考察
VI　おわりに

I　はじめに

ラントツヴィンガーとの遭遇　中世後期のアウクスブルク市では1320年代以降 „Baurechnungen "(„Baumeisterrechnungen") と呼ばれる都市会計記録が作製された。建築親方（二人）が都市のためにおこなった支出——この報告が公証人によって書き留められた[1]。都市史の様々な側面について素材を提供してくれる貴重な史料である。ところで同市のこの収支計算

書には、経費支払いの対象となっていた種々の項目が挙げられていて、興味深いものがある。

刑事法関係でいえば―― (i)(1321年4月12日) „Item suspensori quod ullino abscidit lingwam et quosdam suspendit VI ß“［被処刑者の舌を切断し、彼を吊るし台に吊した経費として6シリング（が刑吏に支払われた）］•(ii)(1321年4月26日) „Item suspensori VIII ß pro tormento et suspensione cujusdam furi“［盗人の被拷問者（吊るされる者）に（刑吏が）拷問を加えこの者を（拷問のため）吊るした経費として6シリング（が支払われた）］•(iii)(1322年12月19日) „Item suspensori I lib.minus I ß de pluribus suspensionibus et tormentacionibus“［被拷問者を複数回吊るしたり、拷問を加えたりした報酬として1シリング減額の上で1プント（が支払われた）］•(iv)(1323年8月21日) „Item Rohlingero pro expensis quas servus qui fuit tormentatus apud eum fecit XXX ß“［ローリンガーに30シリングが支払われた。彼の処で拷問に処せられた下僕に要した経費として］•(v)(1328年6月19日) „Item IX ß pro lignis ad edificationem Trunci“［(有罪者を繋ぐ)繋留杭を建てるのに要した木材の代金として9シリング（が支払われた）］といったように[2]。

ここには、贖罪金刑司法に代わる、あるいは、これと並び立つ刑事刑司法――ここにおいて展開していた「或る種の習熟した実務」（エーベルハルト・シュミット）が見出されることになるであろう[3]。

さて、アウクスブルクの本収支計算書は1368年からはドイツ語で書きあらわされるようになるが、その4年後の1372年7月22日（an Maria Magdalenetag）の条には、こう記されていた。「H.フィッシャー（von Agenwanck）、C.クーグラー（von Schennbach）そして…ホッフ（der Hopff）の3人の農民（wauren）は市参事会にこう訴え出された。彼らは結社（gesellschaft）をなし、かつラントツヴィンガー（landtwinger）であった。その者らは不法にも、ラントにおいて人びと（die luten）から、人びとに属するもの（財物）を奪い取っていた。」[4] ここに、結社を作り他人のものを奪い取って

いたとされる「ラントツヴィンガー」とは、いったいなにものであろうか。

本稿の課題　ラントツヴィンガー（そして彼がおこなう行為としての「ラントツヴァング（Landzwang）」）は、北はリューベック、ブランデンブルクから、南はベルン、ルッツェルン、ティロール、ザルツブルクに至るドイツ語圏諸地域の諸文書に名をみせ、帝国関係の史料にもあらわれる。ほぼ14世紀以降に出現し近世に続いていく。ただし、ラントツヴィンガー（ラントツヴァング）がなんであるのかは諸文書には明晰には述べられていない。同時代人によってすでに前提となってしまっている。この点は、「ラントにとって有害な人間」の場合と同様の事情にある。このような事情を受け、本稿は、ラントツヴィンガーのありようを探るのを課題とする。そしてこれを通して、ラントツヴィンガーが出現した時代と社会を考えてみることにある。さらにこの問題は、非行、逸脱行為の観念史の点で現代にも繋がっているようにおもわれる。上記アウクスブルクの事例によれば、ラントツヴィンガーは「人びとから」——個々の人からでなく——財物を奪い取っている、との訴えが提起されていた。犯罪観念のひとつの新しいありようが示されているようにみえる。

研究史の概要　ラントツヴィンガーを正面から取り上げた法史の研究は少ない。管見のかぎりでは、随分古くにリチャード・ジョンの考察（1852年）[5]があり、次いで戦前のルードルフ・リッターの著作（1930年）[6]、近時はユルゲン・ハンス・カール・ドゥフナーの学位請求論文（1982年）[7]がある。三論文はそれぞれの見地から独自に考察を展開し、これはこれとして貴重な研究である。他方、筆者管見の最近時の文献といえば、奇しくも、『ドイツ法律語辞典』に収録されたラントツヴィンガー関係史料引用記事（1988年）[8]が存するのみである。

上記三研究について一言すれば、ジョンは、ラントツヴァングをラント平和違反の観点から考察するが、ラントツヴィンガーに関わる事例について引用事例は少ない。リッターは、カール五世刑事裁判令——以下ではカロリーナと略記する——のラントツヴィンガー規定（第128条）を考察の

中心におき、その前史（法源史）および後史（影響史）を問うという限定的な問題関心のもとにある。ドゥフナーの論文はいわばラントツヴィンガー＜事典＞の様相を呈し、およそその言葉を含む諸文書をほぼ網羅引用している。ただ考察については手薄のようにおもわれる。三研究に関係して一言断っておきたいのは、(i) 本稿では、これら三著作の内容に逐一検討を加えることはおこなわない。これは、別の機会に譲りたい。先ずは、ラントツヴィンガー問題について筆者自身の見地を確かめておくのがよいと考えるからである。(ii) 三研究はいずれも、上記カロリーナの立法に依拠して形成されたドイツ普通刑法学におけるラントツヴィンガー問題も取り上げている。ドゥフナーはさらに、現行ドイツ刑法典のラントツヴァング規定（§126［「犯罪の脅迫による公的平和の侵害」］）[9] の制定およびその変遷にも言及している。本稿は、ドイツ普通刑法学にまで立ち入る余裕がなかった。これまた、他日を期したい。

研究の方法　ラントツヴィンガーについて諸文書の書き手、読み手、聴き手には或る纏まりをもったイメージが獲得されていたのであろうか。反対に、彼らはバラバラなイメージを抱いていたことはなかったか。この問題に答えるには、関係の情報を積み重ねる以外によい方法はない。他方で情報は残念ながら立法者、司直といった当局側の諸文書（しかも刊本でのものしか利用しえなかった）が中心とならざるをえない。社会からの、およびラントツヴィンガーとみなされた人間からの発言をえるのは難しい。そうはいうものの、少なくとも、もはやものを語ることのできなくなったこれら人間の思いだけは、われわれは後世に伝えていく必要はあろう。

ラントツヴィンガーの字義上の意味[10] をここで予め一言しておくのが望ましいかもしれない。しかし、予断はもたぬ方がよい場合もある。そこで本稿では、14世紀から16世紀の帝国と領邦、都市における立法、裁判実務を中心とした関係の諸記録を丁寧に読んでいく。この過程で、ラントツヴィンガーとはなにかを考えていきたい。その上で最後に、歴史犯罪研究の見地から若干の言及と考察をおこないたい。

Ⅱ　初期のありよう（14世紀）

1　ザルツブルク大司教領——領邦令（1328年）

ラントツヴィンガーをめぐる問題は16世紀中葉には大略出揃った感がする。それがほぼ最初に姿をみせるのは1328年のザルツブルク大司教領においてである。やがてみるように、中世南ドイツが出発地となっている。無論この辺りの事情は、関係史料の新発見によって変わってはくるが。

1328年9月29日ザルツブルク大司教フリードリヒ（三世）は一領邦令（全47条）[11]を発した。同大司教領の立法史については1524－26年のポリツァイ令および領邦令の立法が有名である[12]。14世紀20年代といった早期に浩瀚なる立法を生んだのは、ラント・ザルツブルクが形成されてきた事情と無関係ではなかろう。それは13世紀に大司教がバイエルン大公を初めとする世俗領主所有の諸グラーフシャフトを取得することで形成された[13]。領邦令には諸領域をラントに統合せんとする大司教の意欲がみられる。また世俗領主からの攻撃（略奪・差押え・放火）にたいし聖職者・教会・修道院を保護せんとする大司教の配慮がある。ラントへの統合は領邦令に「ラント法に基づき（nach dem landes recht）その者に賠償させるべし［第39条］」とある「ラント法」の生成とも関係があろう。広く刑法・裁判法・私法[14]・ポリツァイ法（「余はあらゆる暴利および先買を禁じる［第33条］」）を含む本領邦令（Landesordnung）はヴァイストゥーム（判告法）[15]の側面と共に、制定法（„Di sâcze setzen“）の性格をもつ。制定法であればこそ、ラントツヴィンガーといった新しい問題を古来の問題に繋げつつ——新しい問題はこの方法で初めて新しい問題として認知された——取り込みえた。ともあれ、関係の箇条（第24条）[16]をみていきたい。

「森の徘徊者（holzgeaer）とラントツヴィンガーはラントと人びととに

有害な人間であり、領内在住を朕は認めぬ。彼らを有害なる者として叫喚告知し、追跡するよう命じる。これを怠る者あるときは、この者は裁判所にたいし1フントの責めを負うべし。」ただし、叫喚告知、追跡に不参加だったのが故意にはあらずと裁判において申し開きをなすのであれば、このかぎりではない。ラントツヴィンガーは捕捉された上で領邦から追放されるべき人物となる。彼をそれと知って匿う者は同罪に陥った。もちろん、ラントツヴィンガーであれその隠匿者であれ、その昔の罪が明白になるには裁判を経る必要があった。「裁判官は、彼らの身柄を確保するときは直ちに彼らを裁判に付すべし。」裁判官がこれを怠るときは、彼は主君たる大司教によって、あるいは彼が大司教以外の者を主君にもつときはこの者によって30フントの罰金に処せられる。叫喚告知、追跡に加わらぬ者にたいする制裁と比べて、裁判官による裁判拒否、裁判懈怠は随分重い制裁を招くことに注目したい。最後に本条は、こう結ぶ。「裁判官は、他の裁判区において（も）そのようなことをなす（であろう）そのような者らには、自由通行権を付与することは、ありえず」と。

ここに「他の裁判区において（も）そのようなことをなす（であろう）そのような者ら」とある。ラントに有害な人間とみなされた森の徘徊者とラントツヴィンガーはラントにとって有害な者（例えば常習犯とか、悪評を帯びる者）として裁判区から裁判区へと渡り歩く流浪者（„Landstreicher“）である[17]かのようだ。また「森の徘徊者」とは、ラントツヴィンガーの日常的な態様を指し示している言葉なのかもしれない。ただ、彼の行為（ラントツヴァング）とみなされている「そのようなこと」のありようは、未だわからない。ただし、「森の徘徊者とラントツヴィンガー」を法共同体からの離脱者（Austreter）のように推測する見解[17a]はある。

本条では、ラントツヴィンガーは、13世紀中葉バイエルン平和令以来すでに伝統的となっていた「（ラントにとって）有害な人間」の概念の中に埋め込まれた存在として理解されている。（この意味でバイエルン辺りがラントツヴィンガーの発祥地といえるのかも知れない。）しかも「有害な

人間」は領邦令で本条以外の諸箇条においても名が挙がっていた。(i) 裁判官が有害な人間を彼の裁判区において捕らえるとき、これによって、当該裁判区に土地をもつ領主（herren）に損害が及ぶことがあってはならぬ。なんぴとも、有害な人間が当該裁判区に有していた財産に手を付けてはならない［第16条］。当該財産は裁判官によって没収されえず、有害な人間の主人である領主に帰属する。(ii) 着衣の下や他の場所に刀剣や甲冑（mezzer oder ander harnasch）を隠し帯びる者は、有害なる人間とみなされるべし［第27条］[17b]。(iii) 身体に（an den leib）関わる（殺害や傷害等の）事件および他の重大な事件（grozze sache）のゆえに追放に（in der aecht）処せられている者をそれと知って匿う者は、本人と同様、被追放者の地位に（an dez aechters stat）陥るべし。「その者（被追放者）を追放に処した裁判区の裁判官は自身、その（当該の者を追放に処した）ことを他の（裁判区の）諸裁判官に（den andern richern）告知すべし［第28条］。」ここでも、有害な人間はラントツヴィンガーと同様、裁判区から裁判区へと移り動く者（他所者）として捉えられている。ただ、ラントツヴィンガーがラントにとって有害な人間と関係づけられたのは、当面のところ、ザルツブルクの本例のみである。

2　ヴュルツブルク司教領

ローテンブルク市文書館にはローテンブルガー・コピアールブーフ（筆写記録簿）が所蔵され、その中の数葉に（f.22～24'）ヴュルツブルク司教領内外の聖俗諸裁判所における裁判の形態（被告となりうる者の範囲、召喚方法、裁判の対象となりうる事件の種類等）がそれぞれの裁判所毎に記述されている。記述は1343年から1347年にかけておこなわれた模様である。その中で、世俗裁判所（ツェント［Zent］と呼ばれる）の一つイープホーフェンの裁判所（Daz geriht zu Yphoven［現在はIphofen］）をめぐる記述がここに関係する。なおイープホーフェン（1293年に都市となる）は、キッツィンゲン（Kitzingen）の南東にあり、マインフランケンからニュルンベ

ルク、レーゲンスブルクに至る通商の要路に位置していた。

さて、イープホーフェン裁判所に関する記述によれば、同裁判所は比較的新しく最近30年の間に設けられ、ここに被告としてヴュルツブルク司教領下の騎士やその従者、市民が召喚される。召喚については、とくに召喚状はなく使者の口上をもって実施される。同裁判所では決闘が立証方法として許されている。裁判の慣行はキッツィンゲンおよびヘルムスハイム（Helmsheim）の裁判所における慣行と同種である、とされる。参考までに、決闘裁判についてキッツィンゲンの裁判所の慣行を摘記しておこう。被告が原告による告訴を否認するときは、雪冤の宣誓が許される。雪冤宣誓に成功すると被告には、無責の判決が下る。原告がこれを嫌い、みずから立証を望むときは指を立て決闘を申し込む。決闘は代闘者によっておこなうことができる。代闘者が敗北することになると、原告は名誉を失う（敗訴する）に至る。

ラントツヴィンガーについてはこう述べられていた。「この年（1343年から1347年にかけてのいずれかの年）には、或る男、その妻と、夫婦の娘とが捕らえられ、ラントツヴィンガーとして叫喚告知をもって裁判所に連行された。それは、彼らが皇帝の宮廷裁判所が発行した一連の証書を身に帯びていたこと、これによっていた。これらの証書は、裁判所に訴えが出されていたものであった。」[18] 帝国宮廷裁判所の諸証書（詳細は不祥）が失われ、これについて訴えが出されていたところへ、彼ら親子３人が網に引っかかったというのであろうか。

本事例で注目するのは、第一に（i）ラントツヴィンガーと称せられる者が一家族の形態を取ることがあった。後世1568年ヴュルツブルク司教領国の布令（後述）においては、妻子も追跡の対象になっている。ラントツヴィンガーによる行為（ラントツヴァンク）は一家族の日常的な生活形態たる様相を呈している場合があった。第二に（ii）本事例は現行犯行を示していないようだが、にも拘わらず「叫喚告知」が起きていた。これは彼ら一家が＜他所者＞だったことによるのであろう。他所者にたいし裁判で

もって対応するには、地域の人々の叫喚告知が必要であった。このことは、より一般的にいえば、現行犯手続きが非現行犯行にも広げられ、この意味で現行犯行と非現行犯行との区別が稀薄化してきている事情を示している[18a]。しかし他方で、ラントツヴィンガーという新たな事態に対応するのに、現行犯手続きの伝統と記憶とに頼らざるをえなかった。この意味では、現行犯手続きはその独自性を保持している。この辺りの事情には、時代の制約性（ラントツヴィンガーを新たに問題化するのに、他に手段がなかったこと）がみられる。

3　バンベルク——都市法書

バンベルクでは、14世紀中葉の都市法を記述するとみられている都市法書に全四箇条にわたってラントツヴィンガー（およびラントツヴァング）が名をみせる[19]。箇条の多さの点では、稀有な例である。

［イ］［第136条］ラントツヴァングが刑事刑に処せられる一行為たることを宣言する。刑事刑に言及する前に先ず、贖罪金（buz）が支払われねばならないケースが述べられる。「ある者（市民）が、他の者——彼が市民であれ客人であれ——にたいし（保証人を差し出すなど）保証をおこなっている場合に、（そこから発生する）当該の事件については、都市法の定めるところに従い、被告は（たとえ彼［被告］が敗訴することがあろうとも）刑事刑に処せられることはない。それゆえに、（刑事刑の科刑を請求する）原告（債権者）は（彼［原告］が敗訴するときは都市裁判官たる）シュルトハイスに贖罪金（buz）を支払わねばならぬ。」[20] 次に刑事刑（死刑）に触れる。「だれしも前もってよく知っておかねばならぬ。なにについて刑事刑が科せられ、なににはそれが科せられぬかを。刑事刑に処せられる事件として裁判官が判決を宣する事件には次のものがあり、その全ての名を挙げよう。殺人について、略奪について、盗みについて、放火について、偽造について、反逆について、強姦について、ラントツヴァング（lantwingen）について。」[21] ラントツヴァンクは刑事刑に相当した。

［ロ］［第147条］ではラントツヴィンガーはいかなる刑事刑に服するのであろうか。「盗人について、略奪者について、反逆者について、およびラントツヴィンガーについて。これらそれぞれの者は、現行犯行を示す品物（hanthaft）として衣類や長衣、その他の物を背負わねばならぬ。これらの物は、盗人および略奪者、また反逆者、ラントツヴィンガーが（被害者から窃取し、あるいは奪い取って）所持していた品物である。これらについて審判人（判決発見人）は、こう述べるべし。われら（審判人）は、現行犯行を示す品物が彼（盗人ら被告）に繋ぎ付けられているのを観たし、各品物は値が13ペニヒを越えている、と。これによって、原告の告訴に応え（被告が）刑事刑に処せられるのは正しいことなのである。（被害者から奪い取り）現行犯行を示す品物は13ペニヒを越える値である（ため被告は刑事刑に処せられる）べし。被告は繋留柱に繋がれ、品物は一斉に（審判人の）検査に供されるべし。かつ、これら二つについて（その通りになされたことが）一斉に宣告されるべし。そして」——と刑について書く——「盗人にたいしては網でもって処刑されるべし。略奪者には剣によって、反逆者は地面をひきずられ仕上げは剣で、ラントツヴィンガーは網でもって。」ラントツヴィンガーは現行犯の扱いを受けその手続きに服し、吊るし首に遇う[22]。この意味で、ここでは彼は不名誉な犯罪者として扱われている。

［ハ］［第184条］本条では過去のある事件が例に採られている。「（市民）ヨハン・ゴールドシュミット、およびハインリヒの件でラントツヴィンガーが罪に問われることについて。ヨハンとハインリヒはラントにおいて保有民を支配していたところその中の或る農民（A）——人は書簡運び屋と呼んでいた——が、彼ら（保有民）を、彼らの裁判籍があるツェント裁判所に召喚し、決闘を申し込み（kempfllich）訴えを起こした。それは、彼らが教会堂を荒らしたこと、エレ尺を変造したこと、それらがキリスト降誕節のときであったこと、また他の不名誉なる（vnerlich）ことを犯した、との彼（A）の主張によっていた。この（告訴）行為によって彼（A）は彼ら（保有民）にたいし不法を働くことになった。それは故意の行為であっ

た。この行為のゆえに、彼らに負担を負わせ、彼らに贖罪金を課し、損害をもたらした。これによって、彼らから彼らのものを奪い取り（ab erzwang)、彼らの身体と財産とを、強要し（leibs vnnd guts benotigt）た。」その結果彼「書簡運び屋」（A）はどうなったのか。「かの農民［A］はここ［バンベルク]において捕らえられ、決闘用の楯と棍棒とを背負わされ、[叫喚告知]をもって、[また現行犯行を示す品物と一緒に、裁判所に連行され（有罪の判決を受けた後)、決闘用の楯と棍棒と共に並べられ]吊るし首台に吊るされた。」[23] ここでは、根拠のない告訴に走る者（濫訴に及ぶ者）がラントツヴィンガーの扱いを受けている。

［ニ］［第185条］ラントツヴィンガーは或る特殊な態様の略奪者であった。「ラントツヴィンガーが無分別にも、不意打ちと暴力によって土地保有民のものを奪い取るならば、それは略奪に匹敵する。人びとから強要によってものを奪い取るならば、あるいは人びとが無理強いさせられることで、みずから（die leut selber）ものを彼に供与せざるをえぬとき、このようにしてものを奪い取るのは、あるいは供与させるのは、略奪として刑事刑に処せられる。」[24] 本条は、ラントツヴィンガーの態様に一歩肉薄してきている。

本条によれば彼は、端的に暴力によって保有民から財物を取る（従来型の）略奪者でもある。と共に、保有民を強要し財物を彼に与えざるをえなくさせる（保有民が損害を受けざるをえなくする）者である。あたかも保有民がみずから進んで財物を供与するかのように。しかし内実は略奪である。では、ラントツヴィンガーはどのような手段を用いて保有民を強要するのであろうか（後述)。これについては、ここでは未だみえてこない。

4　ニュルンベルク

ヴュルツブルク司教領国のツェント・イープホーフェンの土地は上述の通りマインフランケンからニュルンベルクに至る通商の要路にあった。このニュルンベルクにもラントツヴィンガーが姿をみせていた。市参事会員

ヨハネス・ミュラーの『帝国都市ニュルンベルク年報』（1623）にあった記事に――（a）「1394年4月21日、ハンス・トライブーフはプラッカーかつシュタウデンヘヒト（Placker und Staudenhecht）であり、ニュルンベルク市民に多大の損害を与え、このため吊るし首に処せられた。同じく市参事会はクンツ・フリッケンホーファーを、プラッカーかつラントツヴィンガー（Placker und Landzwinger）として処刑させた。」（b）「ハンス・フォン・ヴォルフスケールはこの［1394］年ニュルンベルク市参事会にフェーデ通告状を送付して来た。／これとは違って、ハインリヒ・フォン・エッラーバッハ（ヴォルフと呼ばれた）、彼の支援者ら、またフリードリヒ・テューゲルはかつてはベフェーダー（Bepheder）であったがニュルンベルク市参事会と再び和解した。」（c）「またハインツ・ロイ・フォム・シュタインは、ラントツヴィンガーかつプラッカー（Landzwinger und Placker）としてニュルンベルクにおいて処刑された。」（d）「シュテファン・フォン・アプスベルクとフリードリヒ・テリンガーとはベフェーダーであるが、ニュルンベルク市参事会とは和解した。しかるに、パウルス・ヴォルフェルは、プラッカーかつシュトラーセンロイバー（Placker und Strassenrauber）として処刑された。」[25]。

ここにラントツヴィンガーをめぐり登場した人物、またその周囲に出現した人物像を纏めてみよう。「プラッカー、かつシュタウデンヘヒト（Placker und Staudenhecht）」・「プラッカー、かつラントツヴィンガー（Placker und Landzwinger）」・「ベフェーダー（Bepheder）」・「ラントツヴィンガー、かつプラッカー（Landzwinger und Placker）」・「プラッカー、かつシュトラーセンロイバー（Placker und Strassenrauber）」となる。これらのうち「ベフェーダー」はフェーデ通告者（あるいはその実行者）を指す。その他の者は「プラッカー」であれ「シュタウデンヘヒト」であれ「シュトラーセンロイバー」であれ、言葉は違うがいずれも略奪者――街道においてであれ、なかれ――を指している[26]。上記からみると、ラントツヴィンガーはベフェーダーとは縁が切れているようだが、プラッカーを初めと

する略奪行為者と繋がっている[27]。他方で「ラントツヴィンガー」が「プラッカー」等とは別の言葉でもってことさらに挙げられているのを考えるとき、まるきり略奪行為者とみることは難しい。その実態は別のところにも求められねばならないであろう。そうなると彼は、表記上直接は関わりがなかった「ベフェーダー」にも繋がってくるかも知れない。しかも、フェーデ通告の方法を使って略奪に及ばんとする者というように。

5　小括

以上ラントツヴィンガーの初期史から、彼の朧げなる姿が浮かび上ってくる。（1）南ドイツにおいて13世紀中葉以降ラントにとって「有害な人間」が登場してくるがラントツヴィンガーは、伝統的なこの人物群なかんずく流浪者（他所者）群もしくは森に隠れ潜む者ら（「森の徘徊者」）の中に入れ込まれて把握された。（2）こう把握されることで彼は「叫喚告知」の対象となった。彼にたいする裁判は伝来の現行犯手続きの一つとなり地域（ラント）の人びと（定住民）全体が参加し、これによって裁判の正当性が担保された。（3）ラントツヴィンガーは広く略奪者の範疇に入れられ、とりわけ略奪者の中の特殊な一形態をなすものともみられていた。ラントの人びとを強要し、財物の提供を余儀なくさせるといった態様にあった略奪者である。

Ⅲ　都市と領邦における事情（15世紀）

1　ベルンとルッツェルン——和解証書

15世紀にはラントツヴィンガーの事例はスイス領域にも出現し、都市と領邦とにおいて地域的な広がりを大きくみせる。しかし14世紀と同じように、南部地域が中心となっている。また次世紀とは異なって、帝国関係の

文書には未だ姿をみせてこないようだ。

スイスの諸都市は度々相互に争うことがあった。例えば、ルッツェルン市はすでに13世紀末バーゼル市との間で[28]。15世紀初葉にはベルン市との間で。争いの一つの、しかも主要な原因は、スイス諸都市が互にラントに勢力を広げ都市領邦を形成せんとする行動を取りこの過程で衝突することがあったことによっていよう。ルッツェルン、ベルン間の15世紀初葉の衝突は、1421年3月1日に和解によって一応の決着がついた。ここにラントツヴィンガーの名が登場する。それは（全20箇条にわたって）したためられた和解証書——協定（vereynung）——の末尾部分で「公然次のことが告知される」と書き出された箇条においてである[29]。

本条は、冒頭次のように書き出す。「公然次のことが告知される。われら［ベルンとルッツェルンの］両市、ラント、地域に住むラントツヴィンガーは裁判官に従うことを望まない。また両市を拾得物と共に流浪し（umb ziechend）、時々に両市の人びと（beider stett lut）を脅して（trowend）いる。脅しの言葉と所作で人びとに恐怖を与え（vorchtsam machent）、さらにその当時ものを奪ったり（an gewinnent）していた。このことについて、われらは協定を結ぶ。」これを受けた本文については、以下全三段にわけて述べるのがわかり易いであろう。

（イ）両市は協定をなぜ結んだのであろうか。それは、以下の理由によっている。「ベルンとルッツェルンのいずれかの市領域（都市ラント）においてラントツヴィンガーが出現し、彼らにたいし次の非難が加えられた。彼らはその思い上がった行為のゆえに（von siner frevenheit wegen）一裁判区から別の裁判区へ、或る都市ラントから他の都市ラントに逃げ回って（flichende）おり、そのため彼らは彼らの犯した思い上がった行為を改めず、あるいはそれに身を委ねている、と。」ラントツヴィンガーが「或る都市ラントから他の都市ラントに逃げ回って」いることにどのように対応すべきかが、協定が必要な理由であった。

（ロ）ラントツヴィンガーのこの行態からみて、彼らにたいしてはどの

ような措置を施すべきなのか。「彼らにたいし訴えが提起されても、彼らは裁判所に出頭せず、それゆえ裁判は満足に進まず、裁判においてラントツヴィンガー（は不出頭のため彼）に出会うことがない。ラントツヴィンガーが逃亡し（geflochen）たとき、逃亡前に彼らが居た都市あるいはその役人［A］が、彼らラントツヴィンガーが到来した別の都市、あるいはこの都市の役人［B］にたいし書簡を発し（schribent）、真剣に次のことを要求するのでなければ。到来地の都市、役人［B］は彼らラントツヴィンガーが居住する間に、彼らとその財産とにたいし攻撃を加え（griffen）彼らの身柄を拘束し、その財産を差し押えることを。」[30] 一方の都市当局は、他方の都市当局に情報を発信し、ラントツヴィンガーの捕捉に尽力するよう要請すべきであった。

（ハ）本条はこう結び、当局間の連繋を強調する。「さすれば、ラントツヴィンガーは裁判において（定住民と）同じ法（を享受すること）に満足するであろう。それ（同じ法を享受すること）が（彼らにとっても）至当であり、それ相応なことだから。それ（都市間の発信と交信）が書簡（の授受）によって、あるいは保証人（見届人）（の設置）を伴っておこなわれるからには、両市民の安全は今後いっそうよく保たれる（dester sicherer sin）であろう。要求を受け取った側の都市と役人は、（発信側の都市と役人からの）要求には遅滞なく従い（gehorsam sin ane verziechen）、裁判を進めるよう用意おさおさ怠ることは、無かるべし。」

以上、ラントツヴィンガーは裁判あるいは判決に服さず、あまつさえ所属の裁判所を逃亡し、都市から都市へと渡り歩く人物とされ、ここに彼のありようがよくあらわれている。放浪しつつ「脅しの言葉と所作で人びとに恐怖を与え」る状況がある。放浪の間、略奪に及ぶことがある。ここでも一個人ではなく「人びと」が略奪の対象になっている。

2　バイエルン大公領において

(1)　ミュンヘン領邦等族議会議決

ラントツヴィンガー問題は一領邦の等族議会の中で審議の対象になった。これは、上部バイエルン大公領において大公の評議官と領邦等族の提案に基づいて決定された等族議会の一議決（1444年7月4日以前）に実を結んだ。「次のことについて協議の一致をみた。貴族（ヘレン）、騎士（リッター）、騎士従者（クネヒテ）、その他の（武装）者はラント法に違背して、略奪者、殺害犯、放火犯、ラントツヴィンガーらと謀り他の人びとにたいし戦い（フェーデ）を仕組むとか、これら他の人びとを脅迫して自己の意に従わせるとかは、してはならぬ。さらに、略奪者、殺害犯、放火犯、ラントツヴィンガーに自由通行の権利を与えたり、彼らを宿泊させ、また援助したりすることはなすべからず。貴族、騎士、騎士従者がこれを犯し、しかもそれが故意になされたことが判明するときは、領邦等族に授与されたる特権状に基づき領邦君主は彼らを処罰するべし。法にある通りに。かくのごとき非行者の居場所を知りたる者は、非行者がなんぴとのもとに居ようとも、彼らを捕らえラント法に則して刑事刑に処するべし。」(31)

本議決によれば、ラントツヴィンガーについて本稿でこれまで述べてきたものに、新たな別の側面が加わっている。これまでは主に、彼が人びとに損害を及ぼしているといった、彼自身の問題があった。これにたいし、とくに上部バイエルン大公領においては、騎士従者をも含む聖俗の貴族諸身分がラントツヴィンガーを利用し、あるいはこれと結び付き、あるいはこれに助力することで、領邦君主（バイエルン大公）らの諸権力にたいし自己のなんらかの要求を実現せんとしていた。これが現実に起きており、関係案件が等族議会で議題に取り上げられていた。以上によってみるに、ラントツヴィンガーは（おそらく武装して）一個の勢力となっている様相が読み取れる。この勢力に立ち向かうべきとして司直に注意が喚起されている。後代度々取り上げられた問題との関連でいえば、彼は自己の支援者

を目の前に見出していた。これが、おそらく時代の問題となっていた。またそれが、時代に特有な非行と逸脱行為の問題（後述）に繋がってくる。

(2) 裁判実務として——ウァフェーデ誓約証書

ウァフェーデ（報復放棄の誓約）を誓うに至った理由の一つに誓約者が犯したラントツヴァングがあった[32]。しかも、以下で取り上げる事例にはラントツヴァングとして新たな行為が出現してくる。本事例は1477年9月27日（Vff Sontag vor sand Michels tag）（場所は不祥）フリッツ・レーナー・ツー・ヴァイデンゲゼッス（zw Weydengesess）なる者がおこなった誓約[33]にみられるものである。誓約をしたためた（vervrfecht vnd verschribenn）証書（diser vrfhe brieff）は長文にわたっている。前半と後半にわけてみてみよう。前半の末尾には、ウァフェーデの破誓に至るときは罰金として「余の慈悲深き主君に」200ライン・グルデンを支払う義務あるべし、とみえる。後半は、このような義務をも含んだ誓約行為を担保する（保証人の設定等の）保証について、また破誓した場合の法的効果について、こと細かに述べる。破誓にたいする保証は、誓約の実現性を担保してくれる行為である。破誓が起こり易いことは、ウァフェーデの誓約において常に懸案となっていた。高度の確率で起こる破誓にたいしては、その対応が誓約そのものの中に織り込まれている。このことが、誓約の現実のありよう（破誓を常に視野に入れた誓約法）を教えてくれている。

ラントツヴィンガー関係の記述は前半部分に知られる。フリッツは当時バイエルン大公オットーを主君の一人として戴き、また直近の主君はミヒャェルフェルトの修道院長であり、彼はこの一臣下であった。彼がウァフェーデを誓うに至ったのは、本修道院長にかつて彼がおこなっていた宣誓に違背し、この違背によって犯した著しい非行（von solcher merglichen misshanndellung wegen）にあった。彼は、主君の裁判所で（訴えを起こし、この裁判所において）法（gleichs noch rechtes）を享受することで満足せず「不当にも、他所の裁判所たるヴェストファーレンの（フェーメ）裁判所に

訴え出る（auff fremde westuelische gericht gewendt）」といった行動を取った。このような訴訟行動（これ自体は、公然たる行為であった）が、重い罪であるラントツヴァングに（zw swere vnd eynem lanndtszwangk）該当するものとみなされ、これは「重刑に値し（ein grosse hohe straff wol verdient）た。」

そのためフリッツは修道院の牢に繋がれ、やがて科刑に至るのを覚悟せざるをえなかったところ、兄弟親族と友人との請願を受けて、ウァフェーデを交わすことと引き換えに（auff ein vrfhe vnd vnterschaidt）釈放された。そこで、フリッツは、神と聖遺物とに賭けて宣誓をおこなった。捕らえられ牢に繋がれたことにたいし、バイエルン大公にもミヒャエルフェルトの修道院長にもその他彼の逮捕に責めを負うなんぴとにたいしても報復はせぬ（nymermer anden efferen noch rechen）、この件で聖俗のいかなる裁判にも訴えることはせぬ。裁判外の手段による報復もまたありえぬ、と。なお誓約証書後半には、今後「自由裁判所（フェーメ裁判所）の裁判官に（dem Richter des freystuls）」（また「皇帝の自由裁判所の裁判に（Im rechtenn des keyserlichenn freyenstul）」）訴え出るときは、主君に全く損害が起きぬ（schadlosss）ようなすべし、と求められている。これによってみるに、フェーメ裁判に訴え出ること自体は禁じられていないようでもある。フェーメ裁判所に訴え出ることで、主君に損害がもたらされる——例えば、主君や領国に不利益となる判決が下されるとか——ときは、訴え出た者はラントツヴィンガーに陥ることになろう。

無論このことは、フェーメ裁判に訴え出させぬための牽制になる。バイエルンにおいてもフェーメ裁判の進出に抵抗が示されていた[34]。本事例は、この方向の一つであろう。領国（ラント）の臣民は、そもそも裁判に訴え出んとするときは、本来領国内の裁判所に訴えを起こし同裁判所における手続きに服し、そこで下される判決を不満に思ってはならぬのである。こうした要請の中で、領国に損害を及ぼす結果を招くかも知れぬフェーメ裁判に頼らんとする臣下は、ラントツヴィンガーにあたった。

3　フランケン

(1)　メックミュール——ヴァイストゥーム

ヴュルテンベルギッシュ・フランケンにあって、ヴィンフェン（Wimpfen）とメルゲントハイム（Mergentheim）との間に位置するツェント・メックミュール（Möckmühl）については、古来の慣習（siet und gewonheit von alter）が文書にしたためられた。そしてこれは、ツェント裁判所（裁判長はシュルトハイスと呼ばれた）において判決人の過半数によって（von den zentriechtern und von dem merteil under in）確認を受けるに至った——1429年11月29日付けの判告文書[35]が、これである。

ここにある全十三箇条は各々冒頭「さらに次のことが、裁判所において過半数の者によって語られた（Item ist me gesprochen zum rechten）」と書き出す。その中の一条は、この書き出しに続けて述べる。「ツェント裁判所の権限に属するのはとりわけ盗み、殺害、放火（brant）、偽造、ラントツヴィンガーおよび略奪であり、これらの行為はその罰が生命に及ぶ。上記の罪をなんぴとかに負わせ、しかも罪を証明できると軽率にもうぬぼれ（しかるに、裁判所において証明に失敗し）た者は（被告に帰せんとした罪と）同じ罪を負う。これは（同じく）ツェント裁判所の権限に属する。他方」——と、同条は続く——「或る者に、盗人、殺害犯、略奪犯、偽造者、夜間放火犯（nachtbrenner）を、あるいは同様の罪を、帰する者があり、しかも、その場合立証が伴わぬことがある。この場合は侮辱語（scheltwort）を発した（だけ）であるとみなされ、この行為はツェント裁判所の権限に属さぬ。その（侮辱語を発した）者の主君の裁判所において、（生命刑ではなくて）贖罪金の支払いに服する（büssen）べし。」この後段には、ラントツヴィンガーの名は挙げられていない。これによってみるに、14世紀におけると同様ラントツヴィンガーは、ラント裁判所において刑事刑でもって償うべきものとされていた。

⑵　エルヴァンゲンとフュルト

（イ）エルヴァンゲン　本市には刑事裁判規則（1466年）が作成されている。かつ、これを本体として、これに付記された諸箇条が知られる。この一つに、ラントツヴィンガーが僅かに名をみせる。「或る者（被告）が殺害犯、ラントツヴィンガー、もしくは反逆者として罪に問われた者なるときは、その者の両手は彼の身体の前で（für sich）緊縛されるべし。」本条は一つ前の箇条「或る者（被告）が盗人として罪に問われた者なるときは、両手は彼の身体の後ろ（hinder sich）で緊縛なされるべし」と対をなす[36]。ラントツヴィンガーは両手は前方にあるものの緊縛された姿で法廷に立つ。この意味では、不名誉なる犯罪者の扱いを受けた。

（ロ）フュルト　クリスティアン・ヴォルフ（1754年没）の門下にありマールブルク大学の教授であったヨハン・ウルリヒ・クラマー（1772年没）は帝国宮内法院参事（1742－1745年）を経て1752年には帝室裁判所（帝国最高法院）の司法官試補（アセッソール）に就いた。彼はこのような実務経験に基づいて浩瀚な帝室裁判所判決録を編んだ。本編纂物には、これらの判決録以外にも、ドイツのさまざまな刑事事件例が都市法書、裁判帳簿等から転載され、もしくは抜き書きされて収められている。この一つアムト・フュルト（Fürth）における刑事事件諸例が知られる。フュルト［ニュルンベルク北西レドニッツ河畔］は15世紀以降バンベルク司教領の一都市であり同司教のアムトマンの支配に服していた。諸例中の一つにラントツヴィンガーが姿をみせる。「40年前の［14］89年ハンス・シンメル・フォン・ポッペンロイトは、シュヴァインアウ在の一農民の家宅にフェーデ通告状（Feinds-Brieff）を貼り付けた。このことのゆえに、フュルトにおいて捕らえられ、ヘルツォーゲンアウラッハ市（エアランゲンの西方）に連行され、ラントツヴィンガーとして、この地において、斬首によって生から死へと刑事刑に処せられた。」[37] ここでは、前述14世紀ニュルンベルクにおける「ベフェーダー」の事例を彷彿とさせる。フェーデ通告状によってフェーデを通告する者（しかも、農民とか身分の低い者）がラントツヴィンガー

として斬首（名誉刑であるが）に処せられた。

4　アウクスブルク——年代記

ラントツヴィンガーとして訴え出された者が支援者を抱えていた——ミュンヘン領邦等族議会議決に窺えるような——事情は、実際に、ヘクトール・ミュリヒ（Hector Mülich）の、アウクスブルク市年代記1475年4月5日の条[38]に知られる。「（当時アウクスブルクの名家の出であった）ルートヴィヒ・フェッターは、ここ（アウクスブルク）の或る市民に訴えを起こさせて、或る農民（A）を（ainen pauren）裁判によって死刑にさせ（berechten zum tod）ようとした。市参事会の一人は、彼らを（和解させるため）交渉させようとしたが、これができなかった。そこで（裁判開催のために）警鐘が鳴らされ、彼（原告）は彼（被告）を裁判所に連れ出し、訴えを起こした。被告たる彼（A）はラントツヴィンガーだ、と。判決発見人らはこの間の事情を知ろうとした。彼（A）は、彼（原告）に暴力を加えどんなことを強要したのか（was notzwangs er an im begangen hett）を。彼（原告）は、なにも弁論することができなかった。他方被告の彼（A）は、彼（A）を助けて（被告の無実を）宣誓してくれる人々を大勢抱えて（hett leut genůg,die im wolten helfen schweren）いた。そのため、被告たる、かの農民（A）は（無責）放免の扱いを受け、反対に（原告側の）フェッターは拘禁された。彼は釈放されるのに、1,000グルデンの（賠償）金を必要とした。」ミュリヒの年代記が述べるのは、以上の通りである。ラントツヴィンガーとして告訴された被告は「彼（被告）を助けて宣誓してくれる人々を大勢抱えていた。」原告側は、或る一個の集団勢力と対決せざるをえない状況におかれていたようである。

以上では、フェッターと農民——ゲオルク・クラッツァー・フォン・オルテルフィンゲン（ドナウ河畔エーヒンゲン［Ehingen］近傍）と称した——との間になにがあったのかは、わからない。じつは本事件については、別の記録者の手になる文章[39]が残っている。ここには、両者間の確執がみえてい

る。「事件は次のごとくして起きた。ルートヴィヒ・フェッターには愛人がいた。彼女はエルス・レッシンといった。フェッターは彼女を一度ならず彼の保有民でクラッツァーなる名の農民のところに遣して金を取り立てさせていた。あるときクラッツァーは、彼女に数回甲高い声で悪辣な言葉を投げ付け、あまつさえ熊手で殴り傷を負わせた。フェッターはクラッツァーを待ち伏せ捕らえた上で刑事裁判にせんとした。」本記事によれば、彼とクラッツァーとの間には金銭債務をめぐる或る確執があったようである。ここにさらに、フェッターの情人エルスが加わって争いが表面化した。

次いで「定期の裁判期日（rechtag）が到来して」——と、記事は裁判の模様を書き続け、このところでラントツヴィンガーが出現する——「フェッターは、被告（クラッツァー）が彼と彼の身内（愛人エルス）とにラントツヴァング（landzwang）を犯した、と訴えた。クラッツァーはフェッターのラントツヴィンガーであると共に、ラント全体のラントツヴィンガー（sein landßzwinger und des gantzen landß landzwinger）である。皇帝法およびアウクスブルク都市法書に基づいて、ここに告訴を提起するものなり、と。」

ここで被告クラッツァーは、「（原告たる）フェッター（なる一個人）のラントツヴィンガー」たるに止まらず「ラント全体のラントツヴィンガーである」と訴え出されていた。これは裁判手続き上の伝来の慣用句に従っていた。例えば前述エルヴァンゲン市刑事裁判規則（1466年）によれば、殺害犯について原告（ancläger）は、次のごとく三度述べ、被告を訴えるべし、と命じられている。「彼らは彼（原告）の殺害犯であり、ラントの殺害犯である」（sie ze drien malen beschrien für sein morder und des landes morder）と[40]。古来慣用の文言を用いることで、ラントツヴィンガーの非行について訴訟法上の位置づけが定まる。彼の非行は、被害者個人にとってのみならず、ラント（領国、地域の法共同体）の人びと全体にとっても弾劾の的となる。とくにこう位置づけられることで、彼は雪冤宣誓手続きを享受しえず、ラントの人びと全体が参加すべき（現行犯手続きを模した

断罪の）手続きに服するのである。

それなのにどうして被告は放免となったのであろうか。彼が放免となった理由は、前述ミュリヒの年代記が書く事由（「（被告の無実を）宣誓してくれる人々を大勢抱えていた」こと）とは他のところにあった。先の別の記録者によると、原告の弁論を受け第一判決発見人（der erst urtailfeller）たるパルトローメ・ヴェルザーは、こう判決を提案した。原告が断罪の宣誓をおこない、その後で6人（の宣誓補助者）が、原告の宣誓は真実であり虚偽ではない（seyn ayd wär rein und nit gmain）と宣誓すべしと。七人による断罪宣誓手続きである。次いで「盗人（と呼ばれた）、デア・シュヴァルツ（der dieb,der Schwartz）」が第二の判決（die ander urtail）を提案した。ルートヴィヒ・フェッターは当該農民（クラッツァー）がどんな風に誰にラントツヴァングを犯し（wie oder waran der paur den landzwang begangen）たのかについて適切に弁論したと。ところがフェッターは、弁論はおこなったが判決提案通りに立証手続きに入りえなかった。6人の宣誓補助者がえられなかったからである。宣誓補助者となるはずの者らはこう考えた。七人による断罪宣誓手続きの判決提案は慣行によっているにすぎない。（アウクスブルク）都市法書には存在せぬ提案である（also ward Ludwig Vetter auf dise urtail nit ferfast mit leuten,den die urtail was aus dem brauch und widers stat bůch）と。裁判所はこれを認め、農民は放免となった。こうした事情には、おそらく被告農民（クラッツァー）側の息がかかっていたとおもわれる。彼は友人（des pauren fraind）を抱えていたからである。

れっきとした定住者であれ、彼が乱暴者、暴力行使者ということでラントツヴィンガー（しかも、ラントの人びと全体にとってのラントツヴィンガー）として訴え出されることがあった。かつここでも、そうした者が助力者とか保護者とかを有して、一個の勢力を公然と形成していた様相が見出される。

5　ネルトリンゲン——裁判規則

ネルトリンゲン市1488年の裁判規則第五部は上訴について規定し、「上訴について（Von appellieren)」から「いかなる事件については上訴は許されないか」に至る全十二箇条からなる。このうち最後の箇条には、全十六項目にわたって上訴不許可の場合が挙げられている。以下では、冒頭三項目[11]をみてみたい。この中にラントツヴィンガーが出現する。

「いかなる事件についても、また不法に訴え出され（有責となった）事件についても、上訴することができる。ただし、下記のように上訴が禁じられている事件についてはこのかぎりにあらず。先ず［a］第一に上述したように本規則の定めるところに従って上訴をなしえないものがある。」「［b］第二に、裁判所において正規に判決が宣告され、訴えが退けられた場合には、その者は上訴をなすことを許されざるべし。やむを得ざる事情があって裁判に欠席したことを、裁判所に提示せざるかぎりは。」「［c］第三に、公然周知のラントツヴィンガー（ains offen landzwingers）は（上訴をなすことを許されざるべし)。および、なんぴとかに毒物を盛った者も（同じ)。さらに盗人、街道略奪者、反逆者、偽造者も（同じ)。暴力を用いて或る者を致死させるほどに打ち据えた者。さらにかくして死を招き、あるいは致死のきっかけを作った者。さらに生娘あるいは婦人に暴行を働いた者。さらに、非行を告白し、非行を真実犯したとして有罪の判決を受けた者（これらの者は上訴をなしえず)。この者らの上訴はおこなわれざるべく、判決は（そのまま）執行なされるべし。」

ここに上訴不許可例として挙げられている諸行為を一括して特徴づけることは難しいが、総じて重い罪、あるいは破廉恥罪（婦人にたいする犯罪）に属している。「公然周知のラントツヴィンガー」といった文言からは、彼（もしくは彼の行為）のありようを窺わせてくれる。彼は——もちろん夜間の、または隠然たる行動は事実上あったであろうが——本来だれの目にもみえるおおっぴらな人物（この行為の一つが略奪）として捉えられて

いる。前述アウクスブルクの事例で被告となっていた農民クラッツアーのように。

6　小括

以上によれば、ラントツヴィンガーはもはやラントに有害な人間に入ってはいないため、伝来の範疇からは一歩抜け出ているようにみえる。他方彼が「ラント全体のラントツヴィンガー」と位置づけられたことは、ラントと都市にとって有害な人間とも無関係ではなかろう。貴族であれ農民であれ、れっきとした定住者もラントツヴィンガーとなりえた。彼の行為はフェーメ裁判に出訴する行動を公然と起こすところに窺えるように、不名誉とか破廉恥とかの観念から放れている場合があった。15世紀は、ラントツヴィンガーが16世紀において帝国レベルで問題化していく素地が作られていった時代といえよう。

Ⅳ　近世初期の立法と裁判実務から（16世紀）

1　領国と帝国の刑事裁判令——バンベルゲンシスとカロリーナ

（イ）バンベルク司教領国刑事裁判令　16世紀冒頭において一領国（バンベルク司教領）から始まるラントツヴィンガー問題は、やがて帝国の問題として浮上し、北ドイツの裁判実務にも姿をみせてくる。

1507年のバンベルク司教領国刑事裁判令——以下ではバンベルゲンシスと略記する——は第153条（「悪意にてラントを離脱する者らにたいする刑罰（Straff derjhenen,so bosslich aussdretten）」）に長文の文章を置く[42]。この表題にある „aussdretten“とは、郷土（郷国）を離脱あるいは放棄することである。本刑事裁判令の1508年版がロストックの出版者でロストック大学に学び後にロストック市書記を勤めたヘルマン・バルクフーゼン

（Hermann Barkhusen）によって低地ドイツ語に翻訳された（1510年）とき、本条表題は „Straffe derjhenen, so boslik entwyken vnde lantrůmesch werden（「悪意にて逃げ回り、ラントを離れる者らにたいする刑罰」）“ と訳された[43]。そこで本稿でも、これに倣って „aussdretten“は「ラントを離脱する」と訳してみた。本条を三段にわけてみていこう。

［i］ラントツヴィンガーの行為について――「次のことが日常的に生じている。思い上がった者らが人びとを法に違背して脅し、かつ逃げ回ってラントを離れ、［これら］思い上がった加害者らが宿泊、助勢、援助および支援を見出す土地および人間らのもとに赴き、そのためときとして、当該地の人びとがそうした加害者らによって著しく危害を被っていることである。また、人びとはそうした軽率なる者らによる危険と加害とを待ち受けざるをえぬことである。そのわけは、その者らが脅しをかけ恐怖を植え付けることで法と衡平［正義］とに違背し人びとを苦しめることが度々起きているからである。／それゆえに」――と、本条は彼らをこう呼ぶ――「かくのごとき徒輩は正真正銘のラントツヴィンガーとみなされるべし。」[44]

［ii］ラントツヴィンガーが受ける刑罰について――「これがゆえに、かような者らが上記のごとくラントを離れ、うろんなる土地に赴き、人びとが然るべき法をもつことを認めず、上記のラント離脱によって、人びとが法から離れる（法を蔑みする）ように脅し、あるいは怖がらす（bedrohen oder schrecken）べくもくろむときには、その者らは次のごとくあるべし。すなわち」――と、こう刑罰を定める――「その者らが収牢に遭遇せしときは、ラントツヴィンガーとして剣をもって生から死へと刑に処せられるべし。彼らが、その行為によって、別のことをなさんとしたのかどうかは、毫も問うところにあらず。」[45]（ここにある最後の文は、たとえ脅すつもりがなかった[45a]としても、という意味である。）

［iii］補足の規定――「また、当該の行為によるなんらかの所作を通して別様にふるまわんともくろむ者らにたいしても、同様のことがあてはま（り、この者らもラントツヴィンガーとみなされ）るべし。」（なお、ここ

に述べられている趣旨はこうであろう。事前に脅迫状、例えば火を付けるぞなる内容の脅し状［Brandbrief］を送付するとか脅しを実行する意思とかがなくとも、なんらかの実行行為が即座に発動されることで人びとが「法から離れる」［言い換えれば、ラントツヴィンガーと行動を共にするといった］仕儀に立ち至らざるをえぬときは、当の行動を発動した者はラントツヴィンガーとなる。）「他方」——と規定は続く——「なんぴとかを法から離れさせんと強要する（yemant vom rechten zu tringen）考えからではなく、誰かから暴力を受けるとの恐怖から（auss forchten eines gewalts）逃げ回る、しかもうろんなる土地にあらざる土地に逃げ回る者があるときは、この者は次のごとくあるべし。この者がそのことを証明なしうるときは、その者はその（逃げ回る）ことのゆえに上記の刑罰を被るがごときことは（これまで）なかった（し、今後もあるべからず）。ただし、このことについて、なんらかの疑念が（今後）生じるときは、余（バンベルク司教）の評議会にまで、さらに、指示が求められるべし。」（「恐怖から逃げ回る」とある事態については、詳細はわからないが、一例には、ラントツヴィンガーの加害行為を回避するため親族友人の居所に一時的に避難することがあろう。あるいはフェーデの通告を受けた者が身を隠すとか。）

バンベルゲンシスの本条は、前述14世紀バンベルク都市法書にあったラントツヴィンガー関係規定（全四条）とは、少なくとも直接的あるいは明確な意味では繋がりをもっていない。ただ、第四の箇条［第185条］にこうあったところ（前述）が、いささか関係していよう。「人びとから、強要によってものを奪い取るならば、あるいは人びとが無理強いさせられることで、みずからものを彼（ラントツヴィンガー）に供与せざるをえぬとき、このようにしてものを奪い取るのは、あるいは供与させるのは、略奪として刑事刑に処せられる」と。そのさい、ラントツヴィンガーはいかなる手段を用いて保有民をものの供与へと強要するのであろうか、問題を出しておいた。これについては、バンベルゲンシスの本条は、こう答えてくれよう。それは、「脅す（bctrohen）」ことを通してである、と。

もう一点、本条で注目するのは、悪意にて「ラントを離脱する（aussdretten）」こと（言い換えれば、上述「暴力を受けるとの恐怖から逃げ回る」のではないこと）である。„aussdretten“（あるいは „abtretten“・„Außgetretene“）の言葉はバンベルゲンシス以後流布し、端的にラントツヴィンガー（もしくは、彼のありよう）を指す用語となる。他の諸点とくに（a）ラントツヴィンガーとその支援者との連繋（相互交際）、（b）斬首（名誉刑）による処刑については、バンベルゲンシス時代以前にすでに知られていた（既述）。

（ロ）カロリーナ　1532年7月27日レーゲンスブルク帝国議会で公布されたカロリーナ（翌年2月初版印刷・公刊）のラントツヴィンガー規定（第128条）[46] はバンベルゲンシスの箇条（第153条）を引き継いだ。文言上の変更はあった。目ぼしいものでは、（a）冒頭「日常的に（teglich）」生じている（第153条）が「様々なかたちで（vilfeltig）」生じている（第128条）に変わる。（b）「そのためにときとして、当該地の人びとがそうした加害者らによって著しく危害を被っている」中の「著しく危害を被っている」（第153条）の前に「法と衡平とに反して（wider recht vnnd billicheyt）」が挿入（第128条）された。（c）「その者らが脅しをかけ恐怖を植え付けることで法と衡平とに違背し人びとを苦しめることが度々起きている」の「苦しめることが度々起きている」（第153条）は、「苦しめることが、また、衡平なることと法とに満足せぬことが（auch an gleich vnd recht sich nit lassen begnügen）度々起きている」（第128条）となる。（d）「人びとが然るべき法をもつことを認めず」とか「法から離れるように脅し、あるいは怖がらすべくもくろむ」とかの「法」（第153条）は「法と衡平」（第128条）となる。なお、この „recht vnnd billicheyt“（また、直前の „gleich vnd recht“）は＜ミンネと法＞を指す。＜（当事者の）愛と（裁判の）法＞であり、＜仲裁と訴訟＞を示す。（ただし、仲裁裁定は＜ミンネ＞によるのみならず、＜ミンネ＞によって紛争が整わぬときは＜判決＞によることもあった。）[46a] さらに（e）「この者がそのことを証明なしうるときは、」はカロリーナでは削除され、最後に（f）「このことについて、

なんらかの疑念が（今後）生じるときは、余［バンベルク司教］の評議会にまで、さらに、指示が求められるべし」（第153条）は、こう変わる。「このことについて、なんらかの疑念が（今後）生じるときは、法の精通者にまで、あるいはその他の者らに（an die rechtuerstendigen oder sunst)、後述するごとく、さらに、教示が求められるべし」（第128条）と。

カロリーナはラントツヴィンガーについてとくに新しいことは述べていない。文章は幾分正確を期し、読み易くなっている。カロリーナがバンベルゲンシスを引き継いだとしても、後述1512年の帝国議会の関係議決および1521年の一般ラント平和令の関係箇条が仲立ちとなっていたことは、否定できないであろう。

2　帝国議会議決——一般ラント平和令——帝室裁判所令

(1)　トリールおよびケルン帝国議会議決（1512年）

1512年８月16日マクシミリアン一世下でトリールの（その後ケルンで開催の）帝国議会で纏まった議決中に、ラントツヴィンガーに関係する箇条（Ⅳ.§.15）[47] がみられる。ただし「ラントツヴィンガー」の言葉自体は無い。これに代えて „abtretten“ とか „Außgetretene“ の用語がみえる。本条の規定は、後代への影響が著しく存した。帝国ラント平和令（1521年および1548年)、帝国議会議決（1555年)、帝室裁判所令（1555年）へと引き継がれた。以下では、本議決を三段にわけてみてみよう。

［i］「次のことが帝国内で多々生じている。軽率なる臣民が、自己の罪によって起きた事件のゆえに自己の君主の支配から離れ、土地から逃げ去っている。裁判所から逃れるために。あるいは、その他にも、不相応な方法で自己の君主や隣人に歯向かい、不平不満をもっぱらとし、自己の君主もしくはその臣民を脅しており、自己の偽りの要求のゆえに（要求の実現が困難とみて）正規の、至当な裁判を受けようとはせぬ。」[48]

［ii］「従って、われら（帝国議会）はこうした者について、以下のごとく定めた。今後はなんびとも、かくのごとき者をそれと知って宿泊させ

たり、住まいを提供したり、匿ったり等のことはしてはならぬ。かくのごときラント離脱者ら（Außgetretene）が居住する土地の司直は、彼らによるそうした脅し（あるいはその恐れ）があることを聞き知り、把握したときには、彼らに、次の義務を負わせ引き受けさせるべし。自己の君主による正規の裁判に満足し、実力行動を回避することである。それには」――と、支配者は支配者で次のごとく義務を負わせられる――「彼らの君主も、暴力を防ぐため、当然に、彼らに、（裁判所に赴くための）安全通行の権利を必要に応じて与えるべし。また、彼らにとって役に立ち、彼らにふさわしい裁判を彼らに許し、その手助けをなすべし。」(49) この「（裁判所に赴くための）安全通行の権利」とは „Prozessgeleit“ を意味する (49a)。

［iii］「他方司直が以上のことに違背し（ラント離脱者の）なんぴとかを匿い、安全通行の権利を与え、上述したとは異なり催告を受けたにも拘わらず（実力行動回避のための）義務を引き受けぬときは、次のごとくあるべし。司直は当該の匿われた者、安全通行の権利を与えられた（ラント離脱）者共ども、ラント平和破壊者（friedbrecher）とみなされるべし。違反を犯した司直にたいしては（一般の）ラント平和破壊者にたいしてと同様に、追放もしくは他の刑罰が科されるべく手続きが取られ、これが実施なされるべし。」(50)

本議決の上述［i］はバンベルゲンシスの第153条（既述［i］）に概ね添った内容になっている。議決の［ii］［iii］（司直に裁判助力義務を課し、義務を怠る司直にたいし処罰を求める）が特徴的規定である。本議決で初めて、ラントツヴィンガーは「ラント平和破壊者」とみなされる、との命題があらわれ、後年の一般ラント平和令（1521年および1548年）の関係箇条（後述）にも引き継がれた。ここで注意を促したいのは、（a）司直がラントツヴィンガーに組しているとの現実問題があった。（なお、このところにも、ラントツヴァンクの公然性があらわれている。）（b）ラント平和破壊者としては、ラントツヴィンガーの他に、司直がいる。ラントツヴィンガーとならぬためその予備軍が裁判に応じ易くなるべく司直が助力するよ

う求められているにも拘わらず職務を怠る司直が名指しされ、これが強調されている。ひょっとすると、司直の方に力点があったかの印象すら受ける[51]。（c）本議決はいわば<語るに落ちる>内容のものである。裁判制度の不備、自由通告権の濫用を、帝国が、帝国議会が、諸侯、貴族、都市がみずから認めている。ラント離脱者の予備軍にとって「役に立ち、彼らにふさわしい裁判を彼らに許し、その手助けをなす」べきであるのに、そうなっていない司直のありようの現実をみずから告白するものである。

司直をめぐるこうした現実は、以後ラントツヴィンガー問題において対応を迫られるものとなっていく。

(2) 一般ラント平和令——1521年および1548年

（イ）1521年の平和令　1521年5月26日カール五世帝ドヴォルムス帝国議会においてラント平和令が発せられた。ラントツヴィンガーに関する規定（VIII.§3，§4）[52] は文言上ほぼ上記1512年8月16日トリール（およびケルン）帝国議会における関係の議決（Ⅳ.§.15）を受けたものである。ただ、上記「かくのごときラント離脱者らが居住する土地の司直は…実力行動を回避することである」の後に一文が挿入された。「このことについては、かくのごとくラントを離脱し脅しに走る者らは、いかなる特権による保護、庇護を享受することはない」と[53]。そしてこう続く。「しかしながら（Doch)、彼らの君主も、暴力を防ぐため…その手助けをすべし。」ここでは「しかしながら」の言葉が挿入されたことからわかるように、トリール（およびケルン）帝国議会議決の言い回しと比べ、君主側、司直側の義務がいっそう強調されている。なお、1512年の帝国議会議決にあった、違反を犯した司直にたいしては「(一般の）ラント平和破壊者にたいしてと同様に、追放」等の手続きが取られるべし、と述べられた中のこの「(一般の）ラント平和破壊者に…と同様に」の文言は削除された。

（ロ）1548年の平和令　1548年6月30日同帝の下でアウクスブルク帝国議会において成立をみた平和令にも、ラントツヴィンガー関係箇条（XVI.

§３，§４）が入り込んでいる[54]。上記1521年５月26日ヴォルムス帝国議会で発せられた平和令にあった規定（VIII.§３，§４）が引き継がれた。ただ、違反を犯した司直にたいしては、「追放処分が、もしくは他の刑罰が科される」よう手続きが取られるべし（1521年平和令）、とあったところは、新平和令で「しかるべき刑罰が科され（mit gebührlichen Pönen）る」べく、と改められた。当平和令のラントツヴィンガー箇条には、カロリーナの関係規定（第128条）は影を留めていない。この意味で本平和令は、ラント平和令からラント平和令への中世的伝統を受け継いでいた。

⑶ アウクスブルク帝国議会議決と帝室裁判所令（1555年）

（イ）帝国議会議決　1555年９月25日フェルディナント一世（カール五世の弟）帝のもとで成立したアウクスブルク帝国議会議決は、全144条におよぶ浩瀚なものである。ラントツヴィンガーに関しても全四条（第45条から第48条まで）が配置されている[55]。ここでは、しばらく遠ざけられていた「ラントツヴィンガー」の文言が復活し、しかもその周辺の言葉と関係づけられ、あるいは関係の言葉に言い換えられ、種々の言語形態で出現する。„Landzwingern“ のほかには、„ausgetrettene Absager, Befehder und Landzwinger“・„ausgetrettene Absager und Landzwinger“・„Absager und Landzwinger“・„ausgetrettene,muthwillige Landzwinger“・„Muthwillige, Ausgetrettene“・„ausgetrettene Unterthanen“・„ausgetrettene Personen“・„ausgetrettene Bedräuer “・„Ausgetrettene“・„muthwillige,ausgetrettene Unterthanen“・„Austretter“・„muthwillige Beschädiger“・„leichtfertigen Personen“ である。ここには、バンベルゲンシスやカロリーナにあらわれていた言葉も二、三含まれている。ラントツヴィンガーゆかりの言葉が出揃った感がある。「ラントツヴィンガー」概念史は、この16世紀中葉において、ひととおり纏まったすがたを提示してくれているようである。

種々の形態の言葉群を全体的にみて括ってみるにラントツヴィンガー現象を形成する中軸の言葉として目につくのは、（ａ）„Ausgetrettene“（ラン

ト離脱者）•（b）„Absager, Befehder“（フェーデ通告者）•（c）„Bedräuer“（脅迫者）の三つである。当時の立法者（ここでは、帝国議会構成員すなわち等族諸身分）の念頭に映っていたラントツヴィンガー（„recht landtzwinger“）とは、これら三要素が（個々の立法者にとって）様々に組み合わされた人物であったということになろう。

全四条のうち第48条は、カロリーナのラントツヴィンガー規定（第128条）全文を転載する。ただ、本条は文章が若干崩れている。当条は冒頭 „Wir setzen,ordnen,statuiren und wollen auch,da solche Absager und Landzwinger in Fällen,da einer oder mehr…“ と始まり、この末尾 „…“ 以下にカロリーナの当該規定冒頭の „Item,nachdem sich vilfeltig begibt daß mutwillige person, die leut wider recht vnd billicheyt betröhen,entweichen vnd außtretten…“ 中の „die leut“ 以下全文が入れ込まれた。（なお上記 „ciner oder mehr“ が［カロリーナ第128条の］„mutwillige person“ に代わって入っている。）そのため „solche Absager und Landzwinger in Fällen, da“ の文言が宙に浮いてしまった。宙に浮きつつもとくにこの „Absager und Landzwinger“ が残ってしまうことになったのは、ラントツヴィンガーとフェーデ通告者との特別の繋がりを垣間みせてくれていよう。ともあれ本条は、以下では考慮せずともよい。

そこで第45条から第47条までの三箇条を取り上げ、この内容を摘記し、みていこう。

［i］第45条――ラントツヴィンガーによる加害と被害の事情、状況を縷々述べる。（a）フェーデ通告者（A）（これがラント離脱者またはラントツヴィンガーとみなされている）は都市や共同体の全体を相手にフェーデ通告状を送り付け、あるいは市門、家々に貼る。これによって人びとを、次のごとく脅して（bedräuen）いる。都市、共同体の者（B）が、ラント離脱者（A）の好むままに、この者（A）との話し合いに応じぬ（つまり意に従おうとせぬ）ならば、人びと（B）の身体、財産に手を付け、放火その他の手段で数々の損害を及ぼし（viel Schadens zugefügt）人びとを減

茶苦茶にしてしまうぞ、と[56]。他人の訴訟を引き受け、これを買い取ってしまう（fremde Ansprache an sich kauffen）ぞと。

次に（b）司直、臣民がラント離脱者を庇護し支援している。或る地域の司直、臣民はその者らを庇護、支援することはせぬが、他の地域の司直、臣民が彼らを宿泊させ飲食を与える。一般ラント平和令で禁じられているにも拘わらず。フェーデ通告者、ラント離脱者（Absager, Befehder und Landzwinger）は「土地土地において迎え入れられ（an vielen Orten geduldet）」然るべき刑に服そうとせぬ。その者らが至るところで蜂起、暴動、扇動の主唱者となっているのは、この理由によっている（auch solche Muthwillige, Ausgetrettene zu allerhand Empörungen, Vergadderungen und Aufwiglungen Ursacher seynd）。

［ii］第46条——諸等族はラントツヴィンガーに確固とした対応を取るよう要請を受ける。（a）司直側がなすべき対応とはなにか——諸等族はラントツヴィンガーが暴力を回避し裁判に応じ、裁判による決着で満足するようになすこと。（言い換えれば、徒に弾圧のみの対応を取らぬこと。）そうした趣旨の措置を取るべく定めた上記1521年カール五世のヴォルムス・一般ラント平和令の関係箇条（VIII.§3,§4）（遡れば、1512年トリール［およびケルン］帝国議会議決の箇条［Ⅳ.§.15］）の内容が本条に入れ込まれた。「かくのごときラント離脱者らが居住する土地の司直は…実力行動を回避することである」（既述）と。これに加え、本条には、新たに、こう述べられている。「他の（支配地の）司直もまた、そのようなラント離脱者にたいしては（彼らが）迅速な裁判に服すことができるよう、しかも最僅少の経費でもって裁判に服すことができるよう、（別の一司直に）手を貸す（よう、朕と諸等族とは一致した）（auch eine Oberkeit der andern wider solche ausgetrettene Personen zu schleunigen Rechten und mit wenigsten unkosten verholffen seyn）。」そして続ける——「このことについては、かくのごとくラントを離脱し脅しに走る者らは…庇護を享受することはない。しかしながら諸君主も暴力を防ぐため、彼ら（ラント離脱者）

に…安全通行の権利を必要に応じて与えるべし。また、彼らにとって役に立ち…その手助けをすべし」(既述)。以上のことは、帝室裁判所令（1555年）第二部の該当箇条に定める（後述）通りである、と。ラントツヴィンガー問題は一裁判区、一支配地（ヘルシャフト）のみのものではないことが、はっきり提起されている。

（b）ラントツヴィンガー側が依然強情を張るとき――このように、ラント離脱者が裁判所に足を向け易くなるよう司直が対応せんとしているにも拘わらず、なおも彼らが裁判そのものに応じぬとき、あるいは下った判決に満足せぬときは、帝国等族と司直は布令を発すべし。ラント離脱者（フェーデ通告者、ラントツヴィンガー）は、等族の支配地のいかなる場所にも居住なしえず、飲食を取りえず、滞在なしえぬことを知らしめるために。のみならず、ラント離脱者が捕捉され、その上で適切なる刑に処せられるべく司直に引き渡され、ラントツヴィンガーとして厳格に刑が執行されるよう、司直が鋭意努めるために。

（c）帝国等族、司直自身がラントツヴィンガーを支援するとき――等族、司直のなんぴとかが、本議決に違背してラント離脱者を匿い飲食を供与するときは、こうした隠匿者、保護者、代弁者らは、ラント離脱者自身と同様の刑罰に処せられるべし。本議決は、ラント離脱者にのみならず、離脱者を隠匿する者、保護する者にも適用なされるべし。

［iii］第47条――都市や共同体の、および司直の義務が喚起される。都市、共同体は彼らが抱える „Ausgetrettene（ラント離脱者）“ について、この者の洗礼名、異名（あだ名）を貼り出し、あわせて司直に告知すべし。司直は都市、共同体に向け関係の布令（Mandata）を発すべし。布令を発するのは、できるかぎり多数の者に、ラントツヴィンガー（ausgetrettene, muthwillige Landzwinger）と、その支援者（Enthalter, Unterschleiffer und Fürschieber）との存在を知らしめ、これによって、多数者（ラントの人びと）に警戒心をもたせる（予防させる）ためである。それと同時に、離脱者を鎮圧する（niederzuwerffen）ため、然るべき刑に（zu gebührlicher Straf）服さしめる

よう、その者らを司直に引き渡させるためである。

以上アウクスブルク帝国議会議決の関係箇条をみてきた。注目するのは、ラントツヴィンガーが、（a）なかんずくフェーデ通告者として登場していたこと。これは、前世紀にも繋がっていた。（b）司直自身の中からも支援を受けていたこと。この事情は不分明で、種々想像されるところだが、おそらく、賄賂をえて[57]みてみぬふりをしていたのではないか。官僚制が進出してきている一証左となろう。他方裁判権の行使が古来有力な収入源のひとつであった時代の様相は、容易くは変えられなかった。

（ロ）帝室裁判所令　最初1495年に発せられた帝室裁判所令は幾度か改定を受けた。そのうち1555年9月25日アウクスブルク帝国議会で発布された帝室裁判所令は大部（全三部）のものとなった。その第二部第14条（「ラントを離れた臣民を司直に違背して匿う者らは、帝室裁判所で審理に付されうること」）がラントツヴィンガーに関わる[58]。本条は、上述1548年一般ラント平和令の箇条（XVI.§3,§4）（および1521年一般ラント平和令の規定［VIII.§3,§4］）を引き継いでいた。ただし或る文言が新たに置かれた。「かくのごときラント離脱者らが居住する土地の司直は…実力行動を回避することである」（既述）と、これに続く文章「このことについては、かくのごとくラントを離脱し脅しに走る者らは、いかなる特権による保護、庇護を享受することはない」（既述）との間に、である。いわく「他の（支配地の）司直もまた、そのようなラント離脱者にたいしては彼らが迅速な裁判に服すことができるよう、しかも最僅少の経費でもって裁判に服すことができるよう（別の一司直に）手を貸すべし。」[59]司直はラントツヴィンガーを実力行動に赴かせず可能なかぎり裁判に服させるべきであり、かつ司直相互で協力すべきものとされた。このことについては、1555年帝国議会議決のラントツヴィンガー関係箇条（上述第46条）を参照するようにと、司直は要請を受けていた。ここでも司直のありようをめぐる問題が大きなウエートを占めていた。

以上、帝室裁判所令におけるラントツヴィンガー規定にはとくに目新し

いものはなかった。なお、関係範本（上記1512トリール［およびケルン］帝国議会議決・1521年の平和令・1548年の平和令）における関係文言の中で、「軽率なる臣民が…不相応な方法で自己の君主や隣人に歯向かい、不平不満をもっぱらとし…」の中の、「自己の君主や隣人に歯向かい」は、本帝室裁判所令では削除された。

3　聖界諸侯領国と帝国騎士領における刑事法——フランケン

(1)　ヴュルツブルク司教領国における布令

帝国議会の議決（上記アウクスブルク議会議決第47条参照）等を受けて領邦にも、関係の立法が出る。1568年８月23日ヴュルツブルク司教フリードリヒは「思い上がったフェーデ通告者およびラントツヴィンガーの鎮圧のためのヴュルツブルク司教領国布令（Wirtzburgischs mandat wider die muetwilligen bevehder und landzwinger)」[60]を発した。領国のラント、都市の司直に宛てた長文にわたる本布令は、ラントツヴィンガーのみを取り上げた立法としてはほとんど唯一のものといえるであろう。

当布令は大きく［i］前半、［ii］後半の二部分にわけることができる。布令の本体は後半部分にあり、前半部分には、布令が発せられねばならなかった事情がしたためられる。

前半、後半で共通して注目してよいのは、帝国の関係諸法に目が向けられ、このことが文章上にも判然とあらわれていることである。以下で、両部分の各内容を摘記し、みていきたい。

［i］本布令の前書をなす前半では、先ず（イ）帝国の一般ラント平和令に（in des heiligen reichs constitution, in dem gemeinem desselben ausgekunden landfriden ordnung und satzungen）注意が向けられる。平和令には、こう定められていた。（ａ）フェーデを仕掛けたり（bevehden,bekriegen）共謀のため同盟（conspiration oder bündnis）を結んだりしてはならぬ、（ｂ）他人の財産を武力によって奪取してはならぬ、（ｃ）司直にたいする不服従へと人を駆り立て（in ungehorsam wider ire obrigkaiten bewegen）

ない、（d）「ラント平和破壊者、犯罪者」を匿ってはならぬ、と。これらのことはすでに1548年カール五世の一般ラント平和令の前書にみえていたもの[61]であり、本布令では、それらが簡略に紹介されたのである。そこからは、ラントツヴァンガーによる行為の一端がわかって興味深い。次に（ロ）1555年帝室裁判所令にあった、司直相互の助力をめぐる一文が引かれている。「他の（支配地の）司直もまた、そのようなラント離脱者にたいしては彼らが迅速な裁判に服すことができるよう、しかも最僅少の経費でもって裁判に服すことができるよう、（別の一司直に）手を貸すべし。」さらに、本布令は、直前の1566年アククスブルク帝国議会の議決[62]、およびそこで発せられた、一般ラント平和令執行のための布告[63]も念頭に置き、ラント離脱者にたいしては厳格に刑に処する必要があることをうったえる（alles vermög der Römischen kaiserlichen maiestat und des heiligen reichs zu Augspurg anno etc.66 beschehen weiter erclerung bei hohen peenen und straffen）。以上が布令において目が向けられた帝国の諸法である。

ところが、一般ラント平和令、帝国会議の議決等はフランケン・クライスにおいては効果を上げていない（in disem krais nit volg beschee）——これが、クライス等族（die stende des Frenkischen kreis）の意見であった。言い換えれば、臣民はラントから離脱せんとし（auszutreten）、かつ他者にフェーデをしかけ、危害を及ぼさん（andere zu bevehden und zu beschedigen）としている。のみならず、そうした者らは、領内に匿われている（ire gewise underschlaif haben）。こうして、帝国の法が実行されぬことにたいする皇帝の怒りを抑え（ungenad zu verhueten）、フェーデをおこなわんとする者の行動を未然に阻止する（bevehdern zeitlich zu wehren und zu steuren）ためには、中世来フランケンの大公を自認し、貴族勢力に満ちたフランケン・クライスを率いるヴュルツブルク司教は、司教なりに、対応を迫られた。こうした対応の一所産が、帝国諸法とクライス議会の議決とに基づいて発せられた本布令である。

[ii]以上を受け後半部分に述べられているのは、次の四点である。（a）

ヴュルツブルク司教領の領民全員によるラントツヴィンガーの鎮圧——ヴュルツブルク司教領において「思い上がった者ら、あるいはフェーデに走る者ら、かつラントツヴィンガー（muetwiller oder bevehder und landzwinger)」によって暴力が行使されている現状においては、この者らにたいする鎮圧の要請を受けた者、みずからそれ（ラントツヴィンガーの存在）に気づいた者だけが行動を起こすのではない。（領民のすべてが）追跡に従事し、他者に助力すること。これによって、その者らを然るべき刑に服しめうる。他のラントツヴィンガーにたいする、みせしめの刑罰となる（andern zu einem abscheulichem exempel）ように。（b）妻子が追跡を受ける——法と衡平に反し、口頭または文書による（フェーデ）通告を通してフェーデに及び、脅しに走る者にたいしては、たとえ彼を当該行為の咎で捕らえることが（彼が行方をくらますとかのため）できぬときであれ、彼のみならず彼の妻子（weib und kind）が即座に追跡なされるべし。彼らが足を踏み入れる場所ならば、どこであれ。彼らは、法と神聖帝国の刑事裁判令（カロリーナ）とが示すところに従い処罰されるべし。

（c）支援者は処罰される——フェーデに及ぶ者（befehdern）ら［A］のために公然とフェーデ通告状（feindsbrief）・脅迫状（troheschriften）をしたためこれを相手に手渡し、こうすることで助力する者、またはその者らを宿泊させ飲食を与え保護し、隠れ場を提供したりする者、あるいはたとえ最僅少であれ庇護する者［B］は、恩赦なく刑を科せられるべし。この者［B］が当該行為に及ぶのが、たとえ、彼［B］が彼らラント離脱者、フェーデ実行者［A］と親族友人の関係に（mit freundschaft）ある、という理由によっていようとも。

（d）司直が紛争の決着に向けて助力する——なんぴとかが司直（allen unsern ambtleuten…und bevelchsleuten）の前に、他人にたいするなんらかの請求を提起せんとするときは、司直はそれを故意に阻んだり、不真面目に扱ったりしてはならない。そうではなく、可能なかぎり迅速に（双方を）和解させるなり、判決を下すなりして、助力すべし。これを看過し、助力

を怠る者（司直）は、違反の程度に応じ厳格に処罰されるべし[64]。こうすることによって、紛争はできるかぎり裁判によって決着づけ（meniglich zu richten）られ損害が起きるのを防ぐ（vor schaden zu verhueten）ことができるものと、知るべし。

以上布令の内容そのものは、ラントツヴィンガーに関してとくに目新しいものはない。過去に提起されたことが繰り返し陽の目をみているところに注目したい。整理すれば、（a）彼らはフェーデ通告者、実行者として把握されていた、（b）家族を有して行動を起こすことがあった、また（c）彼らの支援者も処罰される、（d）司直はラントツヴィンガーの要求を蔑ろにせず積極的に受けとめ和解等によって解決を図る、これらであった。とくに最後の（d）の点は、文言からいってより踏み込んで指示が出されている。このところは、裁判拒否に遭遇した、と主張するラントツヴィンガー側の言い分をめぐる問題（後述）と繋がってくる。

⑵　シュヴァルツェンベルク帝国騎士領の刑事裁判規則

バンベルゲンシスの制定に大きな指導力を発揮し、また自領の刑事司法の改革にも尽力したフライヘル、ヨハン・フォン・シュヴァルツェンベルクは1528年（10月21日）ニュルンベルクでその波乱に富んだ一生を終えた。晩年時は、ブランデンブルク辺境伯家のフランケンにおけるラントホーフマイスターであった。彼の帝国騎士領を相続したのは、フリードリヒ（フランケン系）。（十歳年長の長男クリストフはバイエルン大公の官僚となり父のもとを去っていた［バイエルン系］。）フリードリヒは（父と同様）熱心なルター派であった。シュマルカルデン戦争（1546-47年）に参加、カール五世と敵対する。このため、皇帝によって帝国アハト（追放）に処せられた。メッツにおいてそれを解かれる（1552年）までの間父祖の家領（シュヴァルツェンベルクおよびホーエンランズベルク）は皇帝側の一員ブランデンブルク辺境伯アルブレヒトに授与（1547年）された。1561年（9月12日）にフリードリヒが没した後彼の父と同名の子ヨハンが家領を相続し

1588年に死去する。この間1566年シュヴァルツェンベルク家領は帝国伯領となり、皇帝マクシミリアン二世によって新グラーフ、ヨハンに改めて授封された。

フリードリヒ・フォン・シュヴァルツェンベルクは父とは違って家領における刑事裁判の改革を手がけることはなかったが、ただ、彼の在世中、成文の一刑事裁判規則[65]を遺している。そこに、自領の一つマルクト・シャインフェルト（Marktscheinfeld）において従来おこなわれてきた刑事裁判の慣行が述べられている。正確にいえば、慣行に基づいて書き上げられた、刑事手続きの雛型が示されている。冒頭手続きから判決手続きに至るまで慣行に基づいて刑事裁判はどのように進行するのか、についての雛型である。奇しくも、刑事裁判規則の本雛型文そのものの中に、他ならぬフリードリヒ・フォン・シュヴァルツェンベルクの名が登場する。そこで、ラントツヴィンガーの問題に移る前に、これを取り上げておきたい。

彼の名前が出現するのは、冒頭手続き中の次の局面においてである。マルクト・シャインフェルトの市庁舎の一室に、裁判長（richter）、審判人（schöpffen）、および原告（ancleger）、刑吏（nachrichter）らが在席する中で、廷吏（gerichtsknecht）が開廷に向けた儀式をおこなう局面である。すなわち „hegen“ の儀式（裁判の場所を他の場所から区切り、かつ区切られた場所の平和が保持されるよう、いわば法廷の場にカギをかける手続き）である。廷吏のこの儀式行為に、フリードリヒの名があらわれる。廷吏は、こう述べる。「余は、今日、本刑事裁判所を、高貴の生まれのヘル、シュヴァルツェンベルクおよびホーエンランズベルクのフライヘル、フリードリヒ殿の名において、かつ、余の主君、かつ本刑事裁判所の長でもあるフリードリヒ殿の名において、囲う（hege）」と。「囲う」者の名義人として、廷吏の言葉は、さらに続く。「諸侯たるヘル、バンベルク司教尊下の名において」、「原告と、本刑事裁判所を求めるすべての者の名において」、「裁判長と審判人との名において」といったごとく。また、同時に、裁判の場所の平和保持を示す言葉も吐く。「余は、共謀してなされるすべての非行

と擾乱の行為が本日この日に起きるのは、刑事裁判所の刑罰をもって（bei halsgerichts peen）禁じる」と。すべては、古来通りの（von alter herkomen）手続きである。これが廷吏によって慣行通りに実行されたかどうかは、裁判長の審判人にたいする判決質問と、これに応じる審判人の回答（Antthwortt）（すなわち判決発見）とによって確認を受ける。

閑話休題。刑事裁判規則の本雛型においてラントツヴィンガーは、裁判手続き上もっと前の段階にあらわれる。それはこうである。「第一に、原告は、非行者を、牢塔から引き出し、裁判所への登り段の上で、彼にたいし三度、声高く叫ぶ。／余は、本日、（彼は）余の盗人、殺害犯、ラントツヴィンガー、街道略奪者、夜間放火犯なるぞ、また余の主君およびラント全体の（盗人、殺害犯、ラントツヴィンガー、街道略奪者、夜間放火犯）なるぞ（Jho）と、叫ぶものなり。余［原告］は（次いで叫ぶ）。彼（非行者・被告）は、市庁舎前の杭に繋がれるべし、と。」[66] 原告たらんとする者による、いわゆる叫喚告知の行為である。

ここに、「（余の盗人、殺害犯、ラントツヴィンガー、街道略奪者、夜間放火犯）なるぞ（Jho）」にいう「なるぞ（Jho）」とは、非行名の直後に付される、呼びかけの語である。盗人（dieb）ならば „dieb jo.“ であり、殺害犯（morder）ならば „mort jo.“ となる。放火犯（brenner）・略奪犯（rauber）のときは、„brenner jo.“ • „rauber jo.“ である。こうした „jo.“ の語が付されるのはヴュルツブルク司教領国では他に „felscher［偽造犯］jo.“ • „verreter［反逆者］jo.“ • „ketzer［異端者］jo.“ の例がある[67]。また16世紀末期シュヴァルツェンベルク家領シャインフェルト関係の史料にもみられた。参考までに、これを示せばこうである。„Ich schreye heut vber N.N.vber deß wolgebornen gnedigen Grafen vnd Herrn zue Schwartzenberg auch vber mein vndt des gantzs Landts dieb, diebio, diebio（Mordio, Mordio）.“ ここにも、「ラント全体の盗人（殺害犯）」なる呼びかけ語がみられる。原告たらんとする者がこの語句を含む上記文言を通常三度叫ぶのだが、第三度目は原告に倣って刑吏がそれを繰り返すこともある[68]。

シュヴァルツェンベルク帝国騎士領の刑事裁判規則はエルヴァンゲン市刑事裁判規則（既述）と同様、随分古式の裁判手続きを示している。古式の手続きの中にラントツヴィンガーが加わった。先ずはこうした姿をとって初めて、後には時代の一問題（後述）となる新しい課題が浮上してくる。その一端がわかるのである。

4　ヴァイストゥームにおいて

(1)　ティロール

伝統的な法を記載するものであるがゆえに、一般にヴァイストゥーム（判告）文書にラントツヴィンガーが姿をあらわすのは稀である。その稀な一例に、ティロールと上オーストリアの事例が挙げられる。

（イ）ティロールからは三例取り上げる中の一つは、ラント裁判区クロプスベルク（Kropfsberg）の事例である。同裁判区は、ツィラータール（ツィラー渓谷）がイン河（ドナウ河支流）に注ぎ込む丘陵にザルツブルク大司教が建立した（1200年頃）城たるクロプスベルクと、そのブルクフリーデとに由来した。大司教はこれを（貴族にレーエンとして授けず）直轄地として管理官（Pfleger）をして（16世紀に至るまで）支配させた。これとは別にラント裁判所を設けラント裁判官を置いた（17世紀には管理官職とラント裁判官職とは一つになる）。ただ、河川を境界とした通商の要衝であったがゆえにクロプスベルク・ラント裁判区に付属する諸種の権利（なかんずく刑事裁判権）をめぐっては、ザルツブルク大司教、ティロール伯、オーストリア大公（ティロール伯領継承者）、バイエルン大公の間において度々争いと仲裁裁定とが起きた[69]。

同裁判区について16世紀に由来するヴァイストゥーム文書に、ラントツヴィンガー（これは、ノートテーディンガーとも言い換えられていた）が出現する。これによれば、判決質問（Frag）が裁判長（管理官代理[phlegsverwalter]）から提出される。「敵、あるいはラントツヴィンガー（ain feind oder landzwinger）がクロプスベルク裁判区域内に到来せしとき

は、裁判民はその者にたいしいかに振る舞いうるか。」これにたいする判決（Urtl darauf）が判決発見人（これを代表してその一人）によって、以下のように下された。

「そのようなノートテーディンガー（nottädinger）がラント——山岳地であれ、渓谷、散居地であれ、村落であれ——に到来し、人（裁判民）から喜捨されるもの以上のものか、一個の財物以上のものか、いずれかを望むとき（wolt mer haben, weder man im gern gäb oder aines vermügen wär）に、（それに遭遇した）人は、その者（ノートテーディンガー）に、ヘルシャフト（司直）のもとに行くよう伝えるべし。もしこれが効なくば、隣人はこのことを他の隣人に告げ、他の隣人は別の隣人に告げるというように、彼ら（隣人）が（相互に）出会いうるかぎりで、公然隠然、昼間であれ夜間であれ、次へと知らせるべし。かつ叫喚告知（geschrai）をなし、（その者によって）危害を加えられる者を助けるため武器を携え駆けつけ、（かような）ノートテーディンガーを穏便に（güetlich）退けるべし。これが役立たぬときは、その者に警告を発し（裁判民と）一緒に司直に赴かせるか、さもなくば捕らえて司直に差し出すかをなせ。彼（ノートテーディンガー）がこれらのいずれにも応じることなくば、彼ら（裁判民）は彼にたいし力付くで対応し、できうるならば裁判所に連行すべし。彼がこれに抵抗するときは、彼らは彼を（捕らえるために）打ち据えうる。このために彼が身体を（損傷で）歪めるとか、跛をひくとかとなっても、あるいは死に至ることすら起きても、このことのゆえに司直が、また他の人びとが罪を引き受けることはあらざる（unentgolten）ものなり。ただ神にのみ責めを負うものなり。これについては、なんぴとも例外なく助力がえられるものなり。（裁判民で）これを怠る者、これに従わぬ者のあるときは、その者の身体、財産に処罰が及ぶべし。ラントとラントの民（land und leut）とは、寡婦と孤児とはこれによって（ノートテーディンガーから）護られ（beschüzt und beschirmbt）る。」(70)

ラントツヴィンガーは到来者（おそらく乞食か、流浪者か）として出現

している。とくに乞食（しかも „starke Bettler “）については、処遇が寛容から非寛容へ変わっていく過渡期的様相がみられる[71]

（ロ）イン河下流クフシュタイン（Kufstein）・ラント裁判区に所属するアムト・メラーンについては、短文の判告文書（1549年）が遺っている[72]。アムト・メラーンにあっては毎年聖ガッルスの祝日（10月16日）後の月曜日に „Söll“（裁判場所か）において裁判集会（„die stiftöffnung“）が開催され、ここで判告が発せられる。これに、こうみえる。ホーフ・ユーファン（Jufan）の保有民は、主君（上部バイエルンの大公）に毎年12クロイツァーの貨幣を収める義務がある。これを収めることで（下級）裁判権を行使しうる。ただし「盗み、あるいは流血に関わるものは、別として（ausgenomen, was deubhait oder pluetige hant beruert）」と。ここに「盗み、あるいは流血に関わるもの」とあるのは、（贖罪金の支払いではなく）刑事刑が科せられる非行を指す。また一般に、この種の非行全体を象徴的に言いあらわす言葉でもある。このようないわば刑事刑事件は、判告文書によれば、アムト・メラーンではなく「ヘルシャフト・クフシュタイン」（クフシュタインのラント裁判所）で審理される。ラント裁判所は高級裁判権を行使しており「盗み、あるいは流血に関わるもの」はその裁判権に服する。しかも、流血裁判権（刑事刑裁判権）に服する。というのは、高級裁判権そのものは贖罪金の支払いで解決される事件をも対象としていたから。本判告文書では、或る事件が流血裁判権（刑事刑裁判権）に服すことはこう呼ばれる。「人間の流血を裁く（richtet über menschenpluet）」と。科せられるべき刑罰が有罪者の流血をもたらす事件の裁判である。このような裁判においては、被告は「（一般の）ラント民も集って（auch mit dem lant dabei）いる」中で、審理に付された（下述）。

さて、本判告文書においてラントツヴィンガーは、ラント裁判所のこのような刑事刑裁判権に服している。「盗人、ラントツヴィンガー、あるいは（刑事刑裁判権に服すべき）他の非行者にたいしラント民による叫喚告知（lantgeschrai）が起きるときは、（他のラント民は）その者（上記盗人、

ラントツヴィンガーら）を追跡し、あるいは捕らえるべし。かつ、ヘルシャフト［・クフシュタイン］の役人、あるいはその属吏が命じ、あるいは召喚する場所に、（この場所で裁判が開催されるべく）その者はラント民と共に（mit sambt anderer lantschaft）在席し、ヘルシャフトの命令に従うべし。」[73] ここに「ラント民と共に在席」すべし、とあるところからわかるのは、盗み、ラントツヴィンガー等の事件についてはその直接の関係者（被害者、追跡者、捕獲者など）のみならず、それ以外のラント民もまた裁判に参集しなければならなかったことである。上記 „lantgeschrai“（「ラント民による叫喚告知」）といった、印象的な言葉にもあらわれていたように、ラント民全体には、裁判参集義務が課せられていたことがここに示されている。

（ハ）南ティロール、ラント・フィンチュガウ、シュランダース（Schlanders）・ラント裁判区の判告（1490年）にこうみえる。「（或る）犯罪者が、フェーデ通告者、ラントツヴィンガーである、（もしくは）殺害犯、盗人であるときは、またヘルシャフト、ラント、ラント民に損害をもたらしうる事件に関わる者らであるときは、宣誓人は次の義務を負うものなり。彼らを、（その存在を知ったときは）直ちにぐずぐずせずに、あるいは遅くとも三日後には、ラント裁判官に告げることを。別の者らの事件については、（遅くとも）一箇月後に。」[74]「宣誓人」とは、裁判区民の中でとくに判決人の任務に就いている者らを指す。

判告は続けて述べる。「宣誓人」の一人が、あるいは「廷吏（fronpot）」が彼の職務として（amtbshalben）上記の犯罪者を（密告を受けて）捕捉（annemen）せんとして裁判区民にその助力を求めるときは、裁判区民はこれに逆らうことあるべからず（so sollen sich die gerichtsleut,so ermant und angerueft werden,des in kain weg setzen）。逆らったことが判明せしときは、処罰され（in der kiniglichen maiestat straff）る、と。ラントツヴィンガーは「ヘルシャフト、ラント、ラント民」にたいする加害者であった。

(2) 上オーストリア

エンス河（ドウナ河支流）の支流シュタイル（Steyr）上流山岳地域、ラント裁判区ヴィンディッシュガルステン（Windischgarsten）を通る通商路ピルン道（Pyhrnpass）沿道には、バンベルク司教が1190年頃建立した巡礼者用宿泊所があった。同宿泊所は1418年教皇マルティン五世の同意をえてバンベルク司教アルブレヒト・フォン・ヴェルトハイムの手によって修道院（Kollegiatstift）へと模様替えとなった。主席司祭を首長とし、司教座聖堂参事会員（俗人）を成員とする本院は古来、領地の渓谷（„Garsten- und Stodertal “）領民を単位とした領主裁判所を開催した。同裁判所の裁判集会における問答を記録した判告文書としては、1492年、16世紀中葉、そして1641年の三文書が刊本化されている。このうち16世紀中葉の判告文書の一条には、こうみえる。「質問――ラント裁判区において或る者が、思い上がったラントツヴィンガーを宿泊させ、さらにこの者が悪しき、かつ思い上がりたるくわだてをなさんとするのに、つるはし、弩（いしゆみ）その他の武器を彼に与え、助言助力をなし食事を供するとき、これについて法はいかにあるや。」「回答――これをなしたる者は、刑事法に従いいかなる恩赦もえられず、厳格に処罰されることになるであろう」と[75]。

以上ヴァイストゥームによれば、ラントツヴィンガーおよびこの支援者は刑事刑に服すべき人物であること、その裁判には地域住民の全体が参加すべきであったことに、注意が喚起されている。ティロールの事例からは、彼らの一部はとくにフェーデ通告者をおもわせる（またはそれに近い）存在として捉えられているのがわかる。

5　裁判実務から――北ドイツにおける

(1) リューベック市参事会の事例（1547年）

日々の裁判実務を記録した中にラントツヴィンガーを登場させているものとして、リューベック市参事会、およびブランデンブルク市審判人団の

裁判記録があり、以下でこれらを取り上げたい。

1547年７月20日リューベック市参事会は、同市と海上交易関係にあったレファール（Reval）市とヴィルヘルム・ショットなる男（被告）との争いをめぐり或る判決を下した。遠くレファール市（フィンランド湾、現在エストニア、タリン市）の裁判所（娘都市裁判所）は、自都市裁判所では解決困難となっていた紛争についてオーベルホーフ（母都市裁判所）に判決を請うた。娘都市裁判所から上がってきた事件とおもわれる。原告レファール市の代理人はミヒァエル（„M. Michel Petri“）なる者であった。被告の身分は不祥。リーフラント（Livland）のドイツ騎士団に関係のある者のようだ。被告は（レファール市で）捕囚の身に（gefangen）あった。弁護士が彼に代わって被告席にいた。リューベック市参事会におけるこの裁判について読むことのできるのは、同市参事会がこの件でしたためた記録[76]である。

記録は大きく二段にわけられうる。前段は紛争当事者の各主張を記し、後段はリューベック市参事会の判決を述べる。ただ、本参事会の面前においては、代理人、弁護士間で口頭弁論が交わされたとおもわれるが、審理の実際についてはよくわからない。参事会の面前には予めレファール市当局が参事会に書き送っていた訴訟関係文書、審理当日にレファール市代理人、被告の弁護士らが持参した書類が置かれていたであろうし、参事会面前では彼らの証言も聴取されたであろう。ともあれ、これら証言等に基づいて（Nha beschehenem vorbringen und gefurdter kundtschop des Revelschen anwaldts）参事会は判決を下した。以上の文書、書類、証言は本参事会の書記の手で纏められ、これが判決のための素材となっていた。参事会の記録の前段に纏められていた事実関係は、それらに由来していよう。

以下では、（イ）当事者の主張、（ロ）リューベック市参事会の判決、（ハ）考察、にわけてみていきたい。

（イ－１）原告レファール市側の主張――被告は刑事刑に値する。彼はレファール市参事会にフェーデ通告状（eines entseggebrefs）を書き送ってきた。

その書き振りは、いかにも思い上がった、脅しかける調子（bedrowlicher, mudtwillger entsegge wise）であった。当市がこうした通告を受けるいわれはない（welcker entseggung doch de beclagede gar keine orsake hedde)。被告はレファール市によって裁判拒否に遇ったと主張するが、同市参事会としては裁判を拒否した覚えはない（nicht geweygert)。それどころか、彼にとって有利な判決すら下したはずである。これらのことから、フェーデ通告状を突き付けるといった行為に走った被告は、「思い上がったラント離脱者として、またラントツヴィンガーとして（als ein moedtwilliger utreder und landtbetwinger)、他の者（の同様な行為）にたいする見せしめのため（andern thom exempel）に、（刑事刑によって）処罰されざるをえぬ。」これは、カロリーナが第128条で定める通りである、と。

（イ－２）被告ヴィルヘルム・ショット側の主張――原告は当該の文書を脅迫の文書だといっている（der vermeinte bedrowbref sulcker）が、レファール市参事会を脅迫するというのは本旨ではない（so wehr doch sine meinung,den Radt darmit tho bedrowen,nicht gewesen)。そうではなくて裁判の上で助力してくれるよう（dat se ehme rechtes verhulven）求める趣旨のものである。従ってこの趣旨の文書を同市がフェーデ通告状と断ずるのはあたらぬ（sulcke bref vor ein entseggebref nicht konde geacht werden)。なにか脅しめいた言葉があった（etwas bedrowlich darin stunden）としたら、それは被告が文章をしたためるのに慣れていないせいである。また被告は、「危険で不審な、かつ（レファール市とは）敵対的な事情にある（vientlichen）（ドイツ）騎士団とは、当時関わってはこなかった。」当時は「ダンツィヒや、ここリューベックに滞在したり、また他の（土地の）親族友人宅に（by andern frunden）泊まったりしていた。」（これは、一種アリバイを主張するものでもあろう。）大筋以上を総括して被告側は、こう強くうったえた。「被告が無責たるを享受するのは、然るべきことなり（siner unschult billich tho geneten hedde)」と。

（ロ）リューベック市参事会の判決――レファール市が裁判を拒否した

とは認められない。従って被告に、脅しの文書を書く理由はなかったはずである。にも拘わらず被告は悪意のある書き物によって不法をおこない、それによって危険な思惑に走った。このため同市当局は、いつ被告から非道い危害を加えられることになるかを心配しなくてはならなくなった[77]。事実認定をそのようにおこなった上で市参事会は判決を下した。被告ショットは、彼が然るべき、十分なる保証をなす（caution dho）に至るまでの間は、入牢すべし。（関係する直接の言葉はみられないが、事実上はウァフェーデの誓約である。本誓約は、リューベックにもレファールにも知られていた。[77a]）これによって、ラントと人民とは彼の前で安全となり、彼が（レファール市の）衡平と法に満足し、実力行使によってなにごとかをなすことが起きぬために[78]。他方リューベック市参事会は、被告の件でレファール市に注文をつける。被告の権利を奪うことのないように、彼が訴えを起こすさいには、彼の然るべき権利について彼に助力をなすのを惜しまぬように、と[79]。

（ハ－１）考察Ⅰ（ラントツヴィンガーについて）――被告ショットはいかなる者とどのような争いに陥っていたのか、またそのためにレファール市に告訴を提起していかなる裁判拒否に遭遇していたのかの事情はわからない。レファール市を一管区とする騎士修道会管区長（„Klauß von der Streithorst“）と被告との間でなにかの軋轢が起きていて、これにレファール市が一枚加わっていたのかも知れない。ともあれ、リューベック市参事会の判決で注目するのは、レファール市にたいする被告の悪意は同市の主張通り認定しつつも被告をラントツヴィンガーとはみなかったことである。なぜだろうか。彼がダンツィヒやリューベック等に「親族友人（frunden）」を抱えていたからであろう。彼はうろんなる土地に逃亡するようなラント離脱者には陥っていなかった。このことが、彼を斬首の刑事刑に処する（カロリーナ第128条）のではなくて、（ウァフェーデを誓約させた上で）釈放すべしとの判決に至らせた。そしてこのことからわかるのは、ラントツヴィンガー現象を形成する第一義的な要素は（カロリーナの言葉でいえば）„außtretten“（「ラン

トを離脱すること」）であった。「脅し」とか「悪意」・「フェーデ通告状の送付」とか、ラントツヴィンガーに関わった諸要素は、ラント離脱の事象を前提としていたものとみてよいであろう。

（ハ－２）考察Ⅱ（カロリーナ第129条と第128条について）――上述では挙げなかったが、じつは被告側はこう主張していた。「（リューベック市参事会面前で）読み上げられた（カロリーナ）第129条は直近の前条［第128条］を損なう規定である（de 129. artickel,welcher ock gelesen wurdt,den negsten vorigen artickel hinderen dede）」と。この発言は、いかなる意味のものなのであろうか、以下で考えたい。

（i）第129条（「人びとに向けて悪意をもってフェーデをなす（leut böß-lich bevheden）者どもにたいする刑罰」）によれば、「法と衡平に違背し、思い上がって、なんぴとかにたいしフェーデをなす（mutwilliglich bevhedet）」者は斬首となる。ただし、フェーデをおこなうについて皇帝から許可（erlaubniss）を受けている場合の他に、次の二つの場合はこのかぎりでない。（ａ）フェーデをおこなう者（Ａ）とその相手（Ｂ）との関係からくるもの――Bが（i）Ａ自身の「敵（feindt）」・（ii）Ａの親族の敵・（iii）Ａの友人の敵・（iv）Ａの主君の敵・（v）Ａの主君に従う者（臣民）の敵のいずれかのとき。（ｂ）フェーデをおこなう側に「適法で、かつ差し迫った理由（rechtmessig gedrungen vrsach）」があるとき――この二つである。

本条がリューベック市参事会面前で「読み上げられた」のは、おそらく、原告が第128条とあわせて本条を引きフェーデ通告に走った被告の行為は斬首に値すると主張する根拠としてであったろう。被告はこれにこう反駁したとおもわれる。レファール市に被告が送付した書面が原告の主張通り仮にフェーデ通告状であったとしても当該書状の送付は、上記、フェーデを適法におこないうる場合の（ｂ）にあたる。というわけは、被告はレファール市当局から裁判の拒否に遭遇していたからである、と。

次に（ii）、カロリーナ第129条が第128条（ラントツヴィンガー規定）を「損なう規定である」との被告側の発言である。第128条はこう述べる。

「（ラントツヴィンガー予備軍たる）かような者らが上記のごとくラントを離れ、うろんなる土地に赴き、人びとが然るべき法と衡平をもつことを認めず、上記のラント離脱によって、人びとが法と衡平から離れる（法を蔑みする）ように脅し、あるいは怖がらすべくもくろむとき」その者らは、ラントツヴィンガーとして斬首刑に処せられるべし、と。この、人びとを「脅し、あるいは怖がらす」行為の代表格こそがフェーデ通告状の送付である、と原告は主張し、被告側はこの行為は適法な場合があった、と弁論したのではないだろうか。第129条は第128条を「損なう規定である」との発言の意味は、以上のようではないかとおもわれる。被告側はこう発言することで、原告側が被告側を断罪せんために引く第128条と第129条の効力を失わせ、被告は無責であるとの主張を補強しようとした。

最後に（iii）、第128条によれば上述の通り、人びとを脅し、あるいは怖がらせんとする者はラントツヴィンガーとして斬首の刑事刑を科せられるとあった。では、脅すとかはいかなる方法、手段で起きるのであろうか。これについては、同条は述べていない。被告ショット側は、そうした方法、手段として——しかも「適法」な——フェーデの通告を考えたのではないか。のみならず原告側もそのように——しかし刑事刑に値すると——みた。いずれにせよ、以上の意味で第128条と第129条は繋がっていた！一方に永久ラント平和令に述べられていたフェーデの禁止があり、しかし他方では、フェーデの通告（もしくはその実行）を無条件に禁圧なしえなかった現実があった[80]。時代の過渡期性、複合性に思いを致さざるをえない。

⑵ ブランデンブルク市審判人団による裁判（1566—1576年）

同市審判人団（„schöppen beider stedte Brandenburgk“）のラントツヴィンガー関係裁判記録からは、当面管見のかぎりで三事例が知られる。

（イ）1566年の事例[81]—— (i) ブランデンブルク市の南ゴルツォヴ（Golzow）在ロッヒョブ（Rochow）の兄弟（ディートリヒとアントニウス）は、ブランデンブルク市審判人団に回答を求めた。彼らの所有する裁判区

で或る非行のために捕らえられた牧師にたいする望ましい判決とはなんであるのか（was ime rechtlichen wirdt zuerkandt werden）を、教示して欲しい、「悪行が処罰され、正義が保持されうるために」と。

ロッヒョブの兄弟は当牧師（名はハインリヒ・バルテルス）による事件の詳細を審判人団に書き送っていた。これによると事件は二つあった。（a）牧師はビューロヴの住民（die von Bulow）とその村（ゲーレンドルフ村）にたいし思い上がってフェーデ（muthwilligen vede）をなさんとして彼らにフェーデ通告状（vedesbrief）を送り付けた。また或る屋敷 „Zilbge“（„Ficke von Bulow“ が所有する）に導火線と火薬をしかけんとした。（b）牧師は或るランツクネヒト（名は „Michel Helbich“）と共謀し（mit einem landtsknecht）て馬4頭（„Curt Muller“ が所有する）をゲーレンドルフ村前方の牧場から連れ去り、そのうち一頭を刺し殺した。追跡を受けゴルツォヴにおいて発見された。馬と共に見つかったために現行犯行となった（uf frieschem fusse）。ランツクネヒトは逃亡した。なお、牧師は、2年前にもゲーレンドルフ村の或る男（名は „Keiser “）のもとから馬2頭を連れ出し、売り払っていた。以上事件の事情はすべて、ビューロヴの住民が先に、領主たるロッヒョブの兄弟にうったえていたものである。領主兄弟は領主兄弟で、これらを文書にしたためた上で前記審判人団に伝えていた。

牧師ハインリヒが捕らえられたのは、上記馬の連れ去りのときである。じつは、彼の上述（a）（b）両事件の基にあったのは、彼とビューロヴの住民との確執であった。住民によれば、牧師は住民の行動を弾劾していた。住民らは牧師の教区（ゲーレンドルフ教区）に属する十分の一税と二つの牧草地とを当教区から切り離そうとしている、と。これにたいし、住民の言い分によると、当該十分の一税と二つの牧草地とは本来ヴァルベック（Walbeck）（アイスレーベンの北方）の聖堂（マクデブルク大司教区所在）の所有物である。それらは、ここからゲーレンドルフ教区に封（lehen）として貸与されていた。このことは6人に及ぶ先任牧師もなんら争ってはいなかった、と。こうした論争の最中ビューロヴの住民は、封主

（ヴァルベックの聖堂）の同意をえて新しい牧師を任命した。かの牧師は9箇月もの間教区を離脱していた（„wie er nun ausgetredten und bei drei viertel jaren weg gewesen“）からである。ところが、前任牧師（der alte pfarner）ハインリヒはこれを知って新任牧師を追い払わんとした。しかしこれがうまくいかぬため彼は前述のように、ビューロヴの住民とその村にフェーデ通告状を送り付けたのである。

ハインリヒを捕らえることができたビューロヴの住民は、ロッヒョブの領主兄弟にこの前任牧師にたいする「刑事刑による処遇を（umb ein peinlichen zutridt）」を請うた。ハインリヒは、住民の訊問には、導火線と火薬をしかけんとし（おそらく夜間放火のくわだて）、また馬を盗まんとしたことは認めた。（フェーデ通告状送付の件については言及がない。）彼をこうした行為に走らせんとした理由は、おそらく牧師解職の「恐怖から（zur abscheu und furcht）」きていた。ロッヒョブの兄弟がブランデンブルク市審判人団に判断を請うまでの経緯は、大筋以上のようである。

（ii）さて、審判人団の回答である。審判人団は、ハインリヒが「理由なくゲーレンドルフ村にフェーデ通告状を書き送った」ことを含め彼の上記容疑すべてについて事実なりと認定し、こう回答した。「彼は、かくのごとき非行のゆえに、ラントツヴィンガーとして剣によって生から死へと（als ein landtszwinger mit dem schwerdt vom leben zum todte）処せられうる」と。ただハインリヒが実際に処刑されたのかどうかは、わからない。

（ロ）1575年の事例――（i）シュテンダール市南東、タンガーミュンデ（Tangermünde）市の市長と市参事会は、同市が捕らえたハイネ・ルロッフなる男の裁判においていかなる判決を下すことができるか（des rechten zu berichten）について「法を教示してくれるよう（zu einer belerunge des rechten）」市審判人団に求めた。審判人団はこれに回答する。タンガーミュンデ市はハイネに関して審判人団から回答をえるために事前に文書を書き送っていたとおもわれるが、本事例ではこの種の文書について、事情はわ

からない。われわれが読むことができるのは、審判人団の回答書のみである。回答書は、審判人団から書き送られたとおもわれるものを再現しているので、審判人団が書き送った内容は大略は想像できる。回答書を一読するに、審判人団は下しうる（下すべき）判決内容自体については答えていない。ここに述べられているのは、裁判の進め方に関する回答である。この点は、上記1566年の事例（イ）とは異なっている。

審判人団の回答書にはハイネによる数々の非行の事情、もしくは非行の嫌疑の状況が再現されていた。そうした事情、状況こそがラントツヴィンガー（この言葉自体は、回答書にはないが）のありように関係していた。（a）彼は悪意のある矜しの言辞（honischen und bedrowlichen worten）を弄した。（b）その上ラントを離れて（ausgetretten）いた。（c）選定侯（ブランデンブルク辺境伯か）の布令（bevelch）に従わず（ungehorsammiglichen）その効力を失墜させた。（d）かつて誓った市民としての誓約を忘却の彼方に（sein geschwornen burgereidt vergessentlich）追いやった。（e）彼の発言は首尾一貫せず（unbestendigk）、また敵対的で（wiederwertigk）あり、その上真実ではなかった（auf unwarheit befunden）。（f）種々の書簡の宛て先を変えて（der geschriebenen briefe datum ahn ander orter）書簡が先方に届かぬよう細工した。（g）火災（brandtschaden）が起きた日の前日彼は「火の付いたものと硫黄、その他の不審な物を身に帯びて（mit feuer, schwebel und andern vordechtigen stucken）」おり（カロリーナ［第41条］が述べる放火の確たる徴表！）、ボルスドルフ村（火災があった村か）にいたところを発見された。

上記事情は、ハイネ自身の供述によったもの（des gefangenen Heine Ruloffen gethane guttliche aussage）である。一部は当局が調査して判明したものがあるかも知れない。回答書はこう閉め括る。「以上の他に（タンガーミュンデ市によって）挙げられていた情況から、次のことは十分明らかである。ハイネ・ルロッフにたいしては、放火の事件と馬刺殺の事件とについて真実の発見のために、拷問をもって、しかし過度にわたらぬよう

攻撃が加えられ、訊問がなされうる。彼の自白に基づいて、さらに正しい判決が下されるであろう。よって件の如し。」[82] 閉め括りの文で初めて彼には馬刺殺の嫌疑もあったことがわかる。放火の容疑については確たる徴表があったといえる（上記）。彼は「火の付いたものと硫黄、その他の不審な物を身に帯びて」発見されたから。カロリーナ第41条によれば、放火の嫌疑を受けたる者が「怪しき野郎（argkwonig gesell）である」とき、かつ「放火の直前において、秘密なるさまで、また嫌疑あるさまで、隠れて火を付けるのに用いられるのが通例の、異常にして不審なる、また危険なる燃料を携帯し徘徊して（vmbgangen）いたことが探り出されうる」ときは、それらは放火の確たる徴表（redlich anzeygung）となった。タンガーミュンデ市当局、およびブランデンブルク市審判人団には、ハイネを訊問するにあたって本条が念頭にあったのであろうか。

（ii）本事例の要点は、こうなろう。ハイネの放火容疑の件についてタンガーミュンデ市当局が拷問による自白の手続き（糺問手続き）を進めるのに、上記数々の情況は確たる徴表となっているのかどうか、これについて市当局は審判人団に意見を問うた、ということである。そのわけは、カロリーナによれば、確たる徴表が認定（これ自体も、２名の証言によらねばならない［第23条］）されて初めて、有罪立証に向けた拷問の手続きに進みうる（第20条）からであった。

では、本事例はラントツヴィンガーの問題とはどう関係するのであろうか。ハイネにかけられていた数々の情況証拠の冒頭には、彼はかつて悪意のある脅しの言辞を弄していたこと、ラントを離脱したこと、が挙げられていた（上述）。立法においてラントツヴィンガーに度々帰せられていた標識がここに見出される。しかも本標識は、拷問に付せられるべき者（「怪しき野郎」）としてカロリーナが放火の一徴表に挙げていたものに相当していよう。ラントツヴィンガーの標識を帯びていること自体が、徴表の一部をなしていた。

（ハ）1576年の事例――（i）本例も、審判人団の回答書のみが知られる。しかも回答書はリューベック市参事会の事例と同様カロリーナ第128条を引く。のみならず、回答書には同第176条が挙がっている。これは、本稿これまでの諸事例にはなかった点である。第176条の問題については後述する。意見を求める側から審判人団に書き送られていた文書が実際に存在したことは、「送付されてきた書類に述べられていたように（in den ubersandten acten zu erkennen gegeben）」と本回答書にある文言から、はっきりわかる。では、意見を求める側とはだれなのか。（a）„Albrechten Quasten,zu Carve erbseßen［世襲農］“と（b）ノイルッピン（Neuruppin）市の市長、市参事会、裁判長、審判人とであった。ただし（a）（b）両者の関係は、わからない。これはともあれ、本事例で「思い上がった人物（eine muttwillige person）」としてラントツヴィンガーたることを問われているのは、名をアントニウス・ツィンメルンハン（身分は不祥）と称した。

（ii）ノイルッピン市当局によれば、アントニウスは公然と脅しの言葉を弄し、ラントを離れ、助力、支援を享受可能な土地、人びとのもとに引き移った。これによって、彼から危害が及ぶのを予期せざるをえぬ。そればかりかノイルッピン市の人びとが法と衡平に違背せざるをえぬことすら起きようとしている。そのわけは、違背せざるをえぬようアントニウスが脅迫し、恐怖を与えているからだ[83]。そのため「帝国の刑事裁判令第128条にあるように」アントニウスは「思い上がりたるラントツヴィンガーとして」生命刑に処せられうる。市当局の主張はこのようである。ここで注目するのは、回答書末尾には上記に続けてこう述べられていた点である。「さもなければ、われら（ブランデンブルク市審判人団）が先に述べた判決に（bei unserm hiebevor gesprochenem urteil）ある通りである。（帝国の刑事裁判令）第176条に定められているごとくに。」ここに先ず（a）「さもなければ」とは、アントニウスを斬首に処すのでなければ、とのことを指している。次に（b）「われらが先に述べた判決」とあった。このように、彼の行為はすでに一度審判人団に向け判決が問われていた。この

ことは、本回答書の冒頭からもはっきりわかる。「貴殿（ノイルッピン市当局ら）は、アントニウス・ツィンメルンハンが捕らえられる原因となった非行について（貴殿によって）送付されてきた書類にあったように、再度（abermahls）、われら（審判人団）に、知らせてきた」云々と。ここで、この「非行」を＜B行為＞と呼びたい。そして上記「公然と脅しの言葉を弄し、ラントを離れ、助力、支援を享受可能な土地、人びとのもとに引き移った」アントニウスの行為は、＜A行為＞と呼ぼう。

では、（α）アントニウスの（時間的には先に起きた）＜B行為＞とカロリーナ第176条、（β）彼の（時間的に後に起きた）＜A行為＞と第128条、という（α）（β）の関係はどのようなことになっていたのであろうか。回答書自体からはわからない。以下では、推測に頼らざるをえぬが、考えてみたい。

（ii-1）先ず、第176条（「証明せられたる諸理由から人が非行および犯行を予期せざるをえない者らの刑罰あるいは拘禁について」）はなにを述べているのであろうか。長文の規定なので骨子のみを記したい。或る者がかつて或る非行を犯し生命刑には処せられなかった（つまり、生命刑に処せられるほどの非行を犯したのではない）が、そのときウァフェーデ（vrphed）は誓った。だが後に、破誓し（verbrochen）た。また或る者がかつて或る非行を犯し生命刑には処せられなかったものの、処罰は受けたがため、このことを根にもち復讐のために、同じ事件（非行）を起こしてやるぞ、と口頭または文書によって人びとを脅し（trohet）た。

これらの場合に、破誓はしたがこれ以外のこと（例えば、さらに危害を加えるとか）は起こしていない。脅したがこれ以上のことは犯していない。では、さらなる問題は起きてはいないからといって当該の者を放置しておいてよいのか。そうはいかぬ。諸般の事情を考慮に入れるとき、加害行為が今後起きぬとまでは当該の者を信用しえぬ状況がある。こうした状況があるときは、将来（künfftigen）起こりうる危害を予防する（fürkommen）ためその者に保証（caution）を立てさせねばならない。（直ちに考えられ

るのは保証人を置くこと、またウァフェーデを交わさせることであろう。）彼がもしこれをおこなわぬとなると、裁判所の判決をえて保証を立てるまでの間入牢となる。ただし「かような刑罰は軽率になされてはならず、将来非行が起きるについて顕著なる容疑（mergklich verdechtlicheyt）がないときは、許されぬ。これについては、法に精通したる者の評議に委ねられねばならぬ。」本条ではさらに、入牢に関わる事務的な規定が続くが、本条の骨子は以上のようである。

（ii-2）次に、第176条が規定の対象とするのはどのような人物なのであろうか。これをウァフェーデの破誓の点から考えよう。カロリーナ第108条が関係の規定である。（なお、第107条は偽誓をめぐる一般的規定。）第108条によれば、ウァフェーデの誓約中に或る行為Xによって破誓を犯すとき破誓者は、行為Xが生命刑を科せられるほどのものでないときは、片手または指（２本［第107条］）を失う。（なお、行為Xが生命刑を科せられるほどのもののときには、生命を失う。）ところで、本条は末尾でこう述べる。「人々が、彼（破誓者）によって（将来）更なる非行が起こりうることに恐怖を抱かざるをえぬとき（Wo man sich aber weither missethatt vor jm besorgen müst）は、＜さらに、ある者がウァフェーデを不法に、かつ故意に破りたるとき＞に始まる第176条が定める通りに、彼（破誓者）にたいし措置なされるべし。」この「彼（破誓者）」とは、片手等は失ったが生命は助かった者を指している。そして第176条で述べられている破誓者も、同じく（身体刑は被ったものの）生き延びえた者である。

このように第108条を考察に加えると、第176条が想定している人物のありようがよくわかる。上述の破誓者であれ、脅迫者であれ、それらの者は、周囲の人びとが彼らによって「（将来）更なる非行が起こりうることに恐怖を抱かざるをえぬ」人物を意味している。とくに破誓者についていえば、この者も脅迫者と同様脅す者である。破誓者であっても、この＜破誓＞ということ自体が周囲の人びとにとっては＜脅し＞と映る。以上を要するに、いわば人物の存在そのものが周囲にとって脅迫となっていて＜将来なにを

しでかすかわからぬ＞者として、不信の目で眺められている（nit zu vertrawen oder zu glauben wer）者が意味されている。

（iii）さて1576年の本事例に戻ろう。アントニウスの（α）＜B行為＞と第176条、（β）＜A行為＞と第128条、の関係問題である。（α）彼は或る行為（不祥）により捕らえられたが、裁判において生命刑には問われず代わりにウァフェーデの誓約を課せられこれを果たしたが後日これを破った。破誓を犯したが保証を立てることができて入牢を免れた（［α］）（ここまでが第176条の問題）。そうこうするうちに、彼はラント離脱に走り（ここからが第128条の問題）、支援者のもとに匿まわれた。追跡を受けて捕らえられ、ラントツヴィンガーとみなされて斬首に処せられる（［β］）はずである。このところで、もしノイルッピン市当局が刑を科さぬならば、（再度第176条に基づいて）保証を立てさせるか、保証を立てさせるまでの間入牢させるのが至当である。アントニウスの事例における（α）（β）の関係は、以上のように推測されよう。以上は、繰り返しウァフェーデの誓約が求められうる事例の一つに数え入れることができよう。

本事例では、アントニウスの行為の実相はわからなかったが、ただ、カロリーナ第128と第176条との関係が当時どのように考えられていたのかを垣間窺うことができて、興味深い。

6　小括

ラントツヴィンガー問題は南ドイツから帝国へ、そして北ドイツ（リューベック市そして遠くレファール市）へと広がりをみせる。その媒介者になったのは、帝国の諸法とりわけカロリーナ（本裁判令はヴュルツブルク司教領にも力をもった）であったようである。帝国自体については、1512年帝国議会においてラントツヴィンガー問題の骨格が定まり1555年帝国議会で問題が出揃った。帝国議会議決においては、ラントツヴィンガーは、なかんずくラント離脱者と位置づけられていた。彼らを匿い庇護する者――この中でもとくに司直が弾劾の対象になった。司直は、彼らが裁きの場に出

易くなるために尽力すべきである、と注意が喚起されている。他方ラントツヴィンガーとして訴え出された者自身、自己の行為の正当性（裁判の拒否に遭遇したとか）を主張することがあった（リューベック）。ブランデンブルクでは、ラントツヴィンガーとみなされた者がランツクネヒトと行動を共にしていた。ここに、時代の問題の一側面をみることができる（次章参照）。

V　歴史犯罪研究の観点から

1　「法学的」視点と「犯罪徴候学的」視点について

ラントツヴィンガー問題を歴史犯罪研究の観点から考えてみたい。この観点からの本格的考察はほとんどないが、多少とも問題に触れた研究に古くグスタフ・ラートブルフの論稿がある。論文「カロリーナにおける略奪」(1931年)、およびハインリヒ・グヴィナーとの共著『犯罪の歴史　歴史犯罪学の試み』(1951年）で彼が分担した中の一章「放浪者」[84] である。彼の所説を追う（これが果たして上記の観点からの考察となりうるかどうかは問題ではあるが、一つのとっかかりにはなろう）中で問題を考えたい。

ラートブルフは前記論文の最後部分でこう述べた。「刑法史は、たんに刑法規範の歴史でよい、と考えてはならぬ。また刑法史は、そのようなたんなる規範史の域を越えるものでないかぎり、刑法規範の、徹底した歴史とすらなりえぬ。実際」――と、続ける――「刑法の発展は、刑法規範の、弁証法的な自己発展ではなく、むしろ、変転する、犯罪学的状況に添っている。それゆえに、刑法の歴史はおのずと犯罪の歴史を含み込んでいる。」この意味の刑法史学を彼は「歴史犯罪学」と呼び、これ自体「社会史を背景に置いて初めて可能」であるとみた[85]。本論文中で、彼はカロリーナのラントツヴィンガー箇条（第128条）を含む第124条から第129条の諸箇

条に注目し、彼自身の刑法史の一端を提示してみせたのである。

そのさい中心に置かれたのは、犯罪<者>のありようだった。カロリーナは「それら諸箇条でもって、当該の時代にとって特徴的な犯罪の鎮圧を図ろうとしている。これら諸規定の一つひとつが、カロリーナの時代の際立った犯罪者集団の一つひとつと関係する。」彼がカロリーナの第129条と第128条とを対比したのは、この意味においてであった。「人びとに向けて邪悪にフェーデをおこなう者ども」にたいする刑罰（斬首）を定める箇条（第129条）において予定に入れられている者は「騎士」身分であった。他方ラントツヴィンガーにたいする刑罰（同じく斬首）を述べる箇条（第128条）で想定されている人物とは「ガウナートゥーム（Gaunertum）」であった。「（第128条が規定する）ラントツヴァングとは、フェーデをおこなう（身分上の）資格のない者（nicht Fehdeberechtigten）によるフェーデの行為」とみなされる。たとえ「ジュリスティック（juristisch）」（法学的）な意味においてではないにせよ「クリミナリスティック（kriminalistisch）」な意味においては確実にそう呼ぶことができる、と[86]。なお „kriminalistisch“ とは、いうまでもなく „Kriminalistik“（刑事学）に由来する言葉である。これは「犯罪の解明とその阻止の学」（この意味で「非法学的教科［nichtjuristische Disziplin］」）を指している。それを一言でもって日本語に移すのは難しいが、さしあたってここでは「犯罪徴候学的」（あるいは「犯罪現象論的」）といった言葉をあてておきたい[87]。

ところで、「ラントツヴァングとは、フェーデをおこなう（身分上の）資格のない者によるフェーデの行為」と捉えるのは「法学的な意味においてではない」とは、どのようなことなのか。ラートブルフは説明していないが、こうではないか。騎士身分には無い（かつ、より下層の）者による行動がたとえ一見（フェーデ通告状の送付による）フェーデの行為にみえようとも、それは<フェーデ紛い>の行為でこそあれ、<適法で正規のフェーデ>ではない。そのような身分の者は、本来フェーデはおこないえないはずである。従って、彼が処罰されるにしても、処罰理由は、法と衡平に違

背して「邪悪にフェーデをおこなう」ことに由来する「ラント平和破壊」の罪（フェーデ通告状を予め送付することをせぬ襲撃行為）によるのではない。たんに略奪、盗み等による。フェーデをおこなう（身分上の）資格のある者がおこなうはずの行為をその資格のない者が果たすとすれば、これは法学的視点からの考察からはみ出してしまう現象である、と。

他方現実には、下層の身分にある者（農民、商人、職人、徒弟等）が「ラント平和破壊」の罪によって刑に処せられた。ハインリヒ・フォン・クライスト（1777－1811）の小説[88]で人口に膾炙した事件――ベルリン（ブランデンブルク選定侯領）近郊 „Cölln an der Spree "在、商人ハンス・コールハーゼのフェーデ事件――が一例に挙げられる。ハンスは1532年10月馬を盗まれる被害に遭遇し加害者の主君ギュンター・フォン・ツァシュヴィッツ（Zaschwitz）に損害賠償請求を起こしたが、これが解決をみぬゆえに1534年２月ギュンターにフェーデ通告状[89]を発した。同年４月９日、10日ヴィッテンベルク市を焼き払ったのはハンスの行為に帰せられた。その後諸方面から和解の模索が企てられたが、成果はえられなかった。ハンスは1540年３月８日に始まった審理においてラント平和破壊の罪のゆえに有罪判決を受け、３月22日刑死する[90]。

参考までにもう一、二例挙げるとすれば、同時代1537年ニュルンベルクにおいてヴィスナーなる者が或る市参事会員の家臣らにたいするフェーデ通告状（ein schriftlich abclag）を市塔にクギで打ち付けた。「確たる理由がない（kein redliche ursach）」のにも拘わらず。結果は斬首となった。さらに後代1615年９月２日同市における靴屋徒弟のハンス・ツィーグラー・フォン・エーシェナウの事例がある。彼はフェーデ通告状をしたためた科によって「フェーデ通告者（Befehder）として剣による有罪判決を受けた」後、彼の願い通り、（両手を身体の前に組み）ひざまずいた姿で（kniend）斬首の刑に処せられた[91]。身分違いの者によるフェーデ通告現象が起きていた、この種の現実を問うには、「法学的な」視点からの考察では難しい。このところに、「犯罪徴候学的」視点（あるいは広く刑事学的視点）

の必要性が出てくる。

『犯罪の歴史』「放浪者」の章では、カロリーナ第129条と第128条との対比をめぐる「犯罪徴候学的」視点に関しては、ラートブルフはより明晰な境地に達している。彼は第128条が理解の難しい規定たることを認めつつも、こう述べる[92]。「(同箇条は）ラント平和破壊にたいする、すなわち、正当性のないフェーデ（unberechtigte Fehde）にたいする刑罰を定めた箇条［第129条］を補足する規定である。」フェーデは外部の敵から発せられるが、ラントツヴァングはラント（領国）固有の臣民による行為である。こうして彼は、両者の違いを縷縷繰り広げる。フェーデは「軍事規律に則った騎士身分の行為者によって自己自身の武器と兵員とを用いて」起きるが、ラントツヴァングには、放浪者なかんずく「ガウナートゥーム」が投入される。フェーデは、フェーデ通告状によって事前に通告を要求するものであるが、ラントツヴァングではフェーデ通告状の代わりにたんに脅しがあるのみである。事前に脅しがなくてさえ即座に戦いが始まることすらある。こうして彼はこう閉め括る。「ラントツヴァングとはフェーデ無権利者（Fehde-Unfähigen）によるフェーデと解して差し支えない」と。

この一種ユニークな命題を立てるのに、犯罪徴候学的視点を提起したのはラートブルフの一見識であろうが、当の命題そのものがすでに、いかにも法学者らしい、法学的視点からの区別化の方法である。上記の命題は、フェーデには＜正規の（recht）フェーデ＞と＜不正規の（unrecht）フェーデ＞とがあるといった考え方が前提になっている。こうした前提自体が俎上にのぼせられて問われなければならない問題なのである。

2　時代の問題のひとこまとしてのラントツヴィンガー

ラートブルフは『犯罪の歴史』「放浪者」の章でこう問題提起している。カロリーナ第128条のラントツヴィンガー規定はいったいどのような事態を想定しているのであろうか、と。それは、「放浪者群がみずからの中に含み込んでいるガウナートゥーム」を利用した非行、暴力の事象である。

すなわち、或る者（A）が、ガウナートゥーム（B）を扇動し、その者（A）自身が属する共同体（都市とか村落とか、また領邦権力とか）にたいし、暴力行為に、なかんずく夜陰に乗じた放火（Mordbrand）[93]に走らせる（Aufwiegelung gaunerischer Elemente des Fahrenden Volkes）事態である。では、或る者（A）とは、だれなのか。それは「手に負えぬ、正義の狂信者（unbändige Rechtsfanatiker）、人の意見に耳を傾けずしつこいまでに不平を鳴らす者（unbelehrbare Querulanten）」である、と[94]。争いを好む者ら（A）つまり「手に負えぬ、正義の狂信者」らによって、彼ら自身が意図するもの（共同体にたいする非行、暴力、反逆、要求）の実現のために、ガウナートゥーム（B）の社会的勢力が利用されるのである。

こうみてくると、奇しくも浮かんでくるのは、クライストが造型したミヒャエル・コールハースの形姿である。小説は冒頭に語っている。「もしも一つの徳行に溺れなかったならば世は必ずや彼［ミヒャエル］の思い出を祝福したであろう。正義の心が、しかし彼を盗賊とし人殺しとしたのであった。」またヴィッテンベルク市焼打ちについて語る。「それは［ミヒャエルの］病的で不具な妄想にすぎなかったが、にも拘らず金の響と獲物の見込みに釣られて、ポーランドとの和睦のために食を失った賤民の間に大量の参加を呼び起し、ウィッテンベルク放火のためエルベ河の右岸に引き返したときは事実三十幾人を算えるに至った。」[95] ここに、ミヒャエルとは上記ラートブルフのいう「手に負えぬ、正義の狂信者、人の意見に耳を傾けずしつこいまでに不平を鳴らす者」にあたり、ミヒャエルのもとに集った無頼の徒（Gesindel）（上記「賤民」）とは「ガウナートゥーム」に相当してはいないか。ラートブルフの所論には、クライストの小説が色濃く影を落としているようにみえる。

行為者とその行為を「犯罪徴候学的」視点から問うことは、この事例でいえば争訟を好む者（A）と、これを支える者ら（B）との各々の思惑、かつ両者の相互交際の現実的なありようを考察することにある。また、争訟を起こす基にあった理由——これ自体は、もちろん、本人にとっては正

当な要求と信じられていたものであろうし、客観的にみても正当なものがあったであろう（例えば、司直による裁判拒否・裁判懈怠が起きていた）——が正当化され、この口実の下で敢行されているのは、時代の非行、逸脱行為、なかんずく略奪であり、これらが起こる時代のありようを考察することにある。時代の特定のありようが、非行、逸脱行為にとって「徴候」となるのである。

さて、カロリーナ第129条および第128条を「犯罪徴候学的」視点からみるとき、ここに浮上してくるのは（a）騎士[96]しかも「無産階級となった騎士」（非行者の一姿としてはラント平和破壊者）と「ガウナートゥーム」（非行者の一姿としては、ラントツヴィンガー）であった。これら両者を「犯罪徴候学的」視点から考察することは言い換えれば、両者それぞれを「カロリーナの時代の際立った犯罪者集団」と捉えることである。（それらを、いわば「時代への先兵」もしくは「時代の伏兵」[97]と位置づけることにある。）もう一群の「犯罪者集団」としてみることができるのは、（b）農民しかも「抑圧を被っている農民」（あるいは、耕作地を失った農民）である。しかも、これがカロリーナ第124条の反逆罪、第127条の騒擾罪で想定されている人物である。（ときは、農民戦争［合わせて「小農民」・「中小市民」の平民的宗教改革］の時代である。例えば、ザンクト・ブラージェン南方、都市ヴァルツフート Waldshut 北東シュテューリンゲン伯領［農民戦争の勃発中心地の一つ］においては、裁判権の濫用等の農民抑圧にたいし「農民の抗議は、領邦化を目指す伯、あるいはその官吏の不当な圧迫に集中」した[98]。）最後に（c）、第125条が規定する「悪意の放火者（boßhafftigen…brenner）」、第126条の「悪意の略奪者（boßhafftiger…rauber）」は、没落騎士、ガウナートゥーム、被抑圧農民の三者に等しくあてはまった。

ラートブルフの所論をこうみてくると、ラントツヴィンガー問題は孤立の問題としてではなく時代の特徴を示す一つ[99]としてみる（カロリーナでいえば、第124条から第129条に及ぶ諸箇条の中で考察する）ことが求め

られる[100]。諸箇条で対象になっていた「無産階級となった騎士」、「ガウナートゥーム」また「抑圧を被っている農民」は、どのような様相を取っていたのであろうか。彼らは、街道へと解き放されていた。ラントツヴィンガーは、こうした時代的環境に置かれていた者らのうち、とくに「ガウナートゥーム」に含まれ、「ガウナートゥーム」という鎖中のひとつの輪を意味する存在であった。

では、ラートブルフの所論にあった「ガウナートゥーム（Gaunertum）」とはなんであろうか。彼によれば、「ガウナートゥーム」はその存立の舞台を「街道」に置いており、その構成分子として挙げることができるのは、ジプシー、ユダヤ人、そしてランツクネヒトの三者である。三者に共通しているのは「ロートヴェルシュ（Rotwelsch）語」の生成に関係していたことである。（なお、近時の研究から付言すれば、ロートヴェルシュ語［いわゆる、隠語］はイディッシュ［Judendeutsch］語、中世高地ドイツ語、中世低地ドイツ語、ラテン語等に由来し、その生成における意図は、ガウナートゥームを司直が探索するのを難しくさせることにあった[101]。）上記三者のうち、とくに16世紀についてはランツクネヒト（傭兵）が重要であった。（これにたいし、ジプシー、ユダヤ人はようやく18世紀に広がりをみせる。）しかも、戦争が終わって解雇され街道に放り出された者らのことである。彼らが犯罪において指導的役割を引き受けえたのは、彼らが「武器を操ることができ、戦争経験もあり、隊伍を組むことができ、ことがらに狐疑逡巡せず、暴力沙汰にものをいわせ、獲物に飢え貪欲であった」[102]ことによっていた。解雇されたランツクネヒトには、遍歴乞食の運命が待ち受ける。ハンス・ザックスによれば「悪しき人びと（ain poses volck）」であった[103]。16世紀冒頭上部ライン、ブントシュー運動に参加した「浮浪の乞食兵士（gartende Knechte;laufende Knechte）」[104]は、解雇され街道に放り出された、こうした元ランツクネヒトであった[105]。

ランツクネヒトおよび元ランツクネヒトをめぐる歴史事象については多数の研究があり、ここではその一端すら紹介できないほどである。ともあ

れラートブルフは、ラントツヴンガーの（少なくとも、その主たる）出自としては、「ガウナートゥーム」の中の、以上のようなランツクネヒト——とりわけ、元ランツクネヒト——の姿を頭に描いていた[106]といえる。

ただ、中世盛期以降「貴族にとって傭兵奉仕はごくあたり前」のことだった[107]となると、彼のように、一方に騎士、他方にランツクネヒト、のごとく機械的な考え方でわけるのは問題が残るであろう。

3　若干の考察

ラートブルフの所論を追う中で解説を加えつつラントツヴィンガーのありようをみてきた。本稿は正面きった歴史犯罪研究をおこなう場ではないので、同所論で気づいた点を一、二指摘することに止めたい。

（イ）「法学的」視点と「犯罪徴候学的」視点との関係について——この点を考えさせてくれる一証言がある。ザクセンシュピーゲル・ラント法III－2（「武器を帯びる聖職者とユダヤ人について」）である。「聖職者（phaffen）、およびユダヤ人であるのに武器（wafen）を帯びる者、かつ（聖職者については）彼らの法に基づいて剃髪をすることを怠っている者にたいし暴力に及ぶ者は、俗人にたいし賠償するごとくに賠償をなす（besseren）べし。彼ら（聖職者、ユダヤ人）は、国王の日々の平和（fride）と共にある者であり武器を帯びてはならぬ者だからである。」ハイデルベルク本やヴォルフェンビュッテル本など絵解き本のコラム絵によれば、長剣を帯び、騎乗姿の聖職者（聖職者であることを示すため剃髪の身である）と、ユダヤ人（絵解き本作者はこれに、型にはまったトンガリ帽子を被せる）とが描かれ、両人とも威風堂堂あたりを払う表情で描かれている[108]。身分問題をめぐる彼らの意識を窺い知る上で、興味深い。

本来は娘、婦人と並んで国王平和の保護を受けている身にある聖職者とユダヤ人（同ラント法II-66-1）が（あたかも騎士であるかのように）騎馬し武装するときは国王の平和による保護を喪失する。こうした、いわば身分を偽わり武装した者（A）にたいし加害行為に走り損害を与える者（B）

は国王の平和を侵すことにはならぬ。従って、加害からくる賠償金額は（国王平和の保護を受けることのない）一般の身分の者に支払う金額と同額でよい。国王あるいは被害者に、より高額の賠償金を支払う必要はない。以上が「法学的」視点から捉えた本条（III－２）の意味である。当条は加害者（B）にたいする制裁は述べるが、身分を偽わった武装者（A）への制裁については直接には言及がない。少なくとも間接的に警告は発せられている。他方現実には身分秩序を壊してでも騎士的生活に耽らんとする者（A）が当時出現してきている。このような様相が本条からは窺えるであろう。身分秩序を壊さんとするこれらの者は、従ってフェーデの的にもなりうるし、のみならず通告状を発してみずからフェーデに走ることもある。後年1328年ザルツブルク・領邦令によれば着衣の下に刀剣、甲冑を隠し帯びる者はラントにとって有害な人間とみなされていた（既述）。1370年ネルトリンゲン・ウァフェーデの一例によれば、聖職者が武装していたこと、これが罪に問われた[109]。1566年ブランデンブルク市審判人団の判決事例には、牧師によるフェーデ通告状の送付行為が起きていた（既述）。これらには、身分秩序の違背に由来する非行、逸脱行為への「徴候」が存する。すでに早くに、「フェーデをおこなう資格のない者による、フェーデの行為」に至るおそれ（徴候）が存在した。

或る意味では「法学的」作品であったザクセンシュピーゲル——この作者の念頭には、そうした現実から生じかねない或る帰結（「徴候」）が浮かんでいたのではないか。法学的視点の中にすでに犯罪徴候学的視点が埋め込まれていた。こうみると、法学的視点と犯罪徴候学的視点とをあえてわける意味はあるのであろうか。確かに「法規の中に、事実的経過について本質的なものが述べられているというのは、稀なことである」（バーダー）[110]。しかし、或る内容をもった一法規が設けられたということは、紛れもない事実である。この事実そのものがいかなる現実を抱えていたのかに、考察をめぐらしてみる必要があろう。

以上のようにみてくると、広く中世後期から近世初期にかけてフェーデ

事象（なかんずくフェーデ行為者）のありようを改めて考える必要が出てこよう。こうした事情にある中で、ラントツヴァングは「フェーデをおこなう資格のない者」（または「フェーデ無権利者」）によるフェーデといった機械的な規定づけそのものが果たして歴史に即したものかどうかは、改めて問われなければならない問題である。

（ロ）ラートブルフはラントツヴンガーの出自に「ガウナートゥーム」を構成するランツクネヒト的分子をみていた。かつて或る著名な研究が「ガウナートゥームは、乞食集団から起こった」[111]と書いたこのガウナートゥームについても夥しい研究が積み重ねられてきている。ここでは取り上げる余裕はない。ただ一言概要を述べておけば、„Gauner“ とか „Jauner“ とも表記されるガウナートゥームは「或る種の犯罪的環境、もしくは、非行や犯罪を＜営業としておこなう（gewerbsmässiger）＞、＜本職化した（professioneller）＞非行者、犯罪者の集団」を指しており盗み、詐欺、略奪等で生活基盤を形成している者らがこれに入る[112]。ラートブルフは、ガウナートゥームを放浪者に含まれる存在とみていた。これはこれで間違いではない。ただ、近時ガウナートゥームの本質を、その「非定住性（Nichtseßhaftigkeit）」にではなく、むしろ、中世末期以降ますます拡大していった「組織化と専門化（Spezialisierung）」にあると捉えて、その職業性に重きをおく見解が出ている[113]。

戦争のプロフェッショナルの一人として、確かにランツクネヒトはガウナートゥームと繋がった存在である。では、ラントツヴィンガーとはランツクネヒトを指しているのであろうか。後者は、前者の一つの姿を示しているかも知れぬが、そもそも両者を重ね合わせてよいのであろうか。既述ブランデンブルクの一事例ではラントツヴィンガーとみなされた或る牧師はランツクネヒトと共謀して非行を働いていたが、彼はランツクネヒトの一味だったとはいえなかろう。そこで以下では、一例にカロリーナ第39条（「略奪者たる疑惑（を立証するの）にとって十分な徴表」）を俎上に載せ、この問題をみてみたい。本条は、謀殺から始まる各種犯罪の徴表のありよ

うを定める諸箇条の中の、略奪関係の箇条である。当条は「騎馬兵、あるいは徒歩兵（reysig oder fußknecht)」が宿屋に宿泊している状況下における、略奪の徴表を取り上げる。そこで、同条を三段（前段・中段・後段）にわけ、多少説明を加えつつみていこう。

(i) 前段——兵士はよく宿屋に泊まったりそこで飲食したりする。そのさい、なにかの契機で、略奪事件の嫌疑を受ける。宿泊を重ねたり、たっぷり飲食したりしているがそれに見合う（a）収入（gült）があるのか、（b）任務（dienst）に就き仕事（handtierung）をもっているのか、と。このとき、彼らが金は所持する等のことを立証する必要がある。立証ができなければ、各種非行なかんずく略奪の（allermeyst, zu rauberey）容疑を受ける（seindt argkwonig vnnd verdechtlich)。（この容疑にあることを確認した上で裁判所は、次段の手続き、つまり自白をえるための拷問の手続き[有罪判決に向けた手続き]に進みうる。）

(ii) 中段——兵士による略奪の嫌疑をめぐる問題については、すでに、「朕の、かつ帝国の一般ラント平和令に述べられている通りである。」この平和令とは、ヴォルムス帝国議会で公布された（1495年8月7日）いわゆる永久ラント平和令をいう。関係の箇条は第7条である。そこにこうある、と。「そうした徒輩（solche buben）によって害を加えられることのなき（nit leiden）よう、彼らが捕らえられ、厳格に訊問に付（hertiglich fragen）され、かつ彼らの非行について真剣に処罰がなされるべし。」

ここでヴォルムス・永久ラント平和令第7条の骨子を紹介すれば、次のようになる。主君をもたぬ（kain Herrschaft haben）兵士（「騎馬兵および歩兵」）が数多くいる。主君はもつが主君が兵士らの行動を抑えつけられない（nit mächtig sein)、また任務に就いているがそれからの収入ではわが身を賄いきれぬ（sich wesentlich doch nicht halten)、こういった類の兵士が大勢いる。今後このような兵士は神聖帝国内においては寛容に扱かわれたり、匿われたりすることはあるべからず。彼らは「捕らえられ、厳格に訊問に付され、かつ彼らの非行について真剣に処罰なされるべし。」彼らの財物は

差し押えられ、余すところなく没収され（angenommen,gebewtet）るべし。彼らは（釈放されるさい）必要に応じて（ウァフェーデの）宣誓を果たし、かつ保証人を立てるべし、と[114]。（因みに、非行の容疑があるからといって有罪の判決は下すことはできないというのが、カロリーナ［第20条］の立場である。なお、永久ラント平和令の第7条にあったものは、大筋すでに、1431年［ニュンベルク］帝国平和令［第3条］[115]、および1474年［アウクスブルク］帝国平和令［第9条］[116]が同様に述べていたところであった。）

（iii）後段――「同様にして、司直は各々、かく［非行の］嫌疑を帯びたる乞食たちを、および放浪者らを、精勤して注視監視する（eyn jede oberkeyt auff die verdechtigen betler vnnd landtferer auch fleissig auffsehens haben）こと怠るべからず。」ここに「乞食」とはガウナートゥームの一員とみることができる。（ただ、乞食たち、および放浪者らは、とくにどのような非行［兵士の場合は、略奪］の嫌疑にあるものとして想定されているのか［謀殺をはじめとする、各種犯罪なのか］、またそのさいの徴表［兵士の場合は、収入がないこと、勤務を離れていること］がなんであるのか［各種犯罪におけるそれぞれの徴表ということなのか］、これらについては、カロリーナ自体からはわからない。なお、この後段の文章は、バンベルゲンシスには欠けていて、カロリーナになって初めて付加された。）

以上カロリーナの上記第39条、および既述第128条からは四つの人物が登場しているのがわかる。（a）「騎馬兵、あるいは徒歩兵」・（b）「乞食」・（c）「放浪者」そして（d）「ラントツヴィンガー」である。このうち、「騎馬兵、あるいは徒歩兵」はランツクネヒトとみて大過ないであろう。このように、時代の問題を形作っていた四人物が出揃っているのをみるのは、歴史犯罪研究の視点からみて興味深い。ただ、ここでは上述で提起した問題――ラントツヴィンガーとはランツクネヒトを指しているのか――についてのみ答えたい。これは、四人物が相互にどのような関係にあるのかの問題に属する。「騎馬兵、あるいは徒歩兵」（ランツクネヒト）と「ラ

ントツヴィンガー」とは、カロリーナにおいて、それぞれの名前を担いつつ別個の箇条で、しかもそれぞれの人物態様のもとに、詳細な規定の対象になっている。ということは、カロリーナ（またバンベルゲンシス）の立法者にとっては、ランツクネヒト、ラントツヴィンガーは重ならぬ人物として映っていたものとおもわれ、この点は看過できないのではないか。

それにもう一つ、「乞食」（とりわけ „der starke Bettler“）[117] に典型的にあわれていたのとは違い、ラントツヴィンガーに特有の行為——人びとを「脅し、あるいは怖がらせる（bedrohen oder schrecken）」（カロリーナ第128条）——に、「組織化」・「専門化」された行為、職業性・営業性を帯びた行為を求めることは、難しいであろう。では、ラントツヴィンガーとは、どのような人物として捉えればよいのであろうか。以下「Ⅵ おわりに」でこれを纏めたい。

Ⅵ　おわりに

以上14世紀20年代から16世紀70年代に至る諸文書にあらわれたラントツヴィンガーの足跡をたどり、次いで歴史犯罪研究の観点から若干の言及と考察を試みてきた。ことここに至っても彼がなんであったのかは、なかなか見極め難い。ザルツブルク大司教領の領邦令にほぼ初めて名をみせたのはどうしたわけなのか。この疑問からしてすでに答えに窮する。ハインツ・ドプシュは領邦令の各条に解説を加えていたが、肝心の箇条（第24条）の前をなぜか素通りしてしまった。中世ザルツブルク史の碩学が解説困難とみたわけでもあるまいに。また古来ラントツヴィンガーといえば、カロリーナ第128条が常に引かれる[118]。バンベルゲンシス（第153条）に倣ったこの「くだくだしい叙述（eine weitschweifige Beschreibung）」（ラートブルフ）は、いったいなにを目的としていたのか。どう考えれば歴史に即した正しい理解となるのであろうか。これらの点を明らかにするのも、一筋縄

では行かない。ともあれ、以下で纏める段階にきた。

（イ）ラントツヴィンガーは大きく（A）略奪者・（B）フェーデ通告状の送付者・（C）濫訴者、もしくは正規の裁判所に訴え出ぬ者または当該裁判所の判決で満足せぬ者、としてあらわれた。性格の相異なる種々の文書が大筋共通して指し示した先にあったのはそれらであり、こうしてラントツヴィンガーについてはほぼ纏まりをもったイメージが獲得されていたといえる。諸文書で比較的よく目に付くのは（B）フェーデ通告状の送付者（また口頭のフェーデ通告者）である。„Absager“ とか „Befehder“ とかといった端的な言葉で呼ばれた。ここでフェーデ通告状の送付は脅しの有力な一手段であったと共に一手段以上の圧力をもっていた。というわけは、フェーデ通告にたいしては、被通告者側（ラント、都市の人びと）はいつ、どのような形態、規模で起きるか予測のつかぬ加害に今後昼夜（昼間は略奪、夜間は放火！）備えなければならなかったからである。ここからくる、心的疲労、人的（市民軍、傭兵の配備）・物的（防備費用等財政）負担は、決してあなどれない。フェーデの通告は、それ自体がすでにフェーデの実行行為を意味していた[119]。たとえ未だ具体的な損害が生じていなくても。社会が当時ラントツヴィンガーにたいして抱いたイメージは、そうしたいろいろの意味の、しかも少なからざる疲労と負担とを背負わせる荷厄介な人物だ、というものであったとおもわれる。

また（A）略奪者はラントツヴィンガーと常に重なるわけではない。この点は（B）（C）についてもいえるが。略奪形態としては、一個人から暴力を用いて財物を奪う伝統的形態の他に、ラントの人びと（die leut）から、しかも暴力を直接行使せず脅して財物を提供させるものがあった。これが特徴的な形態である。ゲッツ・フォン・ベルリヒンゲンの回想録にあるのが一例となろう。「（ゲオルク・フォン・フンツベルクと騎馬武者たちは）何もかも焼き払うぞと言って農民たちを脅し、巻き上げた金で（ラインファル［酒］を）買い求めた（［sie］ hettenn die bawrn geschetzt,vnnd reinfal darumb kaufft）」と[120]。ラント民にいわゆる＜免焼金（Brandschatzung）＞を支払

わせる（火を付けるとの脅しを、住民は金で買い取らねばならぬ）。

もちろん、これら（A）（B）（C）が相互にバラバラな関係にあったわけではない。裁判を逃避する者、あるいは宣告された判決を蔑する者がフェーデ通告に向かい（この意味でラントツヴィンガーは、ラント平和破壊者となる）[121]、これが状況に応じて略奪の実行にまでエスカレートすることがあろう。また濫訴に走るといったことも、いわば＜フェーデ通告状のないフェーデ宣告＞の性格をもっていたといえなくはない。

（ロ）ラントツヴィンガーは盗人、反逆者、放火犯、略奪犯等と共に（贖罪金司法ではなく）刑事刑司法（„peinlich zu straffen“）に服する重い非行者として挙げられ、刑は吊るし首か斬首かであった。ただしラントツヴィンガーの行為（ラントツヴァング）は秘密の、というよりは公然の行為として出現していた。この意味で、法廷では、彼は名誉ある人間として取り扱われえた。彼の行為において、不名誉的非行から名誉的非行への変化があったとも考えられる。司直がラントツヴィンガーを支援するという現実は、この動きを例証してはいないか。他方で、彼は、＜原告自身のラントツヴィンガーであると共に、ラントの人びとにとってのラントツヴィンガーである＞といった特徴的な方式で、原告によって訴え出された。このような告訴方法は殺害犯、夜間放火犯、盗犯等の裁判において用いられ、伝来のものであった。これが、ラントツヴィンガーの裁判にも違和感なく使われた。そのさい、叫喚告知に基づく現行犯手続きが採用されたのは、地域（ラント）の人びと全体が訴訟に参加する上で必要であったことによる。と共に、人びと全体が参加することで、新しい問題として出現してきたラントツヴィンガーに対応することができた。言い換えれば、そのことによって、彼にたいする裁判の正当性が担保された。

（ハ）ラントツヴィンガーは、ティロールでは＜乞食＞として出現していたようである。このことひとつから窺えるように、上記（A）（B）（C）の人物らは次の様々な人物群によって取り囲まれ、これらの人物群は彼らの出自の一部をなしていた。（D）「有害な人間」・（E）「森の徘徊者」・

（F）ガウナートゥーム、ガウナー（乞食等）・（G）放浪者・（H）（とくに失職中の）ランツクネヒト・（I）主君をもたぬ没落騎士・（K）土地を失い街道に投げ出された元農民・（L）ラント平和破壊者・（M）ウァフェーデ破棄者・（N）復讐者、報復者・（O）当局から裁判拒否・裁判懈怠に遭遇した（と思料する）者、等である。とくに裁判拒否・裁判懈怠に遭遇したと感じてフェーデ通告状を突きつけた者が、ラントツヴンガーとして扱われた（ブランデンブルク）ことに注目しておきたい。それら多様な人物群の一部あるいは多くは街道にある者として身過ぎ世過ぎを同じくしていたため、相互に重なり合うのも看過できない。他方で、れっきとした定住民（農民、市民、貴族）もまたラントツヴィンガーとなることがあった。この意味で、ラントツヴァングを、武装権、フェーデ権をもたぬ者がおこなう、あるいは身分違いの者が敢行するフェーデのごとく把握するのは、事実に即さず無理があろう。

これらの者がストレートに、ラントツヴィンガーに繋がったのではない。ここで思い浮かぶのは、彼には、常に „mutwillig（思い上がって）“ の言葉が付きまとっていたことである。（「思い上がってフェーデに走る（mutwilliglich bevhedet）」とかは関係の形容である。）＜自己の力を過信して＞・＜柔順ならざる＞・＜理由がないのに無鉄砲に振る舞う＞いった意味である。カロリーナの未遂罪規定（第178条）にある用語でいえば「（未遂犯行の基にあった）悪しき意思（böser will）」を「脅し」で発現させた者がラントツヴィンガー（„recht landtzwinger“）であった。ラントの人びとを脅すことで、彼は、己れが望む行動（略奪、反逆等）に協力させる。このことが、定住民が望まずして法と衡平とに違背せざるをえぬ結果を招く。帝国、領邦、都市の当局（„obrigkeit“）は、人びとが法に違背する事態に余儀なく陥るのを恐れたのである。

（ニ）ラントツヴィンガーには三つの標識があった。（i）人びとを脅すこと、（ii）脅すのに支援を受けること、（iii）ラントを離脱すること。この中で、ラントツヴィンガーをまさにラントツヴィンガーたらしめ、その

代名詞ともなっていたのは、ラントからの離脱（„ausgetretten“）であった。例えば „ausgetrettene Absager,Befehder und Landzwinger“ といった言葉を参照されたい。離脱者は、離脱して赴いた先で支援がえられることを見込んで離脱に及んだ。支援者には、同じように離脱した状況にある者が含まれてもいよう。司直すら支援者となっていたことに、帝国議会議決では注意が喚起されていた。こうしてラントツヴィンガーは一個の集団的勢力を張りうる。勢力を頼みとした脅しによって思いを遂げんとする。しかし、脅しの行為は彼の本質を必ずしも形成してはいない。脅すつもりがなくとも、彼はラントツヴィンガーたりえた（バンベルゲンシス［第153条］、カロリーナ［第128条］）。彼が時代の一問題だったのは、なかんずく彼のラント離脱にあった。この点は、バンベルゲンシス、カロリーナにおいて、「思い上がって」ラントを離脱する者と、なんぴとから暴力を受けるとの「恐怖から」居住地を逃避する者との違いに注意が喚起されていたところからも、よくわかる。ともあれ、ラント離脱者としての彼のありようそのものが、問題として問われていた[122]。このことは、人民を各ラント、都市に固く繋ぎとめることが帝国、領邦、都市の当局にとって、当時国制（憲法）上の喫緊の課題であったことを裏面から教えてくれる。

（ホ）ラントツヴィンガーの歴史は大きく第一期（i）、第二期（ii）にわけられる。（i）ラントツヴィンガーは15世紀末までは、有害な人間に属するものとされたり、重罪犯として盗人、殺害犯、略奪犯、放火犯、反逆犯、偽造犯等と並べたてられ、また現行犯手続きに服せしめられたりした。こうして彼は、伝来の思考法で把握される他に捉えようがなかった。彼の正体、あるいは彼をめぐる周辺の実情はわからぬところが多かった。これにたいし（ii）バンベルゲンシス（もちろん、これには前代のバンベルク都市法からの繋がりは否定できないが）の時代以降ラントツヴィンガーそのもののありようが立法および裁判実務の俎上に載せられる（ラントツヴィンガーの発見！）に至った。こうして、彼の置かれた状況（ラント離脱）、彼の行為の内容、彼の行為が向けられる人びと、彼の行為によって生じ、

または生じうる加害と被害、彼自身の言い分・要求、彼が支援者らに迎えられる事情等に注意が向けられた。こうしたいわば casuistic に数えあげられる問題状況が立法者や裁判司直の念頭に上ったのには、帝国議会、領邦政府等権力当局のある＜いらだち＞があったとおもわれる。中世盛期のラント平和運動を受けて中世後期以降ラント平和令が積み重ねられてきたにも拘わらず、現実には平和形成が一向に進まないというあせりである。従って、平和形成にたとえ僅かであれ障碍となりうると考えられた要因を、被害の予防のために排除する（芽のうちに摘む）べく当局は神経を尖らせることになったとみられる。そうした要因がラント離脱であり、徒党を組むこと、脅迫とか恐喝とかの行為であった。これらによって生じ、生じうる結果がたとえ現実には重罪を招くことがなかった場合であっても。

以上ラントツヴィンガーとその周辺の問題を纏めてきた。ラントツヴィンガー事象は（a）無論司直の問題であった。司直は＜ラント離脱＞を抑止し＜ラント帰属＞を固め非行の＜予防＞に障碍となるものを取り除こうとした。ラントの人びと（定住民）が法と衡平とに背く事態に陥らぬように。或る人間（そしてその家族）をひとつのラントに所属させることに躍起となる。ラントに所属させた上で、諸領邦令とりわけポリツァイ令によって非行、逸脱を予防せんとする。ファン・デュルメンによれば、近世（16－18世紀）の人間は、自己が特定の「どの身分に所属するか［die Standeszugehörigkeit］」が常に問われていた(123)。われわれの問題からみると、中世後期から近世初期（14－16世紀）の人間はさらに特定の＜どの国に所属するか（die Landeszugehörigkeit）＞が問われ始めてきているといえよう。他方ラントツヴィンガー事象は（b）ラントツヴィンガー自身の問題でもあった。時代が移り変わる中で、司直による裁判拒否・裁判懈怠・裁判遅延（Rechtsverweigerung/Justizverweigerung）に遭遇する者（あるいは、意に添わぬ判決が下るのを予想せざるをえぬ者）――ハンス・コールハーゼ！――は、自己の主張をいかにすれば貫きうると考えたのであろうか。考えた結論のひとつがラントツヴィンガーとして行動することであった。この、

司直とラントツヴィンガーの双方が切り結ぶところから、われわれにみえてくるのは、なんであろうか。ラントツヴィンガー問題において問われていたのは、帝国であれ領邦、都市であれ＜国＞の裁判制度を、当事者双方に不平不満が残らぬように、あるいは得心の行く（reasonable）ようにいかに形成していくか——これであった。

本稿は限られた文書から「ラントツヴィンガー」の言葉をてがかりに考察をおこなってきた。他方ティロールの事例にあったように彼らはノートテーディンガーとも呼ばれていた。あるいは、ザクセン、ブランデンブルクに見出されるラントベシェーディガー（landesbeschediger, landtbeschediger）[121] はラントツヴィンガーにあたる存在だったのかも知れない。時代と地域とによっては、もっと他の言い方がなされていたかも知れない。中間考察となった本稿の課題をさらに追っていくには、もっと視野を広げる必要が出てくる。「事柄そのもの——用語のことにあらず——をともに考察する」（マルクス・アウレリウス）ために。

注

（1）Hoffmann, Robert, Die Augsburger Baumeister-Rechnungen von 1320-1331, in: Zeitschrift des Historischen Vereins f.Schwaben und Neuburg, 5,1878, 1 f.

（2）Hoffmann（前注［1］), p.31,58,131 mit Anm. 20.cf.Schorer, Reinhold, Die Strafgerichtsbarkeit der Reichsstadt Augsburg 1156-1548,121 Anm.269.

（3）Schmidt, Eberhard, Inquisitionsprozess und Rezeption, Leipzig 1940,30.

（4）Buff, Adolf, Verbrechen und Verbrecher zu Augsburg in der zweiten Hälfte des 14. Jahrhunderts, in: Zeitschrift des Historischen Vereins f. Schwaben und Neuburg, 4,1877,170 Anm.1. なお結社（„Gesellschaft“）の意味をめぐってはさしあたりReinle, Christine, Bauernfehden, Wiesbaden 2003,251 Anm.134.

（5）John, Richard, Der Landzwang und widerrechtliche Drohungen, Göttingen 1852.

（6）Ritter, Rudolf, Die Behandlung schädlicher Leute in der Carolina, Breslau

1930（Ndr.1977）.

（7）Duffner, Jürgen Hans Karl, Der Landzwang.eine strafrechtsgeschichtliche Untersuchung zu Artikel 128 der Carolina, Diss. Marburg 1982.

（8）Deutsches Rechtswörterbuch,8,Heft 5/6,1988,col.705.ラントツヴンガー関係のこうした史料引用記事は他に Fischer, Hermann, Schwäbisches Wörterbuch, 4, Tübingen 1914,Sp.977 を参照。

（9）cf.Deutsches Rechts-Lexikon, 2, hg. v. Tilch, Horst/Arloth, Frank, München 2001,2702（Landzwang）.

（10）事典関係は Haltaus, Christian Gottlob, Glossarium Germanicum Medii Aevi, Leipzig 1758（Ndr.1973）, Sp. 1192-93（Land-Zwinger）; Wilda, Landfriedensbruch, in: Rechtslexikon f.Juristen aller teutschen Staaten, 6, Leipzig 1845,278（Anm.151）f.;Holzhauer,H.,Landzwang,in:Handbuch zur deutschen Rechtsgeschichte（= HRG）, 2（Berlin 1972/78）, Sp.1601-1603. 法史の概説書関係は Zoepfl, Heinrich, Deutsche Rechtsgeschichte, 3, Braunschweig 1872（Ndr.1975）, 411 Anm.9,412（Anm.10）; Schröder, Richard/Künßberg, Eberhard Frh.v., Lehrbuch der deutschen Rechtsgeschichte, 7.Aufl., Berlin/Leipzig, 1932,836（Anm.25a）. 刑法史の概説書関係はOsenbrüggen, Eduard, Das alamannische Strafrecht im deutschen Mittelalter,Schaffhausen 1860（Ndr.1968）, 43（Anm.10）～47;His, Rudolf, Das Strafrecht des deutschen Mittelalters,2,Weimar 1935（Ndr.1964）, 216（Anm.1）～217（Anm.1）.

（11）Martin, Friedrich [Hg.], Salzburger Urkundenbuch, Bd.4 [Ausgewählte Urkunden 1247-1343], Salzburg 1933, nr.329, p.380-87.cf.Dopsch, Heinz/Spatzenegger, Hans（Hg.）, Geschichte Salzburgs. Stadt und Land, Bd.1,Teil 2, Salzburg 1983,893（Anm.205）ff.

（12）Putzer, Peter, Zur Legislative der frühen Neuzeit im Erzstift Salzburg, in: Aus Oesterreichs Rechtsleben in Geschichte und Gegenwart.Festschrift Ernst C.Hellbling zum 80.Geburtstag, Berlin 1981,707 f.

（13）Klein, Herbert, Beiträge zur Siedlungs-, Verfassungs-und Wirtschaftsgeschichte

von Salzburg, Salzburg 1965,18.

(14) Putzer, Peter, Das Privatrecht in den schriftlichen Rechtsdenkmälern der Stadt Salzburg im Mittelalter, in: Rechtsgeschichte und Rechtsdogmatik. Festschrift Hermann Eichler, hg.v.Ursula Flossmann, Wien/N.Y. 1977, 511-515.

(15) Ebel, Wilhelm, Geschichte der Gesetzgebung in Deutschland, Göttingen 1958,52.

(16) „Wir verbieten allen holzgeaer und allen lantwinger als schedlich laut landen und leuten und gebieten, daz man ir nachschrey und nachfolge als schedleichen lauten und swer dez nit tů, der sei dem gericht eines pfundes schuldich, er benem sein dann mit seinem recht, daz er an gevaer davon sei gewesen. Swer si daruber wizzenleichen behaltet, winder oder sumer, der sei in denselben schulden als si sint.Ez sol auch der richter zehant hincz im daz recht tůn als er ir gewaltig wirt. Swelich richter aber daran soumich wer, der uns angehört, der sol uns schuldich sein dreizich pfunt.Wer er aber eines ander herren, der daran soumich wer, der sol denselben herren, den er angehört, alsam dreizich pfunt schuldich sein und sol auch dhain richter solhen leuten dhain gelaitt geben, di in einem ander gerichte soliche sache tuent. "(Martin [前注11] 383 [Nr.24.]). (1 pfund=8 schilling=240 pfennig)

(17) cf. Würtenberger, Thomas,Das Kunstfälschertum. Entstehung und Bekämpfung eines Verbrechens vom Anfang des 15.bis zum Ende des 18. Jahrhunderts, Weimar 1940 (Ndr. 1970), 150 (Anm.3).

(17a) Reinle (前注 [4]), 250 (Anm. 128). cf. Sagstetter, Maria Rita, Hoch-und Niedergerichtsbarkeit im spätmittelalterlichen Herzogtum Bayern, München 2000,258 Anm.153.

(17b) R.v.デュルメン（佐藤正樹訳）『近世の文化と日常生活 2（村と都市）』（鳥影社・1995）249頁（「着衣をみただけで身分がすぐに分らなければならなかった」）参照。

(18) Dinklage, Karl, Quellen zur mittelalterlichen Geschichte der Zentgerichte, in:

Mainfränkisches Jahrbuch f. Geschichte und Kunst, 5,1953,44（„Item man hot auch in disem jore einem manne sin wirtin und ir tohter do gefangen und fur geriht beschrien gefüret fur lanttwinger umb niht anders, wann daz sie heten by in des keysers hofgerihtes briefe, die mit rehte erclagt warn“）und 43.

(18a) cf. Kaufmann, Manfred, Fehde und Rechtshilfe, Pfaffenweiler 1993,41（Anm. 223）f.,50,56.

(19) Das Bamberger Stadt-Recht, in: Zoepfl, Heinrich, Das alte Bamberger Recht als Quelle der Carolina, Heidelberg 1839, Urkundenbuch:p.40（§.136）, 42-43（§.147）, 52-53（§.184）, 53（§.185）.

(20) „Vmb waz sache einer vber den andern verpurgt ez sein purger oder geste daz sach sein darvmb man nach der statrecht vber einen nicht richtet.darvmb ist der clager dem schultheissen ie der buz verfallen. “（前注［19］§.136）

(21) „Vnd davon schol sich ie einer vor wol eruaren vm dez gerihtz reht vn lauf war vber man richte oder nicht.Vnd dyselben sache sein alle hie benant.darvmb man teilt ze richten. Vmb morde.vm rawp. vmb devbe. vmb brant. vmb falsch. vm verreteri. vmb. notzogen. vmb lantwingen. “（前注［19］§.136）cf.Zoepfl（前注［19］）, 110（Anm.7）; Scheel, Willy, Das alte Bamberger Strafrecht vor der Bambergensis, Berlin 1903,6（Anm.1）.

(22) „Item auf einen dybe. auf einen rauber.auf einen verreter auf einen lantwinger. Schol man ir yglichen auf binden ein hanthaft von cleydern vnd gewante oder ander hab als einen Dybe. oder einen Rauber. oder einen verreter. oder einen lantwinger angehort. vnd da schullen dy schopphen vmb sagen. daz sy ein hanthaft auf im gesehen haben gebunden dy besser sey wenne dreitzehen pfennig. Daz man dem Clager billichen rihte.vnd schol auch die hanthaft besser sein denn dreytzehen pfennig. Vnd schol man daz setzen in den stok vnd dy hanthaft mit ein ander beschauwen vnd vmz ez beydes mit einander sagen. Und vber einen dyp schol man rihten mit dem Strang. vnd vber einer rauber mit dem swerte. vnd uber einen vereter vor schleyffen.vnd darnach den vollen mit dem

swerte. vnd vber einen lantwinger auch mit dem strange. "(前注［19］§ .147) cf.Zoepfl（前注［19］), 118 (Anm.15) f.

(23) „Ist es vmb einen landtzwinger: das ist vor zu schullden komen von Johan goltschmids wegen vnnd von des heinrich wegen,die hetten arm hintterses auff dem landt; die lud ein annder paur,der hiess der briefftrager die zentte dar Innen sie sassen vnnd clagt zu in kempfllich vmb gereint kirchenn, und vmb armellen; vnnd was zu weihnachten; vnnd vmb ander vnerlich sach; darumb er in vnrecht thet: das wissentlich wass vnnd darvumb er sie vellig macht,vnnd sie zu buss vnnd schaden bracht, vnnd In das Ir do mit ab erzwang vnnd sie leibs vnnd guts benotigt. Derselbe pawer ward hinnen begriffen vnnd Im ein kempf Schillt vnd ein kolb auff den Rucken gepunden vnnd mit［geschrey vnnd mit hanthafft fur beyde gericht bracht vnnd wart mit schillt vnnd mit kolben］an den gallgen erhanngen. "(前注［19］§.184)

(24) „Wer es aber ein landtzwinger der armen leuten das Ir ab erzwung mit vnbescheidenheit mit vbervallen vnnd mit gewallt,das geleicht einem Raub, sie nemen es den leuten mit Nottigung,oder Inn geben es die leut selber von zwanckhalb wegen. So soll man darumb Richten als vmb ein raube. "(前注［19］) 53 (§.185).

(25) 以上は各々 Die Acht-,Verbots-und Fehdebücher Nürnbergs von 1285-1400, bearb.v.Schultheiss, Werner, Nürnberg 1960,p.166,Nr.［1122］,［1123］,［1124］,［1125］.

(26) cf.Rösel, Ludwig, Alt-Nürnberg. Geschichte einer deutschen Stadt im Zusammenhang der deutschen Reichs-und Volksgeschichte, Nürnberg 1895,323 f.関係の近時の研究としてRitzmann, Peter, „Plackerey in teutschen Landen": Untersuchungen zur Fehdetätigkeit des fränkischen Adels im frühen 16.Jahrhundert und ihrer Bekämpfung durch den Schwäbischen Bund und die Reichsstadt Nürnberg,München 1995,1.

(27) Hirsch, Hans, Die hohe Gerichtsbarkeit im deutschen Mittelalter, Prag 1922,26

Anm.38（ヒルシュ［拙訳］「中世ドイツにおける高級裁判権 第一部［一］」『熊本法学』88［1996］163頁注［98］）; His,Rudolf,Geschichte des deutschen Strafrechts bis zur Karolina, München/Leipzig (Ndr.1967), 160 („die Strafe des Räubers")。

(28) 拙稿「契約と服従と——バーゼル・ウァフェーデ管見」服部良久／蔵持重裕編『紛争史の現在』（高志書院・2010）96頁以下参照。

(29) Rennefahrt, Hermann (Hg.), Die Rechsquellen des Kantons Bern, 1.Teil: Stadtrechte, 4. Bd.,1.Hälfte: Das Stadtrecht von Bern, Aarau 1955,47 [19.].cf. Segesser, Philipp Anton v., Rechtsgeschichte der Stadt und Republik Luzern, 2,Luzern 1854 (Ndr.1974), 39 (Anm.2)～44 („Landtwinger"); Osenbrüggen (前注［10］) 43 (Anm.13).

(30) „so an inn ze sprechende hand,nit im rechten antwůrte,dem rechten gnůg tů oder sich dem begegne,das denn die statt oder ir amptman,dannen er geflochen were,die andren statt oder ir amptlůte,hinder die er sich gemachet hett,schribent und die ernstlich vermanent,das si zů dem selben lanttwinger und zů sinem gute griffen,inn uffheben und gehalten untz uff die stund "(前注［29］47［19.].)

(31) Krenner, Franz (Hg.), Bairische Landtagshandlungen in den Jahren 1429 bis 1513,1, München 1803,171: „Item es ist auch beredet worden, daß weder Herren, Ritter, Knechte oder andre weder Räubern, Mördern, Brennern, noch Landszwingern, die andere Leute wider Landsrecht bekriegen oder nöthigen wollten, nicht Geleit geben, noch die hausen oder hofen noch keinerley Schub oder Hilf thun sollen. Welche aber wären, die das thäten,und das sich wohl wissentlich hinz ihnen erfände, nach Innhalt des Landesfreyheit, dieselben sollen darum von der Herrschaft gestrafft werden, als Recht ist, und wo man solche Uebelthäter erführe,und bey wem das wäre,so soll man auch nach ihnen greifen, und zu ihnen richten als Landes Recht ist."

(32) 拙著『ウァフェーデの研究　ドイツ刑事法史考』（多賀出版・2009）215頁注（254）。

(33) Monumenta Boica,25, München 1823,p.372-374 nr.157.

(34) cf. Schlosser, Hans, Spätmittelalterlicher Zivilprozess nach bayerischen Quellen, Köln/Wien 1971, 32 (Anm.99).

(35) Dinklage, Karl (Hg.), Fränkische Bauernweistümer, Würzburg 1954,Nr.30,p.80 [6]: „das mit namen off die zent gehörn sol diepstal, mort, brant, felscherij, lantzwinger und raub, und was das leben antrifft.Und auch desglichen, ob einr einen solichen artickel ein schuldigt und sich vermaß, des zu wisen, das gehort auch an die zent; wer es aber, ob einer ein schültd einen diep oder ein morder,ein reüber,felscher,nachtbrenner oder desglichen und nit ein wysung daroff züge,so wern es scheltwort und gehört nit off die zent und sol es in sinr herren geriecht büssen ungeverlich. "

(36) Müller, Karl Otto, Zur Geschichte des peinlichen Prozesses in Schwaben im späteren Mittelalter. Ellwanger Halsgerichtsordnung von 1466, in: Tübinger Studien f. Schwäbische und deutsche Rechtsgeschichte, Bd.2, Heft 3, Tübingen 1910,p.79:Die Ellwanger Halsgerichtsordnung von 1466, Schulth[aiss],B.,§ VI,§ V.

(37) Cramer, Johann Ulrich Freyherr von, Wetzlarische Nebenstunden, 56, Ulm 1755-1773,118: „Item vor viertzigkh Jahren nemlichen jm neun vnd achtzigsten Jare ist Hannß Schimmel von Poppenreutt vmb des willens das Er ainem Pauren zu Schweinaw ainen Feinds-Brieff in sein Haus gesteckht zu Fürth gefengcklichen angenommen, gen Herzogen Anrach geführet,und daselbsten als ein Land-Zwinger vom Leben zum Todt mit dem Schwert gerichtet." cf. His (前注 [10]), 216 Anm.6.

(38) Die Chroniken der deutschen Städte vom 14. bis 16. Jahrhundert, 22 (Die Chroniken der schwäbischen Städte, Augsburg 3), Göttingen 1965,250.

(39) 前注 (38) 250 [8.].

(40) Müller (前注 [36]) 73 [X.].

(41) Nördlinger Stadtrechte des Mittelalters, bearb.v.Müller, Karl Otto, München

1933,375 [90.]: „Item in ainer ieden sach und us aller unrechtlicher beschwerung mag man appellieren und in den sachen nit, darin appellieren verpoten und hernachbestimpt ist.Von erst wer nit appelliert nach ordnung der recht und wie vorsteet. /Zum andern wem zum rechten ordenlich verkündt und clagfellig wurd, der sol zů appellieren nit gelassen werden, er bring dann für zů recht gnůg eehaft not seins usbleibens. /Zum dritten ains offen landzwingers, item ains morders, item wer iemand mit gift vergeben hett. /Item dieb, straussrauber, verräter, fälscher, item wer ainen mit gewalt zu tod schlecht, item der ain sollichen todschlag frümbdt oder stift, item der ain junckfrawen oder frawen benotzogt und ander übeltäter, die uf gichtigen mund und wär tät verurtailt werden, so schafft ir appellation nichtz, sonder es sol die urtel volzogen werden."

(42) Kohler, Josef/Scheel, Willy, Die Bambergische Halsgerichtsordnung (Die Carolina u. ihre Vorgängerinnen 2), Halle a.d.S. 1902 (Ndr.1968), 61-62 [§ 153].

(43) Kohler, Josef/Scheel, Willy, Die Bambergische Halsgerichtsordnung in niederdeutscher Uebersetzung Hermann Barkhusens 1510 (Die Carolina u. ihre Vorgängerinnen 3), Halle a.d.S. 1904 (Ndr.1968), 48 [§ 153],133 („lant-rumesch").

(44) „Item Nachdem sich teglich begibt, das mutwillig person die lewt wider recht betrohen, entweychen vnd aussdretten vnd sich an endt vnd zu sôlchen lewten thun, da mutwillige beschediger enthalt, hilff, furschub vnd beystandt finden, von den die lewte ye zu zeytten mercklich beschedigt werden,Auch fare vnd beschedigung von denselben leychtvertigen personen warten můssen, die auch merermals die lewt durch sôlch drohe vnd forcht wider recht vnd billigkeyt dringen: /Desshalb sôllich Buben fur recht landtzwinger gehalten werden mögen. "(前注 [42])

(45) „Hirumb, wo dieselbigen an verdechtlich ende, als obstet, aussdretten, die

lewte bey zimlichen rechten nit beleyben lassen, sunder mit gemeltem aussdretten vom rechten zu bedrohen oder schrecken vndersteen: die sôllen, wo sie in gefengknuss komen, mit dem schwert als landsszwinger vom leben zum todt gericht werden, vnangesehen ob sie sunst nit anders mit der tat gehandelt hetten./Dessgleychen sol es auch gehalten werden gegen denjhenen,die sich sunst durch etliche werck mit der tat zu handeln vndersteen. "(前注 [42])

(45a) cf.His (前注 [27]), 160 („ein Vergehen,das nicht notwendig eine Erpressung darzustellen braucht").

(46) Schroeder, Friedrich-Christian (Hg.), Die Peinliche Gerichtsordnung Kaiser Karls V.und des Heiligen Römischen Reichs von 1532 (Carolina), Philipp Reclam jun.Stuttgart 2000,80 [§ 128].

(46a) Krause, H., Minne und Recht, in: HRG (前注 [10])5 (1985-90), 582-87; Kaufmann (前注 [18a]), 73 (Anm.401,402), 97 („auf einen Rechtsspruch").

(47) Neue und vollständigere Sammlung der Reichsabschiede (= NS), [hg. v. Senckenberg, Heinrich Christian von] 2,1747 (Ndr.1967), p.144 (§ 15). cf. Reinle (前注 [4]), 252 (Anm.138).

(48) „Und nachdem sich mannigfaltig im Reich begibt,daß etliche leichtfertige Unterthanen,vmb verschuldte Sachen,von ihrer Herrschafft abtretten und râumig werden,dem Rechten zu entflichen,oder sich sonst unziemlicher Weiß wider ihre Herrschafft oder Nachbarn empôren, und Unwillens fleissigen,ihre Herrschafft oder desselben Unterthanen bedrauen,und umb ihre vermeynte Forderung nicht ordentlich billig Recht nehmen wollen: "(前注 [47] NS,2,p.144[§ 15]).

(49) „Haben Wir, denselben zu begegnen, geordnet und gesetzt, daß hinfûro niemand dieselbe wissentlich enthalten, hausen, herbergen oder dergleichen, sondern soll dieselben die Obrigkeit, darunter sich solche Außgetretene hielten, so sie solch Drâuen vernehmen, oder verstanden hâtten, zu Pflichten annehmen, sich ordentlichs Rechtens von ihrer Herrschafft begnûgen zu lassen und thâtliche Handlung zu vermeiden, dazu ihnen auch ihr Herrschafft nothdûrfftig Geleit, vor Gewalt, zu

Recht, geben, auch fôrderlich gebûhrlichs Rechtens gestatten und verhelffen soll. "(前注［47］NS,2,p.144［§15］).

(49a) cf.Kaufmann（前注［18a］), 78 mit Anm.430.

(50) „Welche Obrigkeit aber hiewider jemand enthielt, vergleitet, oder nicht wie obsteht, zu Pflichten annehme, so sie deß ermahnt wird, die soll mit samt dem Enthaltenen und Vergleiteten für ein friedbrecher gehalten, und gegen ihn, wie einen Friedbrecher, zur Acht und andern Pônen procedirt und fürgenommen werden. "(前注［47］NS,2,p.144［§15］).

(51) この関連で一言したい。John（前注［5］11［Anm.2］）はラントツヴァングをラント平和破壊の一部とみる。ただ、(i) 後者は武装権・フェーデ権の保持者による、前者はこの権利をもたぬ者による行為、と身分の相違で捉えるのは疑問である（後述）。cf.Osenbrüggen（前注［10］）43（Anm.12）. (ii) 彼には、司直自身がラント平和破壊に問われる事態は、想定されていない。

(52) NS（前注［47］), 2,p.199（VIII.§ 3,§ 4).

(53) „dafür solche ausgetretene Trauer keine Freyheit schûtzen oder schirmen "(前注［52］, p.199（VIII.§ 3).

(54) Zeumer,Karl（Hg.), Quellensammlung zur Geschichte der deutschen Reichsverfassung, Teil 2, 2.Aufl., Tübingen 1913（Ndr.1987), Nr.187, p.336（XVI.§ 3,§ 4).

(55) Zeumer（前注［54］), Nr.189,p.350 f.（§ 45,§ 46, § 47, § 48).

(56) „etwa sondern Personen, etwa gantzen Communen und Gemeinden Abklag oder Absagen zuschicken oder an die Thor der Flecken und Häuser anschlagen, darinn sie dieselbe bedräuen, wo sie sich mit ihnen ihres Gefallens nicht vertragen würden,daß sie es an ihrem Leib und Gütern einkommen und mit Brand oder in andere Weg verderben wöllen "(前注［55］350［§ 45］).

(57) cf.Geerds,F.,Gaunertum,in:HRG（前注［10］）1（Berlin 1964/1971), Sp.1409（„An die Stelle korrupter Amtmänner"). また拙著『中世ドイツの刑事裁判生成と展開』（多賀出版・1998）7頁（注13）以下（「巾着裁判官」）参照。

(58) NS（前注［47]），3,1747（Ndr. 1967），p.97 § XIV.（„Daß wider die/so ausgetrettene Unterthanen wider ihre Obrigkeit enthalten/am Cammer-Gericht gehandelt werden moge“）．なお文字浩訳「帝国カンマー裁判所法（1555年）（6・完）」『南山法学』21の3（1997）104頁。

(59) „auch ein Obrigkeit der ander, wider solche ausgetretene Personen, zu schleunigen Rechten, und mit wenigstem Unkosten verholffen seyn “（前注［58]）

(60) Die Zenten des Hochstifts Würzburg, I, bearb.v.Knapp, Hermann, Berlin 1907,65-67.

(61) Zeumer（前注［54]）Nr.187 p.330（§ 1），331（§ 2）.

(62) NS（前注［47]），3, p.211 ff.

(63) NS（前注［47]），3, p.245 f.

(64) „niemanden,so anspruch an den andern vor inen zu haben vermaint, fursetzlich ufzuhalten und umbzutreiben, sonder meniglichen zu schleunigem, furderlichem, gutlichen, oder rechtlichem austrag zu verhelfen… “（前注［60］66）

(65) Mörath, Anton, Beiträge zur Geschichte des Centgerichts Scheinfeld in der Reichsherrschaft Schwarzenberg in Franken im 14.,15. und 16. Jahrhundert, in: Jahresbericht des historischen Vereins f. Mittelfranken（Ansbach），44,1892,16-17.

(66) „Item am ersten, so der ancleger denn vbelthetter aus dem thurn oder gefencknus nimbt, soh er dreimall vff der stiegen vber ine laut schreien:/Ich schreie heut vber mein dieb, morder, lanndszwinger, straßenrauber, mordtprenner vber m.g.herrn vnnd vnnd［！］vber des gantzen lanndts…Jho…:darnach sol man ine fur dem rathaus in stock setzen “（前注［65］16-17）

(67) Knapp（前注［60]）47.本事例についてPetersen,Chr., Zioter（Zeter）oder Tiodute（jodute），der Gott des Kriegs und des Rechts bei den Deutschen, in:Forschungen zur deutschen Geschichte, 6,1866,287 も参照。なお「叫喚告知（„Zetergeschrey“）」をめぐるペーターゼンのこの分厚な論稿は、この方面の

本格的研究として現在ほとんど唯一のものといえよう。

(68) Mörath（前注［65］）21.

(69) Stolz, Otto, Geschichtskunde des Zillertales, Innsbruck 1949, p.43 f.,98; Huter, Franz（Hg.）Alpenländer mit Südtirol（Handbuch der historischen Stätten Österreich, Bd.2）, 2.Aufl.,Stuttgart 1978,p.509.

(70) Die tirolischen Weistümer（=T.W.）2（Österreichische Weistümer［= Ö.W.］3）, Wien 1877, p.374. またT.W.1（Ö.W.2）, Wien 1875, 109, 112（Landgericht Rattenberg）も同じ内容のヴァイストゥーム。

(71) cf.Schubert, Ernst, Duldung, Diskriminierung und Verfolgung gesellschaftlicher Randgruppen im ausgehenden Mittelalter,in:Schmitt,Sigrid u.a.（Hg.）, Kriminalität und Gesellschaft in Spätmittelalter und Neuzeit, Stuttgart 2005,61 f.

(72) T.W.1（Ö.W.2）, Wien 1875,p.59-60（8.Söller Stiftsöffnung）.

(73) „und wann ain lantgeschrai über ain deub,lanttwinger oder andern übltcter aufkäm, dem nach zu eilen oder ze fachen,und da von dem ambtman oder seinem diener von herrschaft wurd poten oder angerueft,da sol er mit sambt anderer lantschaft gehorsam und beholfen sein. “（前注［72］）なおKaufmann（前注［18a］）, 71（Anm.386）によれば „Landgeschrei“ とはいわば＜現行犯行なき叫喚告知＞である。ここにはすでに、現行犯行と非現行犯行との区別が稀薄化している一例がみられる。

(74) T.W.3（Ö.W. 4）, Wien 1880, p.172:„Item die aidschwern sollen nun hinfür schuldig und pflichtig sein von unrechtfertigen leuten, als absager, landzwinger, mörder, dieb,und umb sachen, dardurch unser gnedigisten herrschaft landen und leiten unrat und schaden aufersteen mechte,von stund an ainem richter anpringen on verziehen oder doch auf das lengst in dreien tagen und ander sachen in monats frist.“

(75) Oberösterreichische Weistümer 2（Österreichische Weistümer 13）, Graz/Köln 1956,p.229［23.］:„ Frag:Ob ainer im landgericht behauset ober beherberget ainen muetwiller landzwinger und ime noch zu seinen pesen und muetwilligem

furnemen pixen, armst oder andere wöhr liche,auch rath und that, hulfe und speiß gäbe, was darumben recht ?/Antwort: Der dises thätte, were mit dem mallefizrechten on alle gnadt hertigelichen zu straffen.“

(76) Ebel,Wilhelm (Hg.), Lübecker Ratsurteile, 3, Göttingen/Berlin/Frankfurt (M) 1958,p.551-52 Nr.727.

(77) „…befindt sick nicht, dat ein Radt tho Reval dem beclagten Wilhelm Schotte rechts solde geweygert eder ehme tho dem gelesenen bedrowbriefe jhenige orsake gegeven hebben;derhalven denn Willm Schott myth sulcken geschwinden schryven unrecht gedaen und dewile he dardurch tho bosen glouven gekamen,alzo dath man sik kumftich oveldediger beschedigung van ohme besorgen muchte “(前注 [76]552)

(77a) 同時代の一例としてEbel (前注 [76]), p.253f., Nr. 369：„sine gedane orpheide“ (1535, Jan. 22). また拙著 (前注 [32]) XIV頁 (注61) 参照。

(78) „…dat de beclagede Willm Schott in gefengkniß ßolange sall entholden werden,bet dat he genugsame und geburlike caution dho,darmyt lande und lude vor ohme muge secker syn und he sik an like und rechte genugen late und myt der daet nichts vornheme “(前注 [76]552)

(79) „et sall ohme ok hirmyt an synem rechten nichts genhamen,sundern Ein Raet tho Rhevel schuldich syn,ohme aver alle de, ßo he myt recht to besprecken und tho beklagen,geburlichs rechtens tho verhelpen “(前注 [76]552)

(80) 永久平和令の「執行令」は長い経過の後やっと1555年アウクスブルク帝国議会で成立、帝室裁判所の判決の執行が各帝国クライスに委ねられた。この前後帝国と領邦は＜法と正義による平和＞を目差し、伝統を墨守する騎士らと戦わねばならなかった (Wadle, Elmar, Der Ewige Landfriede von 1495 und das Ende der mittelalterlichen Friedensbewegung, in:1495 — Kaiser Reich Reformen: der Reichstag zu Worms, Koblenz 1995,77 f.)。

(81) Stölzel, Adolf (Hg.), Urkundliches Material aus den Brandenburger Schöppenstuhlsakten, 1 (Urkunden bis 1580), Berlin 1901,p.478-480 Nr.276 I (ブラン

デンブルク市審判人団に法の教示を求めるロッヒョブの兄弟発行の文書), II（同審判人団の回答書).

(82) Stölzel,Adolf（Hg.）（前注［81]）p.638-639 Nr.366: „auch den andern angezogenen umbstenden so viel erscheinet, das der gedachter Heine Ruloff zu ergrundigung der warheit mit messiger pein angegriffen und wegen des entstandenen feuers und erstochenen pferden muge befragt werden. Und wozu ehr sich bekennen wirdt, ergehet ferner darauf, was recht ist.“

(83) Stölzel, Adol（Hg.）（前注[81]）p.673-674 Nr.381: „Wo der berurter Antonius Zimmermhan, eine muttwillige person, sich der angezogenen dreuwort offentlichen verlauten laßen, darauf ausgetretten where und sich an ende und zu solchen leuten begeben hette, da mutwillige beschediger enthalt, hulfe, furschup und beistandt finden, auch von ihm nicht alleine beschedigung zu erwarten, sondern euch durch solche drohe und forcht widder recht und pilligkeit zu dringen unterstanden hette etc.“

(84) Radburch, Gustav, Der Raub in der Carolina, in: ders., Elegantiae Juris Criminalis, 2.Aufl., Basel 1950, 49-69（[拙訳]「カロリナにおける略奪」『熊本法学』85［1995]35-70頁）; Radburch,Gustav/Gwinner, Heinrich, Geschichte des Verbrechens. Versuch einer historischen Kriminologie, Stuttgart 1951,84-100（IX.Fahrendes Volk), insb.97-98.以上のラートブルフの刑法史研究について、カルル・S・バーダー（拙訳）「歴史犯罪学の課題、方法および限界」『熊本法学』82（1995）43頁上段以下参照。

(85) Radburch（前注［84]）68（Anm.62). 拙訳（前注［84]）52頁下段。

(86) 以上についてRadburch（前注［84]）67（Anm.60,61). 拙訳（前注［84]）52頁。なお、第124条から第129条についてGwinner, Heinrich, Die Carolina und das Gaunertum. Eine rechtsgeschichtliche Studie, in: Beiträge zur Kultur-und Rechtsphilosophie. Festschrift f.Gustav Radbruch,1948,170（„Art.124-129“）も同様に時代の特徴的犯罪とみた。

(87) Duden. Das grosse Wörterbuch der deutschen Sprache in sechs Bänden, 4,

Mannheim/ Wien/ Zürich, 1978, 1585;Geerds（前注［57］）1406.なお瀬川晃『犯罪学』（成文堂・1998）6頁によれば、刑事法学は刑法学、刑事訴訟法学の他に刑事学を含む。刑事学はさらに、犯罪学（犯罪現象論・犯罪原因論・犯罪学理論）と刑事政策（刑事司法システム論・刑罰/保安処分論・犯罪者処遇論）にわかれる。比較的わかり易い構成である。

(88) Heinrich von Kleist,Michael Kohlhaas.Aus einer alten Chronik,Stuttgart (Reclam) 1995.クライスト作（吉田次郎訳）『ミヒャエル・コールハースの運命 或る古記録より』（岩波文庫・1990)。

(89) Müller-Tragin, Christoph, Die Fehde des Hans Kolhase. Fehderecht und Fehdepraxis zu Beginn der frühen Neuzeit in den Kurfürstentümern Sachsen und Brandenburg, Zürich 1997,33-34; Diesselhorst, Malte/ Duncker, Arne, Hans Kohlhase.Die Geschichte einer Fehde in Sachsen und Brandenburg zur Zeit der Reformation, Frankfurt (M) u.a.1999,188-190 („Ich Hanns Kolhasse Thun kunth allermeinglich, So diessenn meinen Offen brieff,sehenn hörn ader lessen Edelnn vnnd vnedelen, wes wirden Stannds die sein,…“).

(90) Kaufmann, Ekkehard, Michael Kohlhaas Hans Kohlhase. Fehde und Recht im 16.Jahrhundert-ein Forschungsprogramm, in: Dilcher, Gerhard/Diestelkamp, Bernhard (Hg.), Recht, Gericht, Genossenschaft und Policey, Berlin 1986,70 („der Brand der Stadt Wittenberg“), 75 (Anm.49,52).

(91) Knapp, Hermann,Das alte Nürnberger Kriminalrecht, Berlin 1896,159 (Anm.6); Heilborn, Paul, Die geschichtliche Entwicklung des Begriffs Landfriedensbruch, in: Zeitschr.f.d.ges.Strafrechtsw., 18,1898, 24 (Anm.109) および Hampe, Theodor, Die Nürnberger Malefizbücher als Quellen der reichsstädtischen Sittengeschichte vom 14.bis zum 18.Jahrhundert, Bamberg 1927,38.斬首刑の挿絵は数多い。一例にFehr, Hans, Das Recht im Bild (Kunst und Recht 1), München/Leipzig 1923,III.Tafelteil,Nr.85～90.

(92) Radburch/Gwinner（前注［84］), 97 f.

(93) „Mordbrand “を「夜陰に乗じた放火」つまり夜間放火と捉えることについ

てはHis（前注［10］),350(Anm.8）参照。一実例としてMaass, Max Peter, Halsgericht.Kriminalität und Strafjustiz in alter Zeit,Darmstadt 1968,105（„nachtlich in Katzenelnbogen brennen“［1382］). なお、ミヒャエル・クンツェ（鍋谷由有子訳）『火刑台への道』（白水社・1993）116頁以下（「放火殺人犯」)、バウマン（菊池良生訳）『ドイツ傭兵の文化史』［新評論・2002］199頁（「放火謀殺犯［Mordbrenner］」)、ウーヴェ・ダンカー（藤川芳朗訳）『盗賊の社会史』（法政大学出版局・2005）87頁以下（「殺人放火犯」）では、別の訳が付されている。

(94) Radburch/Gwinner（前注［84］). 97.

(95) 吉田次郎訳（前注［88］）3頁、35頁。Heinrich von Kleist（前注［88］). 3,36.

(96) cf.Maass（前注［93］）179（Artikel der „Carolina“).

(97) 別役実『犯罪症候群』（ちくま学芸文庫・1992）16頁。

(98) 前間良爾『ドイツ農民戦争史研究』（九州大学出版会・1998）279頁および296頁。

(99) なお Radburch, Gustav, Zur Einführung in die Carolina,in:ders.（Hg.), Die Peinliche Gerichtsordnung Kaiser Karls V.von 1532（Carolina), Stuttgart（Reclam) 1967,13（„das Uebel der Zeit“）も参照。

(100)近時における同様の視点の考察としてMüller-Tragin（前注［89］). 116（Anm.656-659［„die zeittypische Ausprägung der Kriminalität“］）を参照。

(101)Schüßler, Martin, Die Entwicklung der Gauner-und Verbrechersprache „Rotwelsch“ in Deutschland von der Mitte des 13.bis zur Mitte des 16.Jahrhunderts, in: ZRG GA 118,2001,391（Anm.32a).

(102)Radburch（前注［84］）66（„durch Waffenübung…“). 拙訳（前注［84］）51頁前段。

(103)Schubert, Ernst, Fahrendes Volk im Mittelalter, Bielefeld 1995,415（Anm.140).

(104)cf.Der Bundschuh. die Erhebungen des südwestdeutschen Bauernstandes in den Jahren 1493-1517, bearb.v.Rosenkranz, Albert, I, Heidelberg 1927,437-38.

(105)Radburch（前注［84］）67（Anm.58）. 拙訳（前注［84］）51頁注（58）。

(106)Gwinner（前注［86］）167（Anm.1）および ders.,Der Einfluss des Standes im gemeinen Strafrecht,Breslau 1934（Ndr.1977）, 45（Anm.216）も同様。なお、バウマン（前注［93］）197頁（「傭兵契約の切れたランツクネヒトが明らかに流れ者の一大グループ」）参照。

(107)バウマン（前注［93］）（前注［89］）32頁。

(108)Schwerin, Cl. Frhr.（Hg.）, Sachsenspiegel（Landrecht）, Stuttgart（Reclam）1982,98;Die Heidelberger Bilderhandschrift（Koschorreck, W., Frankfurt［M］1989）. 12' (Sp.5); Die Wolfenbütteler Bilderhandschrift（Schmidt- Wiegand, R., Berlin 1998）. 42' (Sp.5). なおR.v.デュルメン（前注［17b］）55頁（「ユダヤ人は…一定のかぶりものを着用」）参照。

(109)拙著（前注［32］）209頁（［注218］）。

(110)バーダー（前注［84］）49頁（注33）。

(111)Avé=Lallemant,Friedrich Christian Benedict, Das deutsche Gaunertum, hg. v.Bauer, Max, München/Berlin 1914,20.

(112)Harter, Karl, Gaunertum, in:HRG（前注［10］）2.Aufl., Berlin 2008, Sp.1947.

(113)Geerds（前注［57］）Sp.1408.cf.Schmidt, Richard, Die Aufgabe der Strafrechtspflege, Leipzig 1895,181（„das professionelle Gaunertum"）は、ガウナートゥームの都市的存在を指摘する。

(114)Zeumer（前注［54］）Nr.173 p.283（§ 7）. なお藤代幸一/田中道夫訳『ハンス・ザックス謝肉祭劇全集』（高科書店・1994）110頁下段（傭兵の発言「主君を見つけるために/数百マイル走ることも間々あるぞ。/だが俸禄が半分も支払われたことは滅多にないわい」）参照。

(115)NS（前注［47］）. 145（§ 3）

(116)NS（前注［47］）. 263（§ 9）

(117)ブラント（尾崎盛景訳）『阿呆船　下』（現代思想社・1968）17頁（「人目に立つときゃ松葉杖、/一人になればすたこらさ［Der gat vff krucken, so mans sicht,/ Wann er allein ist, darff ers nicht］」）。Sebastian Brants Narrenschiff,

hg.v.Bobertag, F.,Berlin/Stuttgart o.J. [1889], 163.

(118)Zedler, Johann Heinrich, Grosses vollständiges Universal-Lexikon, 16,1773 (Ndr.1982), Sp.588-89; Deutsches Wörterbuch von Jacob und Wilhelm Grimm, 6, Leipzig 1885 (dtv 12 [München 1984]), Sp.152.

(119)cf.Reinle（前注［4］), 254 („die Absage bereits den Beginn einer Fehde") f.

(120)ゲッツ・フォン・ベルリヒンゲン（藤川芳朗訳）『鉄腕ゲッツ行状記』（白水社・2008）76頁。Berlichingen,Götz von:Mein Fehd und Handlungen, bearb.v.Helgard Ulmschneider, Sigmaringen 1981,79.

(121)cf. Brunner,Otto,Land und Herrschaft,5.Aufl.,Wien 1965,64 (Anm.5,6), 65 („zum Landfriedensbrecher, zum Landzwinger"), 66 (Anm.3).

(122)cf. Reinle（前注［4］), 252 („Von daher war jeder Austreter als potentieller Feind zu betrachten") f.

(123)R.v.デュルメン（前注［17b］）387頁。

(124)Kaufmann（前注［18a］), 36 mit Anm.183.